情報として，土砂災害警戒情報を補足する情報の提供に努めるものとする。

○消防庁は，気象庁から受信した風水害に関する情報等を，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により，地方公共団体等に伝達するものとする。

○市町村，放送事業者等は，伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，市町村は，大雨，暴風，高潮等の特別警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。

○道路管理者は，降雨予測等から通行規制範囲を広域的に想定して，できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際，当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し，日時，迂回経路等を示すものとする。また，降雨予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

２　住民等の避難誘導

○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」

○市町村は，風水害の発生のおそれがある場合には，防災気象情報等を十分把握するとともに，河川管理者，水防団等と連携を図りながら，浸水想定区域や土砂災害警戒区域等の警戒活動を行う。その結果，危険と認められる場合には，住民に対して避難指示等を発令するとともに，適切な避難誘導を実施するものとする。特に，台風による大雨発生など事前に予測が可能な場合においては，大雨発生が予測されてから災害のおそれがなくなるまで，住民に対して分かりやすく適切に状況を伝達することに努めるものとする。

○市町村は，住民に対して避難指示等を発令するにあたり，対象地域の適切な設定等に留意するとともに，避難指示及び緊急安全確保を夜間に発令する可能性がある場合には，避難行動をとりやすい時間帯における高齢者等避難の発令に努めるものとする。

○市町村は，危険の切迫性に応じて避難指示等の伝達文の内容を工夫すること，その対象者を明確にすること，避難指示等に対応する警戒レベルを明確にして対象者ごとに警戒レベルに対応したとるべき避難行動がわかるように伝達することなどにより，住民の積極的な避難行動の喚起に努めるものとする。

○市町村は，災害対策本部の置かれる本庁舎等において十分な状況把握が行えない場合は，避難指示等を行うための判断を風水害の被災地近傍の支所等において行うなど，適時適切な避難誘導に努めるものとする。

○住民への避難指示等の伝達に当たっては，市町村防災行政無線を始め，Ｌアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等のあらゆる伝達手段の複合的な活用を図り，対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。特に，人口や面積の規模が大きい市町村においては，夜間や早朝に突発的局地的豪

雨が発生した場合における，エリアを限定した伝達について，各市町村の地域の実情に応じて，エリア限定の有効性や課題等を考慮した上で検討するものとする。

○避難誘導に当たっては，市町村は，指定緊急避難場所，避難路，浸水想定区域，土砂災害警戒区域等，災害の概要その他避難に資する情報の提供に努めるものとする。

○地方公共団体は，ヘリコプター，船舶による避難についても検討し，必要に応じ実施するものとする。

○市町村は，情報の伝達，避難誘導，安否確認の実施に当たっては，要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。

○内閣総理大臣は，被害の最小化を図るため，国民に対して，非常災害が発生するおそれがある場合において，緊急に的確な情報を提供することにより避難行動を促すことが必要なとき，又は非常災害が発生した場合において，災害の拡大及び二次災害の発生を抑止するため，緊急に避難を要すると認めるときは，予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について周知させる措置をとるものとする。

○国〔国土交通省〕および都道府県は，市町村から土砂災害に関する避難指示等解除に関して求めがあった場合には，必要な助言をするものとする。また，大規模な土砂災害発生後には，必要に応じて国土交通省緊急災害対策派遣隊（ＴＥＣ－ＦＯＲＣＥ）や専門技術者等を派遣して二次災害の危険性等について市町村に助言を行うものとする。

３　関係省庁災害警戒会議の開催及び政府本部の設置

○第２編２章１節３項「関係省庁災害警戒会議の開催及び政府本部の設置」

４　災害未然防止活動

○国〔国土交通省〕及び水防管理者は，水防計画に基づき，河川堤防等の巡視を行い，水防上危険であると思われる箇所について，応急対策として水防活動を実施する。また，水防管理者は，必要に応じて，委任した民間事業者により水防活動を実施する。

○国〔農林水産省，国土交通省〕，河川管理者，海岸管理者，農業用用排水施設管理者，下水道管理者等は，洪水，高潮，豪雨の発生が予想される場合には，ダム，せき，水門，ポンプ場等の適切な操作を行うものとする。その操作に当たり，危害を防止するため必要があると認めるときは，あらかじめ，必要な事項を関係市町村及び警察署に通知するとともに一般に周知するものとする。

○水防団及び消防機関は，出水時に土のう積みなど迅速な水防活動を実施する。また，河川管理者，地方公共団体と連携し，必要に応じ，水防上緊急の必要がある場所において警戒区域を設定し，水防関係者以外の者に対してその区域への立入の禁止又はその区域からの退去等の指示を実施するものとする。

第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

１　災害情報の収集・連絡

(1)　被害規模の早期把握のための活動

○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」

○国〔農林水産省，国土交通省〕，地方公共団体等は水防団等の巡視活動等を通じ，被害状況の早期把握を行うものとする。

(2)　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡

○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

(3)　一般被害情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

(4)　応急対策活動情報の連絡

○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

２　通信手段の確保

○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

３　地方公共団体の活動体制

○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

４　広域的な応援体制

○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

５　国における活動体制

(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

(2)　緊急参集チームの参集

○第２編２章２節６項(2)「緊急参集チームの参集」

(3)　職員の派遣

○第２編２章２節６項(3)「職員の派遣」

(4)　政府本部の設置又は各種会議等の開催

○第２編２章２節６項(4)「政府本部等の設置又は各種会議等の開催」

(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

(7)　緊急災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(7)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」

(8)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等

○第２編２章２節６項(8)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」

(9)　政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

○第２編２章２節６項(9)「政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

(10)　被災者生活・生業再建支援チームの開催

○第２編２章２節６項(10)「被災者生活・生業再建支援チームの開催」

(11)　自衛隊の災害派遣

○第２編２章２節６項(11)「自衛隊の災害派遣」

第３節　災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動

１　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

○第２編２章３節１項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」

○風水害においては，災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く，それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。また，堤防等の被害による再度災害，風倒木の流出による二次災害防止対策を講じることとする。

○国〔気象庁〕は，風水害時の応急活動を支援するため，被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

○国〔気象庁〕及び都道府県は，地震等により土砂災害等に係る諸条件が変化し，通常の基準を適用することが適切でなくなった場合には，必要に応じて大雨警報及び土砂災害警戒情報等の発表基準の引下げを実施するものとする。

○国〔国土交通省〕は，豪雨に伴う大規模崩壊や大規模河道閉塞等に伴う被害の拡大防止のため，緊急工事，必要な資機材の調達，避難誘導に必要な情報の開示等に努めるものとする。

(1)　浸水被害の拡大，再度災害の防止

○国〔農林水産省，消防庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，浸水被害が発生した場合，その被害を軽減するため，必要に応じて排水対策を実施するものとする。

○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，被害を受けた堤防等について，浸水被害の拡大を防止するため，施設の応急復旧を行うものとする。

○国〔国土交通省〕は，必要に応じて，著しく激甚な災害が発生した場合において，水防上緊急を要すると認めるときは，水防管理者に代わって，浸入した水の排除，高度の機械力又は高度の専門的知識及び技術を要する水防活動を実施するものとする。

(2)　土砂災害の発生，拡大防止

○国〔国土交通省〕は，河道閉塞による湛水を発生原因とする土石流等に伴って，重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，また，都道府県は，地滑りによる重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民への避難指示等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の

区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，土砂災害の発生・拡大の防止・軽減を図るため，専門技術者等を活用して，土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとする。その結果，危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り，適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。

○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，土砂災害が発生した場合は，早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い，必要に応じて不安定土砂の除去，仮設防護柵の設置等の応急工事を実施するものとする。

(3)　風倒木対策

○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，風倒木による二次災害を防止するため，必要に応じ風倒木の除去など応急対策を講じるものとする。

２　施設・設備等の応急復旧活動

○第２編２章３節２項「施設・設備等の応急復旧活動」

(1)　施設・設備の応急復旧活動

○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」

(2)　ライフライン施設に関する政府本部の関与

○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する政府本部の関与」

(3)　住宅の応急復旧活動

○第２編２章３節２項(3)「住宅の応急復旧活動」

３　複合災害発生時の体制

○第２編２章３節３項「複合災害発生時の体制」

第４節　救助・救急及び医療活動

○第２編２章４節「救助・救急，医療及び消火活動」

１　救助・救急活動

○第２編２章４節１項「救助・救急活動」

(1)　住民及び自主防災組織の役割

○第２編２章４節１項(1)「住民及び自主防災組織の役割」

(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」

(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

(4)　資機材等の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

２　医療活動

(1)　被災地域内の医療機関による医療活動

○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

(3)　被災地域外での医療活動

○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」

(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送

○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

(5)　被災者の心のケア対策

○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」

３　航空機の運用調整等

○第２編２章４節４項「航空機の運用調整等」

４　惨事ストレス対策

○第２編２章４節５項「惨事ストレス対策」

第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

○第２編２章５節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」

１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

(1)　輸送に当たっての配慮事項

○第２編２章５節１項(1)「輸送に当たっての配慮事項」

(2)　輸送対象の想定

○第２編２章５節１項(2)「輸送対象の想定」

２　交通の確保

○第２編２章５節２項「交通の確保」

(1)　政府本部による調整等

○第２編２章５節２項(1)「政府本部による調整等」

(2)　道路交通規制等

○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め，交通関係機関へ連絡，通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

(3)　道路啓開等

○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」

(4)　航路等の障害物除去等

○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」

(5)　港湾及び漁港の応急復旧等

○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」

(6)　海上交通の整理等

○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」

(7)　空港の応急復旧等

○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」

(8)　鉄道交通の確保

○第２編２章５節２項(8)「鉄道交通の確保」

(9)　広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

○第２編２章５節２項(9)「広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保」

３　緊急輸送

○第２編２章５節３項「緊急輸送」

４　緊急輸送のための燃料の確保

○第２編２章５節４項「緊急輸送のための燃料の確保」

第６節　避難の受入れ及び情報提供活動

○第２編２章６節「避難の受入れ及び情報提供活動」

１　避難誘導の実施

○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」

○地方公共団体は，交通孤立地区等が生じた場合，ヘリコプター，船舶による避難についても検討し，必要に応じ実施するものとする。

２　指定緊急避難場所

○第２編２章６節２項「指定緊急避難場所」

３　指定避難所

(1)　指定避難所の開設

○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」

(2)　指定避難所の運営管理等

○第２編２章６節３項(2)「指定避難所の運営管理等」

４　応急仮設住宅等

(1)　被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供

○第２編２章６節４項(1)「被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供」

(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達

○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」

(3)　応急仮設住宅の運営管理

○第２編２章６節４項(3)「応急仮設住宅の運営管理」

５　広域避難

○第２編２章６節５項「広域避難」

６　広域一時滞在

○第２編２章６節６項「広域一時滞在」

７　要配慮者への配慮

○第２編２章６節７項「要配慮者への配慮」

８　帰宅困難者対策

○第２編２章６節８項「帰宅困難者対策」

９　被災者等への的確な情報伝達活動

○第２編２章６節９項「被災者等への的確な情報伝達活動」

(1)　被災者等への情報伝達活動

○第２編２章６節９項(1)「被災者への情報伝達活動」

(2)　国民への的確な情報の伝達

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

(3)　住民等からの問合せに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4)　海外への情報発信

○第２編２章６節９項(4)「海外への情報発信」

第７節　物資の調達，供給活動

○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」

(1)　政府本部による調整等

○第２編２章７節(1)「政府本部による調整等」

(2)　地方公共団体による物資の調達，供給

○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」

(3)　国による物資の調達，供給

○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」

(4)　運送事業者である公共機関の活動

○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」

第８節　保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動

○第２編２章８節「保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動」

１　保健衛生

○第２編２章８節１項「保健衛生」

２　防疫活動

○第２編２章８節２項「防疫活動」

３　遺体対策

○第２編２章８節３項「遺体対策」

第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動

○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」

１　社会秩序の維持

○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」

２　物価の安定，物資の安定供給

○第２編２章９節２項「物価の安定，物資の安定供給」

第10節　応急の教育に関する活動

○第２編２章10節「応急の教育に関する活動」

第11節　自発的支援の受入れ

○第２編２章11節「自発的支援の受入れ」

１　ボランティアの受入れ

○第２編２章11節１項「ボランティアの受入れ」

２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ

(1)　義援物資の受入れ

○第２編２章11節２項(1)「義援物資の受入れ」

(2)　義援金の受入れ

○第２編２章11節２項(2)「義援金の受入れ」

３　海外等からの支援の受入れ

○第２編２章11節３項「海外等からの支援の受入れ」

第３章　災害復旧・復興

○第２編３章「災害復旧・復興」

第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定

○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」

第２節　迅速な原状復旧の進め方

１　被災施設の復旧等

○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」

○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，地盤の緩みにより土砂災害の危険性が高まっている箇所について，二次的な土砂災害防止の観点から，可能な限り土砂災害防止対策を行うものとする。

２　災害廃棄物の処理

○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」

第３節　計画的復興の進め方

１　復興計画の作成

○第２編３章３節１項「復興計画の作成」

２　防災まちづくり

○第２編３章３節２項「防災まちづくり」

○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，河川等の治水安全度の向上，土砂災害に対する安全性の確保，豪雨に対する安全性の確保等を目標とするものとする。

第４節　被災者等の生活再建等の支援

○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援

○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」

第６編　火山災害対策編

第１章　災害予防

第１節　想定される火山災害の適切な設定と対策の基本的な考え方

○国及び地方公共団体は，火山災害対策の検討に当たり，科学的知見を踏まえ，火山災害の要因となる現象（火砕流，溶岩流，融雪型火山泥流，噴石，降灰等）とその規模が多様であることを考慮し，現象の影響が及ぶ範囲と程度を想定し，その想定結果に基づき対策を推進するものとする。

○火山災害の想定に当たっては，古文書等の資料の分析，火山噴出物の調査，火山地形等の調査などの科学的知見に基づく調査を通じて，過去の災害履歴等をより正確に調査するものとする。

○一部の火山現象については，発生後，短時間で居住地域に到達する可能性があることから，地方公共団体は，生命に危険のある現象の発生前に，住民，登山者等の避難を行うことができる体制の構築に努めるものとする。

○火山災害はその要因となる現象が多様であること，現象の推移等の把握や予測が難しく，火山に関する専門的な知見が必ずしも十分ではない地方公共団体のみで適切な対応をすることが難しいことから，日頃より，国〔内閣府，消防庁，国土交通省，気象庁等〕，地方公共団体，公共機関，火山専門家等が協力して，避難体制の構築等の火山災害対策の推進に努めるものとする。

○いざ噴火が発生したときには，広範囲にわたり多数の住民，登山者等の避難が必要になる場合があることから，火山災害の警戒避難体制の整備に当たっては，関係する地方公共団体，専門的知見を有する者といった関係者が一堂に会して検討し，関係する地方公共団体の間で整合のとれた「火山単位」の統一的な警戒避難体制の整備に努めるものとする。

第２節　火山災害に強い国づくり，まちづくり

○各火山には，その活動に固有の特性があることから，国及び地方公共団体は，それぞれの特性に応じた，火山災害に強い国づくり，まちづくりを行うものとする。

１　火山災害に強い国づくり

○第２編１章１節１項「災害に強い国づくり」

(1)　主要交通・通信機能の強化

○第２編１章１節１項(1)「主要交通・通信機能の強化」

(2)　火山災害に強い国土の形成

○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，火山災害に強い国土の形成を図るため，治山，治水，砂防事業等国土保全事業を総合的，計画的に推進するものとする。

２　火山災害に強いまちづくり

(1)　火山災害に強いまちの形成

○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，必要に応じ，各火山について噴火現象等を想定し，適切な土地利用への誘導を行うとともに，雨量計，ワイヤーセンサー，監視カメラ等の警戒避難対策に必要な機器の整備を図り，警戒避難体制の強化・拡充を図るものとする。

○国〔内閣府，消防庁，農林水産省，国土交通省，国土地理院〕及び地方公共団体は，火山噴火による危険が差し迫った状態にある場合には短時間に多数の住民，登山者等の避難が必要になる場合があることを勘案し，詳細な地形や地形特性を表した地理情報の整備の推進，あらかじめ避難のための道路，港湾，広場等の整備の推進に努めるものとする。

○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は，退避壕・退避舎等の整備を推進するものとする。また，地方公共団体は，火山防災協議会の場を活用する等により，退避壕・退避舎等の必要性について検討するものとする。

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，火山災害による危険を未然に防止するため，防災集団移転促進事業を推進するよう努めるものとする。

○国〔内閣府〕は，活動火山対策の総合的な推進に関する基本的な指針を作成し，必要に応じてその見直しを行うものとする。

○国〔内閣府〕は，噴火の可能性が高く，人的災害を防止するために警戒避難体制を特に整備すべき地域を火山災害警戒地域（以下「警戒地域」という。）として指定するものとする。

○都道府県及び市町村は，警戒地域の指定があったときは，火山防災協議会を組織するものとする。火山防災協議会は，都道府県知事及び市町村長，気象台，地方整備局等，自衛隊，警察，消防機関，火山専門家の他，観光関係団体等検討に必要な様々な者を加えるものとする。また，必要に応じて，検討事項に応じた部会（コアグループ等）を設置するなど，円滑な検討に資する体制を整備するものとする。火山防災協議会においては，噴火シナリオの作成，火山ハザードマップの作成，噴火警戒レベルの設定，避難計画の策定といった一連の警戒避難体制や，現地の関係機関の防災対応の流れなど様々な関係者と連携した警戒避難体制の整備に関する取組について，各地域の実情に応じて必要な事項を協議するものとする。

○都道府県は，警戒地域の指定があったときは，都道府県地域防災計画において，当該警戒地域ごとに，火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項，市町村地域防災計画に避難のための措置について定める際の基準に関する事項，避難・救助に係る広域調整に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。

○市町村は，警戒地域の指定があったときは，市町村地域防災計画において，当該警

戒地域ごとに，火山現象の発生及び推移に関する情報収集・伝達や予警報の発令・伝達に関する事項，噴火警戒レベルの運用による入山規制や避難指示等避難のための措置について市町村長が行う通報及び警告に関する事項，避難場所及び避難経路に関する事項，火山現象に係る避難訓練に関する事項，救助に関する事項その他必要な警戒避難体制に関する事項について定めるものとする。また，警戒地域内の不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設で噴火等の火山現象の発生時に利用者の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があるものについて，これらの施設の名称及び所在地を定めるものとする。名称及び所在地を定めたこれらの施設について，市町村は，火山現象発生時に当該施設の利用者の円滑かつ迅速な避難の確保が図られるよう，市町村地域防災計画において，火山現象の発生及び推移に関する情報，予報及び警報の伝達方法を定めるものとする。

○警戒地域の都道府県及び市町村が警戒避難体制の整備について地域防災計画に定める際は，火山防災協議会での検討により，噴火シナリオや複数の噴火規模を想定した火山ハザードマップを用いて避難開始時期や避難対象地域をあらかじめ段階的に設定することにより噴火警戒レベルを設定し，これに対応した避難開始時期，避難対象地域，指定緊急避難場所等の避難先，避難経路・手段を定めるなど具体的で実践的な避難計画を市町村地域防災計画に位置付けるようにする。

○都道府県及び市町村は，上記の警戒地域の指定があった場合に地域防災計画に定める事項について，火山防災協議会の意見を聴くものとする。

○警戒地域をその区域に含む市町村の長は，市町村地域防災計画に基づき，警戒地域における円滑な警戒避難を確保する上で必要な事項を住民，登山者等に周知させるため，火山防災協議会における検討を踏まえ，火山現象の影響及び範囲を図示した火山ハザードマップに避難対象地域，避難場所や避難経路，避難手段といった避難計画の内容，噴火警戒レベルの解説や情報伝達に関する事項など，住民や登山者等に必要な防災上必要な情報を付加した火山防災マップの配布その他の必要な措置を講じるものとする。

○地方公共団体は，警戒地域に指定されている活火山以外の活火山においても，噴火により人的被害が発生するおそれがあることから，周辺地域においても，必要と認める地域については，警戒避難体制を整備するものとし，地域防災計画において，警戒地域において定めるべき事項も踏まえながら各地域の実情に応じて必要な事項を定めるものとする。

○国〔内閣府等〕は，火山防災対策の立案とそれに資する監視観測・調査研究体制をより強化することを目的に，複数の関係機関同士の連携強化を図り，より一体的に火山防災を推進する体制について検討するものとする。

⑵　火山災害に対する建築物の安全化

○第２編１章１節２項⑵「建築物の安全化」

○火山災害に対する安全性の確保に当たっては，不燃堅牢化を推進するものとする。

(3)　ライフライン施設等の機能の確保

○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」

(4)　降灰対策

○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，活動火山対策特別措置法に基づく防災営農施設整備事業，降灰除去事業，降灰防除施設の整備，各種資金の融通等の施策を推進することにより，火山噴火に伴う降灰が火山周辺地域の住民の生活等に及ぼす支障を軽減することに努めるものとする。

(5)　災害応急対策等への備え

○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」

第３節　国民の防災活動の促進

１　防災思想の普及，徹底

○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」

２　防災知識の普及，訓練

(1)　防災知識の普及

○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

○国〔内閣府，気象庁等〕，公共機関及び地方公共団体等は，防災週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，火山ハザードマップや火山防災マップ等を用いて火山災害の危険性を周知するものとする。

○国〔内閣府，気象庁等〕は，火山に関する情報を住民が容易に理解できるよう，噴火警報・予報（噴火警戒レベルを含む。），臨時の解説情報（火山活動の変化を観測した場合に臨時の発表であることを明記して発表する火山の状況に関する解説情報をいう。以下同じ。），噴火速報，降灰予報等の火山防災情報等の解説に努め，報道機関等の協力を得て，国民に迅速かつ正確な情報を伝達するものとする。

○市町村(都道府県)は，火山ハザードマップ，火山防災マップ，地区別防災カルテ，火山災害時の行動マニュアル等を分かりやすく作成・配布し，研修を実施するなど防災知識の普及啓発に努めるものとする。

○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は，観光関係の事業者等を通じて，火山地域を訪れる登山者や旅行者に対して防災知識の普及啓発を図るものとする。また，パンフレット，ビジターセンター，火山災害の遺構であるジオパーク等を通じて，火山災害履歴についての知識の普及を図るとともに，地域の実情に応じ災害体験館等防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○国〔気象庁〕は，登山者や旅行者が活火山に訪れる際に，事前にその火山の活動状況について情報を得た上で，登山するかどうか自ら判断することができるよう，火山防災情報を，気象庁ホームページ等で分かりやすく発信するものとする。

○登山者等は，自らの安全を確保するため，噴火のおそれに関する情報の収集，関係

者との連絡手段の確保，登山届（登山届，登山計画書，登山カード等をいう。以下同じ。）の積極的な提出等の手段を講じるよう努めるものとする。

○国〔内閣府，財務省〕は，家屋等が被災した場合，復旧に要する費用が多額にのぼるおそれがあることから，被災した場合でも，一定の補償が得られるよう，住民の地震保険・共済への加入の促進に努めるものとする。

(2)　防災訓練の実施，指導

○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」

○火山防災協議会は，登山者や旅行者を想定した訓練を実施し，宿泊施設，観光施設，交通施設等の訓練への参加についても推進するよう努めるとともに，訓練により明らかとなった課題等について，避難計画に反映させる等，訓練を通じて火山防災対策の充実を図るよう努めるものとする。

(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮

○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」

３　国民の防災活動の環境整備

(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化

○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」

(2)　防災ボランティア活動の環境整備

○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」

(3)　企業防災の促進

○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」

○市町村地域防災計画に名称及び所在地を定められた不特定かつ多数の者が利用する施設又は要配慮者利用施設の所有者又は管理者は，火山現象の発生及び推移に関する情報伝達に関する事項，防災体制に関する事項，避難誘導に関する事項，避難訓練及び防災教育に関する事項等を定めた避難確保計画の作成・公表，当該避難確保計画に基づく避難訓練を実施するものとし，作成した避難確保計画及び実施した避難訓練の結果について市町村長に報告するものとする。

○市町村は，警戒地域内の避難促進施設に係る避難確保計画の作成又は避難訓練の実施に関し必要な助言又は勧告等を行い，施設所有者又は管理者による取組の支援に努めるものとする。

(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

４　災害教訓の伝承

○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」

第４節　火山災害及び火山災害対策に関する研究及び観測等の推進

(1)　火山災害及び火山災害対策に関する研究の推進

○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」

○国〔文部科学省〕は，火山研究人材の確保・育成のため，プロジェクト研究を組み合わせた人材育成プログラムの構築を図るものとする。また，大学や研究機関とも連携し，火山研究分野全体の活性化を推進するものとする。

(2)　火山噴火予知研究及び火山観測の充実・強化等

○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」

○国〔気象庁，文部科学省，海上保安庁，国土地理院等〕，大学等の火山監視観測・調査研究機関は，噴火や火山現象の発生機構等の調査や，マグマの蓄積状況，水蒸気噴火の兆候，火山周辺における地殻変動等の観測に関する研究及び技術開発に努めるとともに，観測体制の充実を図るものとする。

○国〔気象庁，文部科学省等〕，大学等の火山監視観測・調査研究機関は，大規模な降灰の発生，拡散を早期に予測する手法や降灰が経済社会活動に及ぼす影響についての調査研究及び技術開発に努めるものとする。

○国〔気象庁，文部科学省〕は，大学等の研究機関と連携し，各火山の観測データの共有化を進める等により，研究機関相互間の連携を強化し，火山噴火予知研究及び火山観測体制・施設の充実・強化を図るものとする。

○国〔気象庁，文部科学省，内閣府〕及び地方公共団体は，火山に関する観測研究の成果が，防災体制の強化に資するよう体制の整備・充実を図るものとする。

○国〔気象庁〕は，火山活動の評価を的確に行うため，火山研究者による火山活動の評価への参画など，火山活動の評価体制の強化を図るものとする。また，火山活動の監視・評価を行っている職員に対する研修等により，高度な専門的知見を有する人材の育成を図るものとする。

○国〔内閣府，気象庁等〕及び地方公共団体は，火山活動の変化等をより早期に把握するため，山小屋の管理人等からの情報が気象庁や大学等の火山監視観測・調査研究機関に速やかに伝達されるような仕組みを，火山防災協議会において整備するものとする。

(3)　社会学的研究の推進

○研究分野としては，火山災害そのものの理学的・工学的研究のみならず，火山災害が社会に及ぼす影響を把握するため，災害時の人間行動及び情報伝達等の社会学的分野も積極的に行うものとする。

(4)　防災対策研究の国際的な情報発信

○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」

第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

○国〔気象庁〕は，地方公共団体や住民，登山者等が遅滞なく防災対応を取ることができるよう，平常時から火山観測データを公表するものとする。

○国〔内閣府，国土交通省，気象庁〕及び地方公共団体は，大規模噴火に備えて，現

地対策本部の運営体制，広域避難計画，広域に降り積もる火山灰への対応策等の検討を行うものとする。

○地方公共団体は，登山者など火山に立ち入る者の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため，登山届の導入，携帯電話による災害情報に関するメール配信登録サービスの導入，火口周辺施設との連携等により，登山者等の情報の把握に努めるものとする。この際，火山防災協議会において，火山付近への来訪者の状況，火山へのアクセス等を勘案し，災害時の登山者の早期把握，安否確認等に資する登山届の必要性について検討するものとする。登山届が必要と認められる場合には，ＩＴを用いた登山届の仕組み等も活用し，火山地域全体での一体的な運用を図るよう努めるものとする。

○国〔国土交通省〕は，火山噴火による火砕流，溶岩流，泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため，緊急工事，必要な資機材の調達，避難誘導に必要な情報の開示等を内容とする危機管理計画を予め策定するものとする。また，これを迅速，効果的に実施できるよう，日頃から関係公共団体，関係機関等との連携を強化するとともに，実践的な訓練を行うなど危機管理体制の整備に努めるものとする。

１　災害発生直前対策関係

(1)　噴火警報等の伝達

○国〔気象庁等〕及び市町村（都道府県）は，噴火警報（噴火警戒レベルを含む。以下同じ。），臨時の解説情報，噴火速報等の火山防災情報を住民，登山者等に伝達する体制を整備するものとする。

○国〔内閣府等〕及び地方公共団体は，登山者への伝達をより確実にするため，防災行政無線，サイレン，緊急速報メール，登録制メール，登山口等における掲示，山小屋の管理人等を介した情報伝達など，地域の状況を踏まえながら，情報伝達手段の多様化を図るものとする。

○国〔気象庁〕は，火山活動の状態を分かりやすく伝え，地方公共団体等の的確な防災対応に資するよう，火山活動に応じて警戒が必要な範囲ととるべき防災対応を５段階に区分して発表する噴火警戒レベルの設定及び改善について，火山防災協議会での検討を通じて進めるものとする。また，噴火警戒レベルの引上げや引下げの基準については，科学的知見に基づく精査を実施し，火山防災協議会と事前に調整した上で公表するものとする。

○国〔気象庁等〕及び地方公共団体は，臨時の解説情報に盛り込むべき具体的な文言，情報伝達方法，情報に応じた現地の関係機関の防災対応についてあらかじめ火山防災協議会において検討し，定めておくものとする。

○市町村は，地域の特性等を踏まえつつ，噴火警報等の内容に応じた避難指示等の具体的な発令基準をあらかじめ定めるものとする。発令基準の策定・見直しに当

たって，火山防災協議会における共同検討等を通じて，災害の危険度を表す情報等の活用について，それらの情報を取り扱う都道府県や国〔気象庁等〕との連携に努めるものとする。都道府県及び国〔内閣府，国土交通省，気象庁等〕は，市町村による発令基準の策定や見直しを支援するものとする。

(2)　住民，登山者等の避難誘導体制

○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」

○地方公共団体は，地域防災計画において定めた警戒避難体制に基づく避難訓練の実施及び日頃から具体的な避難計画等警戒避難体制の内容について住民への周知徹底に努めるものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，「緊急安全確保」を講ずべきことにも留意するものとする。

○地方公共団体は，大規模広域災害時に円滑な広域避難及び広域一時滞在が可能となるよう，火山防災協議会の枠組みを活用するなどにより国や他の地方公共団体との協力体制の構築に努めるとともに，他の地方公共団体との応援協定を締結するなど，災害時の具体的な避難・受入方法を含めた手順等を定めるよう努めるものとする。

○市町村（都道府県）は，避難誘導・支援者等が噴火警報等を確実に入手するための複数の情報入手手段・装備や，消防団体等の避難支援者へ退避を指示できる通信手段（移動系無線等）及び受傷事故を防止するための装備の充実を図るものとする。

２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

○国〔気象庁〕は，災害をもたらす可能性がある自然現象を観測し，噴火及び異常現象に関する情報を迅速かつ正確に収集し，噴火警報等を発表し，これを伝達するための体制及び施設・設備の充実を図るものとする。

○国〔気象庁〕は，火山機動観測の実施体制を強化するものとする。

○国〔気象庁等〕は，火山機動観測に必要な観測設備や調査機器の現地への設置が，大学等の研究機関等も含めて迅速に行われるよう調整するものとする。

○国〔国土交通省，気象庁〕等の火山の観測を行う機関は，臨時観測体制を強化する際に活用可能な観測機器の調達・運用体制の整備を図るとともに，観測機器や通信手段に障害が発生した場合や，降灰・降雨などの悪条件下においても火山の監視観測体制を維持するための技術開発等に努めるものとする。

○国〔気象庁〕は，噴火速報をより早い時点で発信できるようにするために，観測データの処理手法の改善を進めるものとする。

(2)　情報の分析整理

○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

○国〔国土交通省，気象庁〕及び地方公共団体は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成を図るものとする。また，国〔内閣府，国土交通省，気象庁，文部科学省〕及び地方公共団体は，火山防災協議会の構成員である火山専門家等の意見を活用できるよう努めるものとする。

(3)　通信手段の確保

○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

(4)　職員の体制

○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

(5)　防災関係機関相互の連携体制

○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○国〔内閣府，国土交通省，気象庁等〕，公共機関及び地方公共団体は，火山防災協議会の枠組みを活用し，平常時から相互に連携し，災害時の防災対応について検討を行うものとする。

○国〔内閣府〕は，地方公共団体からの要請に基づき，火山防災エキスパートを派遣し，地方公共団体，火山防災協議会の活動を支援するものとする。

(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制

○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

(7)　防災中枢機能等の確保，充実

○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」

３　救助・救急，医療及び消火活動関係

○第２編１章６節５項「救助・救急，医療及び消火活動関係」

(1)　救助・救急活動関係

○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

(2)　医療活動関係

○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

(3)　消火活動関係

○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」

４　緊急輸送活動関係

○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

５　避難の受入れ及び情報提供活動関係

○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」

(1)　指定緊急避難場所

○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」

○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又安全区域外に立地するが災害に対して安全性を有する施設等であって，災害時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指

定するものとする。

(2)　指定避難所

○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」

(4)　応急仮設住宅等

○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」

(5)　帰宅困難者対策

○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」

(6)　被災者等への的確な情報伝達活動関係

○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

6　物資の調達，供給活動関係

○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」

7　応急復旧及び二次災害の防止活動関係

○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」

○国〔国土交通省，気象庁，林野庁〕及び地方公共団体は，降灰後の降雨等に伴う土砂災害等の二次災害を防止する体制を整備するとともに，土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成並びに事前登録等の施策を推進するものとする。

8　複合災害対策関係

○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」

9　海外等からの支援の受入活動関係

○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」

10　防災関連機関等の防災訓練の実施

(1)　国における防災訓練の実施

○第２編１章６節 10 項(1)「国における防災訓練の実施」

(2)　地方における防災訓練の実施

○第２編１章６節 10 項(2)「地方における防災訓練の実施」

(3)　実践的な訓練の実施と事後評価

○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

11　災害復旧・復興への備え

(1)　各種データの整備保全

○第２編１章６節 11 項(2)「各種データの整備保全」

(2)　罹災証明書の発行体制の整備

○第２編１章６節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」

(3)　復興事前準備の実施

○第２編１章６節 11 項(4)「復興事前準備の実施」

(4)　復興対策の研究

○第２編１章６節 11 項(5)「復興対策の研究」

(5)　地震保険制度の安定的運営

○国〔財務省〕は，被災者自らによる迅速かつ着実な生活再建のため，地震保険制度のより一層の安定的な運営に努め，地震保険の普及を図る。

第２章　災害応急対策

○第２編２章「災害応急対策」

○国及び地方公共団体は，火山噴火による被害を防ぐため，多数の住民，登山者等の避難誘導その他の大規模かつ急を要する措置を迅速かつ的確に行わなければならない場合があり得ること，噴火に伴う火砕流等は発生から短時間で居住地域に到達する恐れがあり，噴火発生前から住民，登山者等へ避難指示等を行わなければならない場合があり得ることに十分留意して災害応急対策を講じるものとする。

○火山災害は，広域に被害が及ぶ可能性があり，適切な入山規制や避難を実施するため，市町村は，近隣市町村，関係都道府県と十分に連携を図るものとする。

第１節　災害発生直前の対策

○火山災害対策は，噴火等の災害発生の危険性を予測するための観測・監視体制の強化，噴火警報等の情報の伝達，迅速な避難誘導等，災害発生直前の対策が極めて重要である。

１　火山活動に関する情報の収集

○災害発生につながるおそれがある異常な現象の通報を受けた市町村は，その旨を国〔気象庁〕及び関係機関に通報するものとする。

○国〔国土交通省，気象庁〕，大学等の火山監視観測・調査研究機関は，火山活動に関する情報を相互に共有し，火山活動の状況の把握に努めるものとする。また，火山の監視観測を行う機関は，火山噴火予知連絡会による総合調整の下で，現地において機動的な観測を行うものとする。

○国〔気象庁〕は，火山活動に変化が見られた場合は，直ちに火山機動観測を実施し，その結果も用いて，適切に火山情報を発表するものとする。

２　噴火警報等の伝達

○国〔気象庁〕は，火山現象により重大な災害が起こるおそれのあるとき又は重大な災害が起こるおそれが著しく大きいときは，警戒が必要な範囲を明示して，噴火警報を発表し，都道府県等必要な関係者へ伝達するものとする。また，国〔気象庁〕は，観測体制の強化や，より適切な噴火警報等の発表に努めるものとする。

○国〔気象庁〕は，火山活動の高まりに応じて噴火警戒レベルを引き上げ，地方公共団体が避難対象区域を順次拡大して行う段階的な住民，登山者等の避難を支援するものとする。

○国〔気象庁〕は，火山活動の変化を観測した場合，臨時の解説情報を迅速に発表し，火山活動の変化の事実に加え，火山機動観測による緊急観測の実施などの対応状況を明確に公表するとともに，都道府県等必要な関係者へ伝達するものとする。

○国〔気象庁〕は，臨時の解説情報を，火山活動が変化していることを理解できるよう，分かりやすい説明を加えて発信するものとする。

○国〔気象庁〕は，噴火発生や噴火初期の変動を観測した際に，登山者等が緊急的に命を守る行動がとれるようこれらの情報を噴火速報として迅速に発信するとともに，都道府県等必要な関係者へ伝達するものとする。

○消防庁は，気象庁から受信した噴火警報等を，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により，地方公共団体等に伝達するものとする。

○都道府県は，国〔気象庁〕から噴火警報，臨時の解説情報，噴火速報等の伝達を受けた場合は，地域防災計画の定めるところにより，予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について，指定地方行政機関，指定地方公共機関，市町村その他の関係者に対し，必要な通報又は要請をするものとする。

○市町村は，都道府県から噴火警報，臨時の解説情報，噴火速報等の伝達を受けた場合は，地域防災計画の定めるところにより，伝達を受けた事項を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。），サイレン，緊急速報メール，登録制メール，登山口等における掲示，山小屋の管理人等を介した情報伝達等により，関係機関や住民，登山者等へ伝達するものとする。また，放送事業者等は，伝達を受けた噴火警報等について，住民，登山者等への伝達に努めるものとする。なお，市町村は，特別警報にあたる噴火警報（噴火警戒レベルを運用している火山では噴火警戒レベル４以上，噴火警戒レベルを運用していない火山では「噴火警報（居住地域）」）の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民，登山者等に伝達するものとする。

３　避難指示等の発令，住民，登山者等の避難誘導，警戒区域の設定

○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」

○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」

○市町村は，火山噴火等により住民，登山者等の生命，身体等に危険がある場合には，平常時からの火山防災協議会における検討結果に基づき，国〔気象庁〕が発表する噴火警報等に対応して，入山規制，避難指示等，警戒区域の設定等を行うとともに適切な避難誘導を実施する等，迅速かつ円滑な警戒避難対策をとるものとする。

○国〔国土交通省，気象庁〕は，市町村が行う避難指示，警戒区域の設定等の対策に対し，必要に応じて火山防災協議会の枠組みを活用して，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

○市町村は，大規模な火砕流等の発生後に広範囲の住民，登山者等を混乱なく一斉に避難させることは困難であることに十分留意し，火山現象の高まりに応じて適切に避難対象地域を拡大しながら段階的な避難指示等を発令するよう努めるものとす

る。

○内閣総理大臣は，被害の最小化を図るため，国民に対して，非常災害が発生するおそれがある場合において，緊急に的確な情報を提供することにより避難行動を促すことが必要なとき，又は非常災害が発生した場合において，災害の拡大及び二次災害の発生を抑止するため，緊急に避難を要すると認めるときは，予想される災害の事態及びこれに対してとるべき措置について周知させる措置をとるものとする。

○住民への避難指示等の伝達に当たっては，市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し，対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

○地方公共団体は，ヘリコプター，船舶による避難についても検討し，必要に応じ実施するものとする。

○市町村は，情報の伝達，避難誘導の実施に当たっては，要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。

○市町村（都道府県）は，避難指示等の解除に当たっては，国や火山専門家の助言を踏まえるなど，十分に安全性の確認に努めるものとする。

４　関係省庁災害警戒会議の開催及び政府本部の設置

○第２編２章１節３項「関係省庁災害警戒会議の開催及び政府本部の設置」

第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

○噴火口の位置は，その後の火山現象の影響範囲の予測や避難対象地域の判断等に重要であることから，国〔気象庁等〕，地方公共団体等は，噴火後速やかに噴火口の特定，噴火に伴い発生した火山現象の種類及び規模の把握に努めるものとする。

１　災害情報の収集・連絡

(1)　被害規模の早期把握のための活動

○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」

(2)　災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

(3)　一般被害情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

(4)　応急対策活動情報の連絡

○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

２　通信手段の確保

○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

３　地方公共団体の活動体制

○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

４　広域的な応援体制

○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

○国〔内閣府〕は，必要に応じて，火山防災エキスパートを現地に派遣し，地方公共団体の活動を支援するものとする。

５　国における活動体制

(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

(2)　緊急参集チームの参集

○第２編２章２節６項(2)「緊急参集チームの参集」

(3)　職員の派遣

○第２編２章２節６項(3)「職員の派遣」

(4)　政府本部の設置又は各種会議等の開催

○第２編２章２節６項(4)「政府本部の設置又は各種会議等の開催」

(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

(7)　緊急災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(7)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」

(8)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等

○第２編２章２節６項(8)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」

(9)　政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

○第２編２章２節６項(9)「政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

(10)　被災者生活・生業再建支援チームの開催

○第２編２章２節６項(10)「被災者生活・生業再建支援チームの開催」

(11)　自衛隊の災害派遣

○第２編２章２節６項(11)「自衛隊の災害派遣」

第３節　救助・救急，医療及び消火活動

○第２編２章４節「救助・救急，医療及び消火活動」

１　救助・救急活動

(1)　住民及び自主防災組織の役割

○第２編２章４節１項(1)「住民及び自主防災組織の役割」

(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」

(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・

救急活動」

(4)　資機材等の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

２　医療活動

(1)　被災地域内の医療機関による医療活動

○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

(3)　被災地域外での医療活動

○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」

(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送

○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

(5)　被災者の心のケア対策

○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」

３　消火活動

(1)　地方公共団体等による消火活動

○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」

(2)　被災地域外の地方公共団体による応援

○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」

４　航空機の運用調整等

○第２編２章４節４項「航空機の運用調整等」

５　惨事ストレス対策

○第２編２章４節５項「惨事ストレス対策」

第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

○第２編２章５節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」

１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

(1)　輸送に当たっての配慮事項

○第２編２章５節１項(1)「輸送に当たっての配慮事項」

(2)　輸送対象の想定

○第２編２章５節１項(2)「輸送対象の想定」

２　交通の確保

○第２編２章５節２項「交通の確保」

(1)　政府本部による調整等

○第２編２章５節２項(1)「政府本部による調整等」

(2)　道路交通規制等

○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

(3)　道路啓開等

○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」

(4)　航路等の障害物除去等

○第２編２章５節２項(4)「航路等の障害物除去等」

○国〔国土交通省〕は，開発保全航路，緊急確保航路等について，船舶の交通を確保するため，早急に被害状況を把握し，大量かつ広範囲に漂流する軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には，政府本部に報告するとともに，軽石の回収を目的とした船舶を活用した軽石除去，建設業者等と連携した除去作業等の応急復旧を行うものとする。

○港湾管理者及び漁港管理者は，その所管する港湾区域及び漁港区域内の航路等について，軽石により船舶の航行が危険と認められる場合には，国〔国土交通省，農林水産省〕に報告するとともに，軽石除去による航路啓開に努めるものとする。国〔国土交通省，農林水産省〕は，報告を受けた事項を政府本部に報告する。

(5)　港湾及び漁港の応急復旧等

○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」

(6)　海上交通の整理等

○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」

(7)　空港等の応急復旧等

○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」

(8)　鉄道交通の確保

○第２編２章５節２項(8)「鉄道交通の確保」

(9)　広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

○第２編２章５節２項(9)「広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保」

３　緊急輸送

○第２編２章５節３項「緊急輸送」

４　緊急輸送のための燃料の確保

○第２編２章５節４項「緊急輸送のための燃料の確保」

第５節　避難の受入れ及び情報提供活動

○第２編２章６節「避難の受入れ及び情報提供活動」

１　避難誘導の実施

○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」

○地方公共団体は，交通孤立地区等が生じた場合，ヘリコプター，船舶による避難についても検討し，必要に応じ実施するものとする。

２　指定緊急避難場所

○第２編２章６節２項「指定緊急避難場所」

３　指定避難所

(1)　指定避難所の開設

○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」

(2)　指定避難所の運営管理等

○第２編２章６節３項(2)「指定避難所の運営管理等」

４　応急仮設住宅等

(1)　被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供

○第２編２章６節４項(1)「被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供」

(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達

○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」

(3)　応急仮設住宅の運営管理

○第２編２章６節４項(3)「応急仮設住宅の運営管理」

５　広域避難

○第２編２章６節５項「広域避難」

６　広域一時滞在

○第２編２章６節６項「広域一時滞在」

７　要配慮者への配慮

○第２編２章６節７項「要配慮者への配慮」

８　帰宅困難者対策

○第２編２章６節８項「帰宅困難者対策」

９　被災者等への的確な情報伝達活動

○第２編２章６節９項「被災者等への的確な情報伝達活動」

(1)　被災者等への情報伝達活動

○第２編２章６節９項(1)「被災者への情報伝達活動」

(2)　国民への的確な情報の伝達

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

(3)　住民等からの問合せに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4)　海外への情報発信

○第２編２章６節９項(4)「海外への情報発信」

第６節　物資の調達，供給活動

○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」

(1)　政府本部による調整等

○第２編２章７節(1)「政府本部による調整等」

(2)　地方公共団体による物資の調達，供給

○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」

(3)　国による物資の調達，供給

○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」

(4)　運送事業者である公共機関の活動

○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」

第７節　保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動

○第２編２章８節「保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動」

１　保健衛生

○第２編２章８節１項「保健衛生」

２　防疫活動

○第２編２章８節２項「防疫活動」

３　遺体対策

○第２編２章８節３項「遺体対策」

第８節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動

○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」

１　社会秩序の維持

○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」

２　物価の安定，物資の安定供給

○第２編２章９節２項「物価の安定，物資の安定供給」

第９節　応急の教育に関する活動

○第２編２章10節「応急の教育に関する活動」

第10節　応急復旧並びに二次災害・複合災害の防止活動

１　施設・設備等の応急復旧活動

○迅速かつ円滑な応急対策を実施するための通信施設等，二次災害を防止するための国土保全施設及び火山活動状況の監視，観測施設等に加え，被災者の生活確保のため，ライフライン及び公共施設の応急復旧を迅速に行う。

(1)　施設・設備の応急復旧活動

○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」

(2)　ライフライン施設に関する政府本部の関与

○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する政府本部の関与」

２　二次災害の防止活動

○第２編２章３節１項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」

○国及び都道府県は，火山噴火による火砕流，溶岩流，泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため，無人化施工等により実施される緊急工事，必要な資機材の調達，ハザードマップの開示等を速やかに行うものとする。

○国〔国土交通省，林野庁等〕及び地方公共団体は，火山噴火による噴出物等が堆積している地域においては，降雨による土石流等による二次災害の発生のおそれがあることに十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，繰り返し土石流等の危険が生じるとみられる場合には，安全な場所において避難施設の整備の推進に努めるものとする。

○国〔国土交通省，農林水産省〕及び地方公共団体は，降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者等を活用して，土砂災害等の危険箇所の点検を行うものとする。その結果，危険性が高いと判断された箇所については，関係機関や住民に周知を図り，適切な警戒避難体制の整備などの応急対策を行うものとする。

○国〔国土交通省〕は，噴火による降灰等の堆積後の降水を発生原因とする土石流による重大な土砂災害の急迫した危険が認められる状況において，当該土砂災害が想定される土地の区域及び時期を明らかにするための調査を行い，市町村が適切に住民の避難指示等の判断を行えるよう，土砂災害が想定される土地の区域及び時期に関する情報を提供するものとする。

○国〔気象庁〕は，応急活動を支援するため，火山の活動状況や被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕は，火山噴火による火砕流，溶岩流，泥流等の大規模土砂流出に伴う被害の拡大防止のため，緊急工事，必要な資機材の調達，避難誘導に必要な情報の開示等に努めるものとする。

３　複合災害発生時の体制

○第２編２章３節３項「複合災害発生時の体制」

第11節　自発的支援の受入れ

○第２編２章11節「自発的支援の受入れ」

１　ボランティアの受入れ

○第２編２章11節１項「ボランティアの受入れ」

２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ

(1)　義援物資の受入れ

○第２編２章11節２項(1)「義援物資の受入れ」

(2)　義援金の受入れ

○第２編２章11節２項(2)「義援金の受入れ」

３　海外等からの支援の受入れ

○第２編２章11節３項「海外等からの支援の受入れ」

第３章　災害復旧・復興

○第２編３章「災害復旧・復興」

第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定

○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」

第２節　迅速な原状復旧の進め方

１　被災施設の復旧等

○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」

２　火山噴出物及び災害廃棄物の処理

○第２編３章２節２項「災害廃棄物の処理」

○地方公共団体は，火山噴出物についても，計画的な収集，運搬及び処分に努めるものとする。

第３節　計画的復興の進め方

１　復興計画の作成

○第２編３章３節１項「復興計画の作成」

２　防災まちづくり

○第２編３章３節２項「防災まちづくり」

○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，火山災害，火山活動に伴う二次的な土砂災害に対する安全性の確保等を目標とする。さらに必要に応じ，退避壕，避難路，避難場所，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川など骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐震化等，建築物や公共施設の耐震・不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

第４節　被災者等の生活再建等の支援

○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

第５節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援

○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」

第４章　継続災害への対応方針

○地方公共団体は，火山噴火等が長期化する場合には，被災の状況，噴火等の動向を勘案しつつ，安全対策を含む復興計画を必要に応じ作成するものとする。

１　避難対策

○国〔気象庁等〕は，火山噴火等が長期化した場合には，必要に応じ，連携して観測・監視体制の強化を図るものとする。

○国〔気象庁〕は土石流の発生のおそれのある場合には，適時・適切に気象情報を発表するよう努めるものとする。

○地方公共団体は，火山現象に関する情報を関係機関及び住民に迅速かつ的確に伝達するための体制を整備するとともに，避難誘導体制の強化を図るものとする。

○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，火山噴火等により，土石流等が長期的に反復するおそれがある場合には，住民等の一時的避難施設の建設を行うものとする。

○地方公共団体は，火山噴火等が長期化した場合には，火山の活動状況を考慮しつつ，状況に応じた避難指示，警戒区域の設定等，警戒避難体制の整備に努めるものとする。

○国〔内閣府，気象庁，消防庁，国土交通省〕は地方公共団体の行う警戒区域の変更，状況の変化に応じた警戒避難対策に対し，適切な助言を行うなどの支援に努めるものとする。

２　安全確保対策

○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，火山災害の状況に応じ，火山泥流，土石流対策等適切な安全確保策を講ずるものとする。

○地方公共団体は，火山噴火等が長期化，反復するおそれがある場合には，安全な場所に仮設住宅・公営住宅の建設や仮設校舎等の建設に努めるものとする。

○国〔内閣府，国土交通省〕及び地方公共団体は，復興計画に基づき，必要な場合には，土地の嵩上げ等による宅地の安全対策，道路の迂回・高架化等，発災直後から将来の復興を考慮した対策を講ずるよう努めるものとする。

３　被災者の生活支援対策

○国〔内閣府，文部科学省，厚生労働省，農林水産省，中小企業庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，火山災害の長期化に伴い，地域社会に重大な影響が及ぶおそれがあることを勘案し，必要に応じて，災害継続中においても，生活支援，生業支援等の被災者支援策や被災施設の復旧その他の被災地域の復興を図るための措置を実施するものとする。

第７編　雪害対策編

第１章　災害予防

第１節　雪害に強い国づくり，まちづくり

○国及び地方公共団体は，地域の特性に配慮しつつ，豪雪等に伴う都市機能の阻害及び交通の途絶による集落の孤立，雪崩災害等の雪害に強い国づくり，まちづくりを行うものとする。

１　雪害に強い国づくり

○第２編１章１節１項「災害に強い国づくり」

(1)　主要交通・通信機能の強化

○第２編１章１節１項(1)「主要交通・通信機能の強化」

(2)　雪害に強い国土の形成

○第２編１章１節１項(2)「災害に強い国土の形成」

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，雪害に強い国土の形成を図るため，除雪，防雪，凍雪害の防止に係る事業を総合的，計画的に推進するものとする。

○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，雪崩による災害を防止するための雪崩防止林等の森林造成及び維持や雪崩防止施設の整備，及び雪崩，融雪等による水害・土砂災害を防止するための河川事業，ダム事業，砂防事業，治山事業，雪崩対策事業等を推進するものとする。

２　雪害に強いまちづくり

(1)　雪害に強いまちの形成

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，大規模な車両滞留や長時間の通行止めを引き起こす恐れのある大雪（以下「集中的な大雪」という。）時においても，人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として，計画的・予防的な通行止め，滞留車両の排出を目的とした転回路の整備等を行うよう努めるものとする。

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，冬期における都市機能の確保を図るため，積雪・堆雪に配慮した道路整備，スノーシェッド，防護柵，消融雪施設等防雪施設の整備，並びに路盤改良，流雪溝の整備等を行うものとする。

○国〔国土交通省，総務省〕及び地方公共団体は，消流雪用水の確保，除・排雪機能の高い河川・渓流等の整備，積雪の排除のための機能を付した下水道整備等を進めるとともに，通信ケーブル・ＣＡＴＶケーブルの地中化など通信機能を確保しうるような施策を講じることにより，雪害に強いまちづくりを行うものとする。

○都道府県，電気事業者及び電気通信事業者は，倒木等により電力供給網，通信網に支障が生じることへの対策として，地域性を踏まえつつ，事前伐採等による予防保全や災害時の復旧作業の迅速化に向けた，相互の連携の拡大に努めるものと

する。なお，事前伐採等の実施に当たっては，市町村との協力に努めるものとする。

○地方公共団体は，除排雪作業を効率よく実施するために，運搬排雪に利用しやすい雪捨場の確保と整備を図るとともに，住民に対してその位置の周知を図るものとする。

○地方公共団体は，雪崩等による危険の著しい区域については，災害を未然に防止するため災害危険区域の指定について，検討を行い，必要な措置を講ずるものとする。

(2)　除雪体制等の整備

○豪雪等に対し，道路交通及び鉄道交通を確保できるよう，国〔国土交通省〕，地方公共団体，高速道路事業者及び鉄道事業者は，除雪活動を実施するための除雪機械，除雪要員等の動員等について体制の整備を行うとともに，所管施設の緊急点検，除雪機械及び必要な資機材の備蓄を行うなど最大限の除雪に努めるものとする。特に，集中的な大雪に対しては，国〔国土交通省〕，地方公共団体及び高速道路事業者は，人命を最優先に幹線道路上で大規模な車両滞留を徹底的に回避することを基本的な考え方として，車両の滞留が発生する前に関係機関と調整の上，計画的・予防的な通行規制を行い，集中的な除雪作業に努めるものとする。

○熟練したオペレータの高齢化や減少等，地域に必要な除雪体制確保の課題に対応するため，国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，契約方式の検討を行うなど担い手となる地域の建設業者の健全な存続に努めるものとする。

○国〔国土交通省，内閣府，消防庁等〕及び市町村（都道府県）等は，雪処理中の事故による死者を減らすため，地域コミュニティ単位の共助による雪処理活動の仕組みづくりを推進する。また，住民が安全な除雪作業を行えるよう，技術指導や講習会を行うとともに，事故の防止に役立つ道具や装備品，これらの安全な使用方法等の普及の促進を図る。さらに，気温が上がって雪が緩みやすくなった時など，事故が起こりやすいタイミングに合わせて，安全対策の実施について注意喚起を図ることとする。

○国及び地方公共団体は，地域住民からなる地域コミュニティによる除雪を促進するとともに，ボランティア等地域外からも雪処理の担い手を確保する等の方策を講じるものとする。

○市町村は，平常時から，高齢者等の要配慮者の住居その他関連施設について，状況の把握に努め，除雪が困難であったり，危険な場合においては，必要に応じ，消防機関，自主防災組織，近隣居住者等との連携協力により除雪支援や避難誘導を行う体制の整備・再点検を行うこととする。

(3)　雪害に対する建築物の安全性の確保

○第２編１章１節２項(2)「建築物の安全化」

(4)　ライフライン施設等の機能の確保

○第２編１章１節２項(3)「ライフライン施設等の機能の確保」

(5)　災害応急対策等への備え

○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」

第２節　国民の防災活動の促進

１　防災思想の普及，徹底

○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」

○集中的な大雪が予測される場合は，国民一人一人が非常時であることを理解して，降雪状況に応じて不要・不急の道路利用を控える等，主体的に道路の利用抑制に取り組むことが重要である。

２　防災知識の普及，訓練

(1)　防災知識の普及

○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，集中的な大雪が予測される場合において，計画的・予防的な通行規制や不要・不急の道路利用を控えることが重要であることについて，周知に努めるものとする。

○国〔消防庁，国土交通省〕及び市町村は，被害の防止，軽減の観点から雪崩等に対する早期避難に対する住民の理解と協力を得るものとする。市町村は，地域住民に対し，雪崩のおそれのない適切な避難路，避難先等について周知徹底させるものとする。

○地方公共団体は，雪崩危険箇所を特定し，標識の設置等により住民等への周知に努めるものとする。

○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，雪下ろし中の転落事故や屋根雪の落下等による人身事故の防止を図るよう，除雪作業の危険性と対応策を住民に示し，注意喚起に努めるものとする。特に，豪雪地帯においては，既存住宅に対する命綱固定アンカーの設置や除排雪の安全を確保するための装備の普及，克雪に係る技術の開発・普及の促進を図るものとする。また，国〔国土交通省，消防庁等〕及び都道府県は，事故防止対策について，様々な情報を収集し，市町村等に提供するものとする。

○市町村（都道府県）は，雪崩の発生危険箇所等について調査するなど防災アセスメントを行い，地域住民の適切な避難や防災活動に資するよう，雪崩危険箇所等の防災に関する総合的な資料を，図面表示等を含む形でとりまとめたハザードマップ，防災マップ，地区別防災カルテ，災害発生時の行動マニュアル等を分かりやすく作成し，住民等に配布するものとする。また，地域の実情に応じ，防災知識の普及等に資する施設の設置に努めるものとする。

○雪道を運転する場合は，気象状況や路面状況の急変があることも踏まえ，車両の運

転者は車内にスコップやスクレーパー，飲食料及び毛布等を備えておくよう心がけるものとする。

○都道府県公安委員会や運送事業者等は，地域の実情に応じ，各種研修等を通じて，大雪時も含め冬期に運転する際の必要な準備について，車両の運転者への周知に努めるものとする。

(2)　防災訓練の実施，指導

○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」

(3)　防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮

○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」

３　国民の防災活動の環境整備

(1)　消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化

○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」

(2)　防災ボランティア活動の環境整備

○第２編１章３節３項(2)「防災ボランティア活動の環境整備」

(3)　企業防災の促進

○第２編１章３節３項(3)「企業防災の促進」

(4)　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

４　災害教訓の伝承

○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」

第３節　雪害及び雪害対策に関する研究及び観測等の推進

(1)　雪害及び雪害対策に関する研究の推進

○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」

○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」

○国〔文部科学省，国土交通省，気象庁，農林水産省〕は，雪崩等による雪害の発生メカニズム，防除等に関する研究を推進するものとする。

(2)　予測，観測の充実・強化等

○国〔気象庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，降雪量，積雪量等の観測体制，施設の充実・強化等を図るものとする。

○国〔気象庁〕は，降雪量や積雪量などの気象予測技術の高度化を図るものとする。

(3)　社会学的研究等の推進

○研究分野としては，雪崩等自然現象そのものの理学的・工学的研究のみならず，災害時の人間行動や情報伝達等の社会学的分野についての研究も積極的に行うものとする。

○雪崩等により被災した施設の管理者は，既往の被災事例等を参考に，被災原因の分析，資料収集等を行い，必要に応じ，国又は地方公共団体に報告する。国又は

地方公共団体は，この報告を受け，又は自ら被災原因の分析等を行い，必要に応じ，基準の改訂，責任の明確化等適切な措置を講ずる。

○国〔国土交通省〕及び高速道路事業者は，冬期の道路交通を確保するため，ＩＣＴ等の新技術活用に向けて検討を進めるものとする。

(4)　防災対策研究の国際的な情報発信

○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」

第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

１　災害発生直前対策関係

(1)　警報等の伝達

○国〔気象庁〕及び地方公共団体は，警報等を住民等に伝達する体制を整備するものとする。

○国〔総務省，消防庁，気象庁〕及び地方公共団体は，さまざまな環境下にある住民等及び地方公共団体職員に対して警報等が確実に伝わるよう，関係事業者の協力を得つつ，防災行政無線（戸別受信機を含む。），全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ），Ｌアラート（災害情報共有システム），テレビ，ラジオ（コミュニティＦＭ放送を含む。），携帯電話（緊急速報メール機能を含む。），ワンセグ等を用いた伝達手段の多重化，多様化を図るものとする。

(2)　住民等の避難誘導体制

○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」

○市町村は，積雪，融雪等の状況を勘案した速やかな避難体制の整備を進めるものとする。

○市町村は，雪崩災害等に対する警戒避難基準をあらかじめ設定するよう努めるものとする。国〔国土交通省，気象庁〕は，この基準が設定されるよう，指導及び必要な助言を行うものとする。

(3)　災害未然防止活動

○雪崩等に対し，迅速かつ円滑な災害応急対策が行えるよう，国〔消防庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，必要に応じあらかじめ活動体制の整備，施設，設備等の整備，点検に努めるものとする。

○国〔気象庁〕は，発表する情報について都道府県と連携しつつ市町村での効果的利活用に関する助言に努めるものとする。

○道路管理者は，過去の車両の立ち往生や各地域の降雪の特性等を踏まえ，立ち往生等の発生が懸念されるリスク箇所を予め把握し，計画的・予防的な通行規制区間を設定するものとする。

２　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

○国〔国土交通省，気象庁〕は，低気圧及び前線の活動等による降雪量，積雪量，気温等の気象状況を観測し，これらの情報を迅速かつ正確に収集・伝達するための体制及び積雪深計等施設，設備の充実を図るものとする。

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，雪崩発生監視装置の設置に努めるものとする。

○国〔国土交通省，気象庁〕は，関係機関の協力を得て，降雪量，積雪量等雪害に関する情報をより効率的に活用するための内容の充実を図り，関係行政機関はもとより，報道機関等を通じた住民等への提供体制の整備を図るものとする。

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。

(2)　情報の分析整理

○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

(3)　通信手段の確保

○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

(4)　職員の体制

○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

(5)　防災関係機関相互の連携体制

○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○雪害の少ない地方公共団体は，相互応援協定の締結に当たっては，雪害対応に係る経験が豊富な地方公共団体との協定締結についても，考慮するものとする。

(6)　都道府県等と自衛隊との連携体制

○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

(7)　防災中枢機能等の確保，充実

○第２編１章６節２項(8)「防災中枢機能等の確保，充実」

３　災害の拡大・二次災害の防止及び応急復旧活動関係

○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」

○国及び地方公共団体は，雪崩災害の発生，拡大の防止を図るために必要な資機材を備蓄するとともに，防止対策を実施するための体制の整備を図るものとする。

４　複合災害対策関係

○第２編１章６節４項「複合災害対策関係」

５　救助・救急及び医療活動関係

○第２編１章６節５項「救助・救急，医療及び消火活動関係」

(1)　救助・救急活動関係

○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」

(2)　医療活動関係

○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

6　緊急輸送活動関係

○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

○道路管理者は，立ち往生車両を速やかに排除できるよう，リスク箇所にレッカー車やトラクタシャベル等の機材を事前配備するよう努めるものとする。さらに，スノーモービルや簡易な除雪車の配備，融雪剤の用意等，大規模な滞留に対応するための資機材を地域の状況に応じて準備するよう努めるものとする。

7　避難の受入れ及び情報提供活動関係

○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」

(1)　指定避難所

○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

(2)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」

(3)　応急仮設住宅等

○第２編１章６節７項(5)「応急仮設住宅等」

(4)　帰宅困難者対策

○第２編１章６節７項(6)「帰宅困難者対策」

(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係

○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

○国〔国土交通省，気象庁〕は，関係機関の協力を得て，降雪量，積雪量等の情報の収集，処理，加工，伝達を迅速かつ的確に行う情報伝達システムの高度化を図るとともに，要配慮者においても十分に伝達することができるよう報道機関，市町村等への情報提供を推進し，提供地域の拡大に努めるものとする。

8　物資の調達，供給活動関係

○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」

9　海外等からの支援の受入れ活動関係

○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」

10　防災関連機関等の防災訓練の実施

(1)　防災訓練の実施

○第２編１章６節10項(2)「地方における防災訓練の実施」

○道路管理者は，関係機関等と連携し，大雪時の道路交通を確保するための合同実動訓練を実施する。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

11　災害復旧・復興への備え

(1)　各種データの整備保全

○第２編１章６節 11 項(2)「各種データの整備保全」

(2)　罹災証明書の発行体制の整備

○第２編１章６節 11 項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」

(3)　復興事前準備の実施

○第２編１章６節 11 項(4)「復興事前準備の実施」

(4)　復興対策の研究

○第２編１章６節 11 項(5)「復興対策の研究」

第２章　災害応急対策

○第２編２章「災害応急対策」

○雪害による被害を軽減するためには，近年の気象予測精度の高度化を踏まえ，事前に住民の避難誘導を行うなどの種々の措置を的確に行うことが重要である。

第１節　災害発生直前の対策

○雪害については，気象情報の分析により災害の危険性をある程度予測することが可能なことから，被害を軽減するためには，情報の伝達，適切な避難誘導等災害発生直前の対策が極めて重要である。

1　雪害に関する警報等の伝達

○国〔気象庁〕は，気象，降雪等の現象により被害が発生する可能性がある場合には，現象の状況に応じて，その特別警報，警報又は注意報を地方公共団体等防災機関又は報道機関等を通じて地域住民等に対し速やかに伝達する。その際，対象者に漏れなく，要配慮者にも配慮するとともに住民にとってわかりやすい伝達に努めるものとする。

○国〔国土交通省，気象庁〕は，被害を及ぼす可能性のある気象状況等を把握した時は，高速道路事業者と連携して「大雪に対する緊急発表」を発表すること等により，不要・不急の外出を控えることや広域的な迂回等について，速やかに道路利用者等に伝達するものとする。

○道路管理者は，降雪予測等から通行規制範囲を広域的に想定して，できるだけ早く通行規制予告を発表するものとする。その際，当該情報が入手しやすいよう多様な広報媒体を活用し，日時，迂回経路等を示すものとする。また，降雪予測の変化に応じて予告内容の見直しを行うものとする。

○消防庁は，気象庁から受信した警報等を，全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）により，地方公共団体等に伝達するものとする。

○市町村，放送事業者等は，伝達を受けた警報等を市町村防災行政無線（戸別受信機を含む。以下本節中同じ。）等により，住民等への伝達に努めるものとする。なお，市町村は，大雪，暴風雪特別警報の伝達を受けた場合は，これを直ちに住民等に伝達するものとする。

２　住民等の避難誘導

○第２編２章１節２項「住民等の避難誘導」

○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」

○市町村は，地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には，住民に対して避難指示等を発令するとともに，積雪，融雪等の状況を勘案した適切な避難誘導を実施するものとする。

○住民への避難指示等の伝達に当たっては市町村防災行政無線を始めとした効果的かつ確実な伝達手段を複合的に活用し，対象地域の住民への迅速かつ的確な伝達に努めるものとする。

○市町村は，地域住民等の事前避難が必要と判断される場合には，必要に応じ，住民等が避難するための施設を開放し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。

○地方公共団体は，ヘリコプター，船舶による避難についても検討し，必要に応じ実施するものとする。

○市町村は，情報の伝達，避難誘導の実施に当たって，要配慮者に十分配慮するよう努めるものとする。

３　関係省庁災害警戒会議の開催及び政府本部の設置

○第２編２章１節３項「関係省庁災害警戒会議の開催及び政府本部の設置」

第２節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

１　災害情報の収集・連絡

(1)　被害規模の早期把握のための活動

○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」

(2)　災害発生直後の被害の第一次情報の収集・連絡

○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

(3)　一般被害情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

(4)　応急対策活動情報の連絡

○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

２　通信手段の確保

○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

３　地方公共団体の活動体制

○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

４　広域的な応援体制

○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

５　国における活動体制

(1)　内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

(2)　緊急参集チームの参集

○第２編２章２節６項(2)「緊急参集チームの参集」

(3)　職員の派遣

○第２編２章２節６項(3)「職員の派遣」

(4)　政府本部の設置又は各種会議等の開催

○第２編２章２節６項(4)「政府本部の設置又は各種会議等の開催」

(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

(7)　緊急災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(7)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」

(8)　災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等

○第２編２章２節６項(8)「災害緊急事態の布告及び緊急災害対策本部の設置等」

(9)　政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

○第２編２章２節６項(9)「政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

(10)　被災者生活・生業再建支援チームの開催

○第２編２章２節６項(10)「被災者生活・生業再建支援チームの開催」

(11)　自衛隊の災害派遣

○第２編２章２節６項(11)「自衛隊の災害派遣」

第３節　除雪の実施，雪崩災害・二次災害・複合災害の防止及び応急復旧活動

１　除雪の実施と雪崩災害の防止活動

○雪害においては，災害が時間の経過とともに拡大する場合も多く，それを最小限に抑える応急活動を行うことが被害全体の規模を小さくすることにつながる。

○国〔気象庁〕は，応急活動を支援するため，被災地を対象とした詳細な気象情報等の提供に努めるものとする。

(1)　除雪の実施

○国〔国土交通省〕，公共機関〔高速道路事業者〕及び地方公共団体は，災害を防止するため，除雪を実施するものとする。

○市町村は，家屋倒壊による被害を防止するため，住民に対し，屋根の雪下ろしを督励するとともに，必要に応じ支援を行うよう努めるものとする。

(2)　雪崩災害の発生，拡大防止

○国〔国土交通省，林野庁〕及び地方公共団体は，雪崩災害の発生の防止・軽減を図るため，専門技術者等を活用して，雪崩危険箇所の点検を行うものとする。その結果，危険性が高いと判断された箇所については関係機関や住民に周知を図り，適切な警戒避難体制の整備等の応急対策を行うものとする。

○国〔国土交通省，林野庁〕及び地方公共団体は，雪崩災害が発生した場合は，早急に被害状況や今後の被害の拡大の可能性等について現地調査を行い，必要に応じて応急工事を実施するものとする。

２　二次災害の防止活動

○第２編２章３節１項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」

３　施設・設備等の応急復旧活動

○第２編２章３節２項「施設・設備等の応急復旧活動」

(1)　施設，設備の応急復旧活動

○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」

(2)　ライフライン施設に関する政府本部の関与

○第２編２章３節２項(2)「ライフライン施設に関する政府本部の関与」

第４節　救助・救急及び医療活動

○第２編２章４節「救助・救急，医療及び消火活動」

○道路管理者及び地方整備局，地方運輸局等を中心とする関係機関は，車両の滞留状況や開放の見通し等に関する道路管理者が有する情報等から，積雪に伴う大規模な立ち往生が発生し，滞留車両の開放に長時間を要すると見込まれる場合には，相互に連携の上，支援体制を構築し，滞留車両の乗員に対し救援物資の提供や避難所への一時避難の支援等を行うよう努めるものとする。

１　救助・救急活動

(1)　住民及び自主防災組織の役割

○第２編２章４節１項(1)「住民及び自主防災組織の役割」

(2)　被災地方公共団体による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」

(3)　被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

(4)　資機材等の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

２　医療活動

(1)　被災地域内の医療機関による医療活動

○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

(2)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣」

(3)　被災地域外での医療活動

○第２編２章４節２項(3)「被災地域外での医療活動」

(4)　広域後方医療施設への傷病者の搬送

○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

(5)　被災者の心のケア対策

○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」

３　航空機の運用調整等

○第２編２章４節４項「航空機の運用調整等」

４　惨事ストレス対策

○第２編２章４節５項「惨事ストレス対策」

第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

○第２編２章５節「緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動」

１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

○第２編２章５節１項(1)「輸送に当たっての配慮事項」

２　交通の確保

○第２編２章５節２項「交通の確保」

(1)　政府本部による調整等

○第２編２章５節２項(1)「政府本部による調整等」

(2)　道路交通規制等

○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路の通行が危険であると認められる場合における道路通行規制に関する基準等を定め，交通関係機関への連絡，通行規制その他必要な措置を講ずるものとする。

(3)　道路啓開等

○第２編２章５節２項(3)「道路啓開等」

○国〔国土交通省〕は，管理する国道について早急に被害状況を把握し，立ち往生車両等の発生により，除雪作業に支障が生ずる等の交通の危険を防止する必要がある場合は，一般車両の通行を禁止するなどの通行規制を行い，道路啓開，除雪の実施，応急復旧等を行うものとする。

○国〔国土交通省〕は，被災地方公共団体等他の道路管理者に対して，通行規制や復旧状況に関する情報を提供しつつ，被害状況に関する報告を求め，応急復旧等を要請又は指示するものとする。

○国〔国土交通省〕は，通行規制や道路啓開に関し，被災地方公共団体等他の道路管理者と連携を図るとともに，緊急輸送道路の確保を最優先に，応急復旧や代替路の設定等を実施するものとする。

○国〔国土交通省〕は，道路の通行規制等が行われている場合，ＩＣＴ技術を活用し，道路利用者に対してビーコン，情報板，インターネット等により道路啓開，除雪作業，応急復旧等の状況を，迅速に情報提供することとする。

○道路管理者は，短時間に強い降雪が見込まれる場合等においては，道路管理者相互の連携の下，迅速・適切に対応するよう努めるものとする。

(4)　港湾及び漁港の応急復旧等

○第２編２章５節２項(5)「港湾及び漁港の応急復旧等」

(5)　空港等の応急復旧等

○第２編２章５節２項(7)「空港等の応急復旧等」

(6)　鉄道交通の確保

○第２編２章５節２項(8)「鉄道交通の確保」

(7)　広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保

○第２編２章５節２項(9)「広域物資輸送拠点・地域内輸送拠点の確保」

３　緊急輸送

○第２編２章５節３項「緊急輸送」

４　緊急輸送のための燃料の確保

○第２編２章５節４項「緊急輸送のための燃料の確保」

第６節　避難の受入れ及び情報提供活動

○第２編２章６節「避難の受入れ及び情報提供活動」

１　避難誘導の実施

○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」

○地方公共団体は，交通孤立地区等が生じた場合，ヘリコプター，船舶による避難についても検討し，必要に応じ実施するものとする。

２　指定避難所

(1)　指定避難所の開設

○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」

(2)　指定避難所の運営管理等

○第２編２章６節３項(2)「指定避難所の運営管理等」

３　応急仮設住宅等

(1)　被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供

○第２編２章６節４項(1)「被災都道府県（救助実施市）による応急仮設住宅の提供」

(2)　応急仮設住宅に必要な資機材の調達

○第２編２章６節４項(2)「応急仮設住宅に必要な資機材の調達」

(3)　応急仮設住宅の運営管理

○第２編２章６節４項(3)「応急仮設住宅の運営管理」

４　広域一時滞在

○第２編２章６節６項「広域一時滞在」

５　要配慮者への配慮

○第２編２章６節７項「要配慮者への配慮」

６　帰宅困難者対策

○第２編２章６節８項「帰宅困難者対策」

７　被災者等への的確な情報伝達活動

○第２編２章６節９項「被災者等への的確な情報伝達活動」

(1)　被災者等への情報伝達活動

○第２編２章６節９項(1)「被災者への情報伝達活動」

(2)　国民への的確な情報の伝達

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

(3)　住民等からの問合せに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4)　海外への情報発信

○第２編２章６節９項(4)「海外への情報発信」

第７節　物資の調達，供給活動

○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」

(1)　政府本部による調整等

○第２編２章７節(1)「政府本部による調整等」

(2)　地方公共団体による物資の調達，供給

○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」

(3)　国による物資の調達，供給

○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」

(4)　運送事業者である公共機関の活動

○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」

第８節　保健衛生，遺体対策に関する活動

○第２編２章８節「保健衛生，防疫，遺体対策に関する活動」

１　保健衛生

○第２編２章８節１項「保健衛生」

２　遺体対策

○第２編２章８節３項「遺体対策」

第９節　社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動

○第２編２章９節「社会秩序の維持，物価の安定等に関する活動」

１　社会秩序の維持

○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」

２　物価の安定，物資の安定供給

○第２編２章９節２項「物価の安定，物資の安定供給」

３　複合災害発生時の体制

○第２編２章３節３項「複合災害発生時の体制」

第10節　応急の教育に関する活動

○第２編２章10節「応急の教育に関する活動」

第11節　自発的支援の受入れ

○第２編２章11節「自発的支援の受入れ」

１　ボランティアの受入れ

○第２編２章11節１項「ボランティアの受入れ」

２　国民等からの義援物資，義援金の受入れ

(1)　義援物資の受入れ

○第２編２章11節２項(1)「義援物資の受入れ」

(2)　義援金の受入れ

○第２編２章11節２項(2)「義援金の受入れ」

３　海外等からの支援の受入れ

○第２編２章11節３項「海外等からの支援の受入れ」

第３章　災害復旧・復興

○第２編３章「災害復旧・復興」

第１節　迅速な原状復旧の進め方

○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」

第２節　被災者等の生活再建等の支援

○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

○第２編３章３節２項「防災まちづくり」

第３節　被災中小企業の復興その他経済復興の支援

○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」

第８編　海上災害対策編

第１章　災害予防

第１節　海上交通の安全のための情報の充実

○国〔気象庁〕は，船舶など海上交通の安全に資するため，海上風・海霧等気象の状況，波浪・海面水温等水象の状況，地震・津波等の状況を観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，情報の内容の改善，情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。

○国〔海上保安庁〕は，海図，水路書誌等水路図誌の整備を図るものとする。

○国〔海上保安庁〕は，水路通報，航行警報，気象通報等船舶交通の安全に必要な情報提供体制の整備を図るものとする。

第２節　船舶の安全な運航の確保

○国〔国土交通省〕は，船舶職員になろうとする者に対し，必要な知識・能力があるかについて海技士国家試験を行うとともに，５年ごとの海技免状の更新の際，一定の乗船履歴又は講習等を要求することにより，知識・能力の維持及び最新化を図るものとする。また，時代のニーズに即した船員を確保する必要があることから，各船員教育機関において，教育内容のレベルアップを図るなどその教育体制の一層の整備充実を推進する。

○国〔国土交通省〕は，発航前検査の励行，操練の適切な実施，航海当直体制の確保，船内の巡視制度の確立等について，船員労務官による監査及び指導をより一層強化し，船舶の安全な運航の確保を図るものとする。

○国〔国土交通省〕は，人的要因に係る海難事故防止等の観点から，条約等の国際基準に適合していない船舶（サブスタンダード船）の排除のため，寄港国による外国船舶の監督（ポートステートコントロール：ＰＳＣ）の実施を積極的に推進するとともに，ＰＳＣ実施体制のさらなる強化，整備を進めるものとする。

○国〔海上保安庁〕は，港内，狭水道等船舶の輻輳する海域における航行管制，情報提供等の体制の整備を図るものとする。

○船舶の航行の安全を図るため，その通信手段を確保するものとする。

・小型船舶を運航する者は，船舶航行の安全を確保するため，通信手段の確保に努める。

・国〔総務省〕は，小型船舶の通信手段の普及を図るよう努める。

・船舶の無線局（船舶局等）の開設者は，災害時において無線局が確実に機能するよう整備・点検に努める。

・国〔総務省〕は，船舶局等の検査体制の充実を図る。

○国〔海上保安庁〕は，走錨等に起因する事故の可能性がある海上施設周辺海域等に

おいて，監視体制の強化を図るとともに，必要に応じて，巡視船艇による指導，船舶交通の規制を行うものとする。さらに，三大湾等において，異常気象等により船舶交通の危険が生ずるおそれがある場合には，船舶に対し湾外等の安全な海域への避難勧告等の船舶交通の規制を行うものとする。

第３節　船舶の安全性の確保

○国〔国土交通省〕は，船舶の構造，設備等の安全基準の整備を行うとともに，技術革新，海上輸送の多様化等の情勢に対処するものとする。

○国〔国土交通省〕は，技術革新による輸送形態の多様化，諸設備の高度化への対応を始めとする安全基準の整備等に伴う船舶検査業務の複雑化・高度化に対処するため，研修等の実施により船舶検査体制の充実に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕は，危険物の運送条件，取扱方法，船舶の構造・設備等の規定の徹底を図るものとする。また，危険物運送の安全基準に関する条約等に基づき，国内規則の整備を図るものとする。

○国〔国土交通省〕は，危険物運搬船の技術基準の遵守の徹底を図るため，船舶検査の厳格な実施及び危険物運搬船等の立入検査を実施するものとする。

○国〔国土交通省〕は，船舶の構造設備等に係る海難事故防止等の観点から，サブスタンダード船の排除のため，ＰＳＣの実施を積極的に推進するとともに，ＰＳＣ実施体制のさらなる強化，整備を進めるものとする。

第４節　海上防災思想の普及

○国〔海上保安庁〕は，海難防止，海上災害防止に係る講習会を開催し，また，訪船指導等を行うことにより，海上災害防止思想の普及に努めるものとする。

第５節　海上交通環境の整備

○国〔国土交通省〕，港湾管理者等は，防波堤，航路等の整備により，海上交通の安全性の向上に努めるとともに，港湾施設の整備等を行う事業者は，法令で定める技術基準を遵守するものとする。

○国〔海上保安庁〕は，航路標識の老朽化等対策を行うものとする。

第６節　海上災害及び防災に関する研究等の推進及び再発防止対策の実施

○国〔国土交通省，海上保安庁〕は，関係機関と協力し，海上災害及び防災に関する研究及び再発防止のための総合的な研究を推進し，再発防止対策のための措置に反映させるものとする。

○国〔国土交通省〕は，我が国の危険物運送における事故防止のため，諸外国で起きた危険物の事故等について情報を入手するなど，諸外国との情報交換に努めるものとする。

○国〔国土交通省等〕は，運輸安全委員会の勧告，意見等を踏まえて，同種事故の再発防止のために，必要な安全対策の実施を図る。

第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

(2)　情報の分析整理

○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

(3)　通信手段の確保

○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

(4)　職員の体制

○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

(5)　防災関係機関相互の連携体制

○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

(6)　乗客の被災者等に対する支援

○国〔国土交通省〕は，海上運送事業者，関係機関等と連携の下，海上交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対し，情報提供等の支援を行うための体制の整備を図るものとする。

○国〔国土交通省〕は，海上運送事業者に対して，海上交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画の策定を促すなど，乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組を図るものとする。

２　捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係

(1)　捜索，救助・救急活動関係

○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

○国〔海上保安庁〕は，捜索，救助・救急活動を実施するための船艇，航空機及び潜水器材等の捜索，救急救助用資機材の整備に努めるものとする。また，救助・救急活動に関し専門的知識・技能を有する職員の育成に努めるものとする。

○都道府県警察は，捜索活動を実施するための，船舶，航空機等の整備に努めるものとする。

○国〔海上保安庁〕は，我が国周辺海域における海上災害に迅速かつ的確に対応するため，隣接国の海難救助機関との連携の強化を図るものとする。

(2)　医療活動関係

○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

(3)　消火活動関係

○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」

○国〔海上保安庁〕は，大型タンカーの火災等に対応できる消防船等及び海上火災に有効な資機材の整備に努めるものとする。

○市町村（都道府県）は，消防艇等の海上災害用の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，海水，河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

３　緊急輸送活動関係

○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

４　危険物等の大量流出時における防除活動関係

○国〔消防庁，海上保安庁，環境省〕及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，避難誘導活動及び防除活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

○国〔消防庁，海上保安庁，環境省〕及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図るものとする。

○国〔消防庁，海上保安庁，環境省〕及び地方公共団体は，関係機関による危険物等の種類に応じた避難誘導に必要な資機材及び防除資機材の整備状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

○国〔海上保安庁〕は，油等が大量流出した場合における油等防除に関する計画を作成するものとする。

○船舶所有者等は，油等が大量流出した場合に備えて，必要な資機材を船舶内等に備え付けるものとする。

○石油・化学事業者団体は，油等が大量流出した場合に備えて，油等防除資機材の整備を図るものとする。

５　関係者等への的確な情報伝達活動関係

○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

６　二次災害の防止活動関係

○国〔海上保安庁〕は，航行制限，航泊禁止等二次災害の防止に関して必要な措置を講じるとともに，船舶に対し周知活動を行う体制の整備を図るものとする。

７　防災関係機関等の防災訓練の実施

(1)　防災訓練の実施

○国〔海上保安庁〕，消防機関及び警察機関は，大規模海難や危険物等の大量流出を想定し，より実践的な訓練を実施するものとする。

○国〔海上保安庁等〕，消防機関及び警察機関等を始めとする地方公共団体，民間救助・防災組織，関係事業者並びに港湾管理者等は，相互に連携した訓練を実施するものとする。

○石油・化学事業者団体は，油等流出事故に対応するため，積極的に油等防除訓練を行う。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

８　災害復旧への備え

○国，地方公共団体及び港湾管理者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

１　災害情報の収集・連絡

(1)　海上事故情報等の連絡

○大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，関係事業者等は速やかに国〔海上保安庁〕に連絡するものとする。

○海上保安庁は，大規模な海上事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，警察庁，防衛省，消防庁等，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。

○都道府県は，国〔海上保安庁〕から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。

(2)　大規模な海上事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」

○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

○関係事業者等は，被害状況を国〔海上保安庁〕に連絡する。

(3)　一般被害情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

○関係事業者等は，被害状況を国〔海上保安庁〕に連絡する。

(4)　応急対策活動情報の連絡

○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

２　通信手段の確保

○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

３　関係事業者等の活動体制

○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」

４　地方公共団体及び公共機関の活動体制

○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

５　広域的な応援体制

○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

６　国における活動体制

(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

(2)　緊急参集チームの参集

○第２編２章２節６項(2)「緊急参集チームの参集」

(3)　警戒本部の設置等

○海上事故により油等の危険物等が大量流出した場合において，収集された情報により，事故の規模，予想される被害の広域性等から，応急対策の調整等を強力に推進するために特に必要があると認められるときは，内閣総理大臣に報告の上，国〔海上保安庁〕は直ちに海上保安庁長官を本部長とする警戒本部を設置するものとする。

○警戒本部及びその事務局の設置場所は，原則として海上保安庁内とする。

○警戒本部が設置された場合は，現地の状況を把握し，応急対策の迅速かつ適確な実施に資するため，現地に連絡調整本部を設置するものとする。

○連絡調整本部及びその事務局の設置場所は，原則として管区海上保安本部内とする。

(4)　職員の派遣

○第２編２章２節６項(3)「職員の派遣」

(5)　政府本部の設置又は各種会議等の開催

○第２編２章２節６項(4)「政府本部の設置又は各種会議等の開催」

(6)　特定災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。

(7)　非常災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

○非常災害対策本部の設置場所は，原則として官邸内とし，その事務局の設置場所は，官邸及び国土交通省内とする。

(8)　政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

○第２編２章２節６項(9)「政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

(9)　自衛隊の災害派遣

○第２編２章２節６項(11)「自衛隊の災害派遣」

７　防災業務関係者の安全確保

○国〔海上保安庁〕，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のために資機材

の確保を図るものとする。

○国〔海上保安庁〕，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

第２節　捜索，救助・救急，医療及び消火活動

１　捜索活動

○国〔海上保安庁〕，消防機関，都道府県警察等は，船舶，航空機など多様な手段を活用し，相互に連携して捜索を実施するものとする。

○国〔海上保安庁〕は，必要に応じ，船位通報制度，航行警報を活用する等，付近の航行船舶についてもできる限り捜索活動について協力を求めるものとする。

○自衛隊は，必要に応じて，捜索活動を行うものとする。

２　救助・救急活動

(1)　関係事業者，防災関係機関による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

○事故の発生した関係事業者は，救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努めるとともに，救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

○国〔海上保安庁〕は，被災者の救助・救急活動を行うものとし，必要に応じて民間救助・防災組織等と連携するものとする。

(2)　資機材等の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

３　医療活動

○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送

○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

(3)　被災者の心のケア対策

○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」

４　消火活動

(1)　国〔海上保安庁〕，関係事業者，民間救助・防災組織等による消火活動

○国〔海上保安庁〕又は消防機関は，船舶の火災を知った場合は，相互に直ちにその旨を通報するものとする。

○関係事業者，民間救助・防災組織等は，速やかに火災の発生状況を把握するとと

もに，迅速に消火活動を行うものとする。

○特定災害対策本部又は非常災害対策本部は，必要に応じ，又は海上保安庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

⑵　消防機関による消火活動

○消防機関は，速やかに沿岸部等の火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

５　惨事ストレス対策

○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」

第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

２　交通の確保

○第２編２章５節２項⑵「道路交通規制等」

○第２編２章５節２項⑹「海上交通の整理等」

○国〔海上保安庁〕，警察機関，道路管理者及び特定災害対策本部又は非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。

第４節　危険物等の大量流出に対する応急対策

○海上事故により大量の油等が排出された場合，事故の原因者等は，防除措置を講じるものとする。

○国〔海上保安庁〕は，海上事故により危険物等が海上に流出した場合，応急的な防除活動を行い，航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに，排出の原因者等が必要な措置を講じていない場合は，措置を講じるよう命ずるものとする。

○消防機関，都道府県警察は，海上事故により危険物等が大量流出した場合，直ちに防除活動等を行うとともに，避難誘導活動を行うものとする。

○国〔国土交通省〕は，油等流出事故が発生した場合，要請等を受けて，油回収船を出動させ，防除活動を行うものとする。

○国〔海上保安庁〕は，危険物等が大量に流出した場合，原因者側の対応が不十分なときは，自ら防除を行う等被害を最小限にくい止めるための措置を講ずるものとする。

○国〔海上保安庁〕，地方公共団体等は，危険物等の海岸等への漂着に対処するため，直ちに関係機関と協力の上，危険物等の防除，環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。

○防除措置を実施するに当たっては，必要な資機材を迅速に調達するものとし，危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。

第５節　関係者等への的確な情報伝達活動

(1)　被災者の家族等への情報伝達活動

○第２編２章６節９項(1)「被災者への情報伝達活動」

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

○特定災害対策本部又は非常災害対策本部は，乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し，情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び海上運送事業者に伝えること等を通じて，乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し，正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに，乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。

(2)　国民への的確な情報の伝達

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

(3)　関係者等からの問合せに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4)　海外への情報発信

○第２編２章６節９項(4)「海外への情報発信」

第６節　二次災害の防止活動

○国〔海上保安庁〕は，海上災害により船舶交通に危険が生じ又は生じるおそれがあるときは，速やかに航行警報等必要な措置を講ずるとともに，必要に応じて船舶交通の整理，指導を行うものとする。また，災害の原因者である船舶の所有者等に対し，船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。

○国〔気象庁〕は，二次災害防止のため，海上風・海霧等気象の状況，波浪・海面水温等水象の状況，地震・津波等の状況を観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を発表するものとする。

第３章　災害復旧

○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」

○国〔国土交通省〕，公共機関及び地方公共団体は，復旧に当たり，可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

○国〔海上保安庁〕は，災害の原因者である船舶の所有者等に対し，船舶の除去その他船舶交通の危険を防止するための措置を講ずべきことを命じ，又は勧告するものとする。

○国〔国土交通省〕，地方公共団体等は，復旧に当たり，環境に配慮しつつ，必要な措置を講ずるものとする。

第９編　航空災害対策編

第１章　災害予防

第１節　航空交通の安全のための情報の充実

○国〔国土交通省〕は，航空路誌，ノータム等により，航空交通の安全確保に関する情報を適時・適切に提供するものとする。

○国〔気象庁〕は，航空機の安全に係わる気象，地象，水象の現象を的確に観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，局地的な激しい気象の変化を監視する空港気象ドップラーレーダー等の航空気象観測施設の整備や航空気象予報・警報の精度向上等を通じて，航空交通の安全のための気象情報の充実を図るものとする。

○航空運送事業者は，航空交通の安全に関する各種情報を態様，要因毎等に分類，整理し，事故予防のために活用し，必要な措置を講ずるものとする。

○航空運送事業者は，分類整理した各種情報を事業者相互間において交換し，情報の活用を促進するものとする。

第２節　航空機の安全な運航の確保

１　航空従事者，航空保安職員の養成・研修の充実

○国〔国土交通省〕は，航空大学校において，定期航空等の安全の主力となる航空従事者を養成し，その安定的確保を図るとともに，定期航空運送事業者等の行う自社養成についても，十分な指導を行い，その質を確保する。

○国〔国土交通省〕は，次世代航空保安システムを運用する職員の技術取得や資質向上を図るなど，航空保安大学校等における航空保安職員の研修の充実を図る。

２　航空運送事業者等への安全指導

(1)　航空関係諸規則の遵守の徹底等

○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者等に対し，航空関係諸規則の遵守の徹底を指導するものとする。

○国〔国土交通省〕は，多様化する運航・整備形態に即した適切な航空関係諸規則の整備を図るものとする。

(2)　教育訓練の充実等

○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者等において実施する航空従事者等に対する安全教育・訓練の着実な実施を指導するものとする。

○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者等に対し，過去の事故実例等を参考とした実践的な教育訓練内容の設定及びその実施を指導するものとする。

○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者等の行う教育訓練の実施状況を把握し，必要に応じ，その改善・充実等を図る。

(3)　定期的な安全指導

○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者に対し，定期的に行う安全指導において，適切な運航管理体制の整備，安全意識の高揚その他事故防止に資する事項について，重点的点検を行うものとする。

３　無線設備の安全性に関する技術基準等の充実

○国〔国土交通省〕は，諸外国の技術基準との整合性にも配慮しつつ，通信技術の急速な進展を無線設備の安全性に関する技術基準等に反映させることにより，航空機運航の安全性の向上を図る。

第３節　航空機の安全性の確保

○国〔国土交通省〕は，諸外国の技術基準との整合性にも配慮しつつ，航空機技術の急速な進展を航空機及び装備品等の安全性に関する技術基準等へ反映させることにより，安全性の向上を図る。

○国〔国土交通省〕は，外国政府の証明等の活用を通じ，航空機検査制度の充実を図る。

第４節　航空交通環境の整備

○国〔国土交通省〕は，社会資本整備重点計画等に基づき，空港，次世代システムを含む航空保安施設等の整備を行うとともに，空港周辺対策の実施を図る。

第５節　再発防止対策の推進

○国〔国土交通省等〕は，運輸安全委員会の勧告，意見等を踏まえて，同種事故の再発防止のために，必要な安全対策の実施を図る。

第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

(2)　情報の分析整理

○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

(3)　通信手段の確保

○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

(4)　職員の体制

○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

(5)　防災関係機関相互の連携体制

○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

○国〔国土交通省〕，空港管理者，消防機関，都道府県警察は，相互に連携を強化するため，体制の整備を図るものとする。

○国〔国土交通省〕及び空港管理者は，防災関係機関との相互の連携を強化するためにも，国際民間航空条約第 14 付属書に準拠した空港緊急計画を策定するものとする。

(6)　乗客の被災者等に対する支援

○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者，関係機関等と連携の下，航空交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対し，情報提供等の支援を行うための体制の整備を図るものとする。

○国〔国土交通省〕は，航空運送事業者に対して，航空交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画の策定を促すなど，乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組を図るものとする。

２　捜索，救助・救急，医療及び消火活動関係

(1)　捜索活動関係

○国〔国土交通省〕は，東京救難調整本部を通じて捜索活動等に従事する関係省庁に対して情報を伝達する体制を維持・整備する。

○国〔警察庁〕及び都道府県警察は，捜索活動を行うために有効な装備，資機材，車両等の整備に努めるものとする。

○国〔海上保安庁〕は，捜索活動を迅速かつ的確に実施するため，捜索活動に有効な資機材の整備を行うものとする。

(2)　消火救難及び救助・救急，消火活動関係

○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」

(3)　医療活動関係

○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

３　緊急輸送活動関係

○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

４　関係者等への的確な情報伝達活動関係

○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

５　防災関係機関等の防災訓練の実施

(1)　防災訓練の実施

○空港管理者，航空運送事業者，消防機関，警察機関を始めとする地方公共団体，国の機関等は相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

○第２編１章６節10項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

１　災害情報の収集・連絡

(1)　航空事故情報等の連絡

○第２編２章２節１項(2)「事故情報等の連絡」

○航空運送事業者は，自己の運航する航空機について緊急事態又は事故が発生した場合には，直ちにその情報を国〔国土交通省〕へ連絡するものとする。

○国土交通省は，航空機の墜落等の大規模な航空事故が発生した場合又は発生するおそれがある場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，警察庁，防衛省，海上保安庁，消防庁，気象庁等，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。

○都道府県は，国〔国土交通省〕から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。

(2)　大規模な航空事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」

○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

○航空運送事業者は，自己の運航する航空機について事故が発生した場合には，それによる被害状況を把握できた範囲から直ちに国〔国土交通省〕へ連絡するものとする。

○市町村は，人的被害の状況等の情報を収集するとともに，被害規模に関する概括的情報を含め，把握できた範囲から直ちに都道府県へ連絡するものとする。

(3)　一般被害情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

○航空運送事業者は，被害状況を国〔国土交通省〕に連絡する。

(4)　応急対策活動情報の連絡

○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

２　通信手段の確保

○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

３　航空運送事業者の活動体制

○航空運送事業者は，発災後速やかに，社員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

４　地方公共団体及び公共機関の活動体制

○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

5　広域的な応援体制

○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

6　国における活動体制

(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

(2)　緊急参集チームの参集

○第２編２章２節６項(2)「緊急参集チームの参集」

(3)　職員の派遣

○第２編２章２節６項(3)「職員の派遣」

(4)　政府本部の設置又は各種会議等の開催

○第２編２章２節６項(4)「政府本部の設置又は各種会議等の開催」

(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。

(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

○非常災害対策本部の設置場所は，原則として官邸内とし，その事務局の設置場所は，官邸及び国土交通省内とする。

(7)　政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

○第２編２章２節６項(9)「政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

(8)　自衛隊の災害派遣

○第２編２章２節６項(11)「自衛隊の災害派遣」

第2節　捜索，救助・救急，医療及び消火活動

1　捜索活動

○国土交通省及び関係省庁は，捜索救難に関する関係機関として，東京救難調整本部を通じて，相互に密接に協力して，捜索活動を行う。

○国土交通省は，東京救難調整本部を通じて捜索活動等に従事する関係省庁に対して情報を伝達するものとする。

○消防機関，都道府県警察及びその他の地方公共団体は，ヘリコプター等の多様な手段を活用し，相互に連携して捜索を実施するものとする。

○国〔海上保安庁〕は，海上における捜索活動を行うものとし，更に可能な場合は，必要に応じ，地方公共団体の活動を支援するものとする。

○自衛隊は，必要に応じて，捜索活動を行うものとする。

２　消火救難及び救助・救急，消火活動

(1)　空港管理者，防災関係機関による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

○国〔国土交通省〕及び空港管理者は，空港及びその周辺における発災に関し，速やかに被害状況を把握するとともに，迅速に救助・救急活動を行うものとする。

(2)　空港管理者による消火活動

○国〔国土交通省〕及び空港管理者は，空港及びその周辺における発災に関し，速やかに火災の発生状況を把握し消防機関に通報するとともに，迅速に消防機関と連携協力して消火活動を行うものとする。

○国〔国土交通省〕及び空港管理者は，必要に応じ，地方公共団体に対して応援を要請するものとする。

(3)　消防機関による消火活動

○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」

○消防機関は，速やかに火災の発生状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

(4)　資機材等の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

３　医療活動

○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送

○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

(3)　被災者の心のケア対策

○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」

４　惨事ストレス対策

○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」

第3節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

２　交通の確保

○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

○国〔海上保安庁〕は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて，船舶の交通を制

限又は禁止するものとする。

○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び特定災害対策本部又は非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。

第４節　関係者等への的確な情報伝達活動

(1)　被災者の家族等への情報伝達活動

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

○特定災害対策本部又は非常災害対策本部は，乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し，情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関〔消防庁，国土交通省等〕，公共機関〔空港事業者〕，地方公共団体及び航空運送事業者に伝えること等を通じて，乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し，正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに，乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。

(2)　国民への的確な情報の伝達

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

(3)　関係者等からの問合せに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4)　海外への情報発信

○第２編２章６節９項(4)「海外への情報発信」

第10編　鉄道災害対策編

第1章　災害予防

第1節　鉄軌道交通の安全のための情報の充実

○国〔気象庁〕は，鉄軌道交通の安全に係わる気象，地象，水象の現象を的確に観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，発表情報の内容の改善，情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。

○踏切道における自動車との衝突，置石等による列車脱線等の外部要因による事故を防止するためには，事故防止に関する知識を広く一般に普及する必要がある。このため，国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，全国交通安全運動等の機会をとらえて，ポスターの掲示，チラシ類の配布等を行うよう努めるものとする。

第2節　鉄軌道の安全な運行の確保

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害の発生に際して，迅速かつ適切な措置を講ずることができるよう，また，自然災害又は列車の脱線その他の鉄軌道事故による線路又は建築限界の支障によって被害がさらに拡大することを防止するため，異常時における列車防護その他の手段による関係列車の停止手配の確実な実施及び防護無線その他の列車防護用具の整備に努めるとともに，建築限界の確保や保安設備の点検等の運行管理体制の充実に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，乗務員及び保安要員に対する教育訓練体制と教育内容について，教育成果の向上を図るとともに，科学的な適性検査の定期的な実施に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，土砂災害等からの鉄軌道の保全を図るため，トンネル，雪覆，落石覆その他の災害等防止設備の点検を行うよう努めるとともに，災害により本線を走行する列車の運転に支障が生ずるおそれのあるときには，当該線路の監視に努めるものとする。

○国〔国土交通省，林野庁〕及び地方公共団体は，主要な交通施設の被災による広域的な経済活動，国民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため，主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。

○鉄道事業者は，植物等が鉄道施設に障害を及ぼし，又は及ぼすおそれがある場合等には，所要の手続きを行った上で，伐採等を行うなど，鉄道の輸送の安全確保に努めるものとする。

第3節　鉄軌道車両の安全性の確保

○国〔国土交通省〕は，科学技術の進歩，交通環境の変化に対応して鉄軌道車両の構造・装置に関する保安上の技術基準の見直しを行うとともに，車両の安全性に関

する研究の成果を速やかに技術基準に反映させるものとする。

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，新技術を取り入れた検査機器の導入を進めることにより，検査精度の向上を図るとともに，検査修繕担当者の教育訓練内容の充実に努めるものとする。また，鉄軌道車両の故障データ及び検査データを科学的に分析し，その結果を車両の保守管理内容に反映させるよう努めるものとする。

第４節　鉄軌道交通環境の整備

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，軌道や路盤等の施設の保守を適切に実施するとともに，災害等防止設備の整備の促進に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，列車集中制御装置（ＣＴＣ）の整備，自動列車停止装置（ＡＴＳ）の高機能化等の運転保安設備の整備・充実に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕，地方公共団体，道路管理者及び鉄軌道事業者は，踏切道の立体交差化，構造の改良，踏切保安設備の整備，交通規制の実施，統廃合の促進等踏切道の改良に努めるものとする。

第５節　鉄軌道の安全確保に関する研究等の推進

○国〔国土交通省〕及び鉄道に関する公益的研究機関は，事故災害防止のための研究開発をより一層推進することにより，鉄軌道交通の安全性の向上に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕は，研究機関と緊密な連携を図りつつ，研究成果を施策に反映させるとともに，その活用の促進を図るものとする。

第６節　再発防止対策の実施

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害の発生後，その徹底的な原因究明を行うために必要となる事故災害発生直後の施設，車両その他の事項に関し，事故災害発生の直接又は間接の要因となる事実について，警察機関，消防機関等の協力を得て調査を進め，事実の整理を行うものとする。また，事故の再発防止に資するため，必要に応じ，専門家等による実験を含む総合的な調査研究を行うよう努めるものとする。

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害の原因が判明した場合には，個々の鉄軌道事業者の施設の状況，列車の運転状況等の実情に応じて，その成果を速やかに，安全対策に反映させることにより，同種の事故災害の再発防止に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕は，大規模な鉄道事故の発生後，類似の再発を防止するため，各鉄軌道事業者に事故情報の提供を行うとともに，定期的に開催される鉄道保安連絡会議の場を活用して事故情報の交換を行うことにより事故の再発防止に努めるものとする。

○国〔国土交通省等〕は，運輸安全委員会の勧告，意見等を踏まえて，同種事故の再発防止のために，必要な安全対策の実施を図る。

第７節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

⑴　情報の収集・連絡体制の整備

○第２編１章６節２項⑴「情報の収集・連絡体制の整備」

⑵　情報の分析整理

○第２編１章６節２項⑵「情報の分析整理」

⑶　通信手段の確保

○第２編１章６節２項⑶「通信手段の確保」

○鉄軌道事業者は，事故災害時の重要通信の確保のために指令電話，列車無線等並びに外部機関との災害時の情報連絡手段を確保するための無線設備又は災害時優先電話の整備に努めるものとする。その際，電気通信事業者の協力を得るよう努めるものとする。

⑷　職員の体制

○第２編１章６節２項⑷「職員の体制」

⑸　防災関係機関相互の連携体制

○第２編１章６節２項⑸「防災関係機関相互の連携体制」

○第２編１章６節２項⑹「都道府県等と自衛隊との連携体制」

⑹　乗客の被災者等に対する支援

○国〔国土交通省〕は，鉄軌道事業者，関係機関等と連携の下，鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等に対し，情報提供等の支援を行うための体制の整備を図るものとする。

○国〔国土交通省〕は，鉄軌道事業者に対して，鉄軌道交通における事故災害の発生による乗客の被災者等への支援に関する計画の策定を促すなど，乗客の被災者等に対する支援の充実に向けた取組を図るものとする。

２　救助・救急，医療及び消火活動関係

⑴　救助・救急活動関係

○第２編１章６節５項⑴「救助・救急活動関係」

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害発生直後における旅客の避難等のための体制の整備に努めるとともに，消防機関との連携の強化に努めるものとする。

⑵　医療活動関係

○第２編１章６節５項⑵「医療活動関係」

(3)　消火活動関係

○消防機関等は，平常時より機関相互間の連携の強化を図るものとする。

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，火災による被害の拡大を最小限に留めるため，初期消火のための体制の整備に努めるとともに，消防機関との連携の強化に努めるものとする。

3　緊急輸送活動関係

○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，公安委員会その他の関係機関の協力のもとに，事故災害時の応急活動のために必要となる人員又は応急資機材等の輸送のための緊急自動車の整備に努めるものとする。

4　関係者等への的確な情報伝達活動関係

○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

5　防災関係機関等の防災訓練の実施

(1)　防災訓練の実施

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害の発生を想定した情報伝達訓練を実施するよう努めるとともに，警察機関，消防機関を始めとする地方公共団体の防災訓練に積極的に参加するよう努めるものとする。

○国の機関，消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体，鉄軌道事業者等は相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

○第２編１章６節10項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

6　災害復旧への備え

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ施設，車両の構造図等の資料を整備するよう努めるものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

1　災害情報の収集・連絡

(1)　鉄道事故情報等の連絡

○大規模な鉄軌道事故が発生した場合，鉄軌道事業者は速やかに国〔国土交通省〕に連絡するものとする。

○国土交通省は，大規模な鉄軌道事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，警察庁，消防庁，防衛省等，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。

○都道府県は，国〔国土交通省〕から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡

する。

(2)　大規模な鉄道事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」

○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

○鉄軌道事業者は，被害状況を国〔国土交通省〕に連絡する。

(3)　一般被害情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

○鉄軌道事業者は，被害状況を国〔国土交通省〕に連絡する。

(4)　応急対策活動情報の連絡

○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

２　通信手段の確保

○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

３　鉄軌道事業者の活動体制

○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」

４　地方公共団体及び公共機関の活動体制

○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

５　広域的な応援体制

○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

６　国における活動体制

(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

(2)　緊急参集チームの参集

○第２編２章２節６項(2)「緊急参集チームの参集」

(3)　職員の派遣

○第２編２章２節６項(3)「職員の派遣」

(4)　政府本部の設置又は各種会議等の開催

○第２編２章２節６項(4)「政府本部の設置又は各種会議等の開催」

(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。

(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

○非常災害対策本部の設置場所は，原則として官邸内とし，その事務局の設置場所は，官邸及び国土交通省内とする。

(7)　政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

○第２編２章２節６項(9)「政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

(8)　自衛隊の災害派遣

○第２編２章２節６項(11)「自衛隊の災害派遣」

第2節　救助・救急，医療及び消火活動

1　救助・救急活動

(1)　鉄軌道事業者等，防災関係機関による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

○鉄軌道事業者は，事故災害発生直後における負傷者の救助・救急活動を行うよう努めるとともに，救助・救急活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

(2)　資機材等の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

2　医療活動

○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送

○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

(3)　被災者の心のケア対策

○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」

3　消火活動

○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害発生直後における初期消火活動を行うよう努めるとともに，消火活動を実施する各機関に可能な限り協力するよう努めるものとする。

○消防機関は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

4　惨事ストレス対策

○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」

第3節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

1　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

２　交通の確保

○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」

○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び特定災害対策本部又は非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。

３　代替交通手段の確保

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害が発生した場合には，他の路線への振替輸送，バス代行輸送等代替交通手段の確保に努めるものとし，被災していない関係鉄軌道事業者においては，可能な限り，代替輸送について協力するよう努めるものとする。

第４節　関係者等への的確な情報伝達活動

(1)　被災者の家族等への情報伝達活動

○第２編２章６節９項(1)「被災者への情報伝達活動」

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

○特定災害対策本部又は非常災害対策本部は，乗客の被災者等に対し情報提供等を行うための窓口を設置し，情報提供に関する乗客の被災者等からの要望を指定行政機関，公共機関，地方公共団体及び鉄軌道事業者に伝えること等を通じて，乗客の被災者等に役立つ情報を収集・整理し，正確かつきめ細やかな情報を適切に提供するとともに，乗客の被災者等からの問合せ・相談に的確に対応するよう努めるものとする。

(2)　国民への的確な情報の伝達

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

(3)　関係者等からの問合せに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4)　海外への情報提供

○第２編２章６節９項(4)「海外への情報発信」

第３章　災害復旧

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，事故災害に伴う施設及び車両の被害の状況に応じ，あらかじめ定めた復旧資材の調達計画及び人材の応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑な被災施設及び車両の復旧に努めるものとする。

○鉄道事業者は，所要の手続きを行った上で，隣接地等を復旧作業に必要な資材置場や土石の捨場等として一時的に使用することなどにより，鉄道の迅速な復旧に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕及び鉄軌道事業者は，可能な限り，復旧予定時期を明確化するよう努めるものとする。

第11編　道路災害対策編

第1章　災害予防

第1節　道路交通の安全のための情報の充実

○国〔気象庁〕は，道路交通の安全に係わる気象，地象，水象の現象を的確に観測し，これらに関する実況あるいは予報・警報等の情報を適時・的確に発表するものとする。また，発表情報の内容の改善，情報を迅速かつ適切に収集・伝達するための体制及び施設，設備の充実を図るものとする。

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，国〔気象庁〕による気象，地象，水象に関する情報を有効に活用するため，国〔気象庁〕と協力して情報を活用できる体制の整備を図るものとする。

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路施設等の異常を迅速に発見し，速やかな応急対策を図るために，平常時より道路施設等の状況の把握，データベース化に努めるとともに，センサー等のＩＣＴ技術の活用による情報の収集，連絡体制の整備を図る。また異常が発見され，災害が発生するおそれがある場合に，道路利用者にその情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

○都道府県警察は，道路交通の安全のための情報の収集，連絡体制の整備を図る。また，異常が発見され，災害が発生するおそれがある場合に，道路利用者に交通情報を迅速に提供するための体制の整備を図るものとする。

第2節　道路施設等の整備

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路施設等の点検を通じ，道路施設等の現況の把握に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は道路における災害を予防するため，必要な施設の整備を図るものとする。

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路施設等の安全を確保するため，必要な体制等の整備に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路防災対策事業等を通じ，安全性・信頼性の高い道路ネットワーク整備を計画的かつ総合的に実施するものとする。

○国〔国土交通省，林野庁〕及び地方公共団体は，主要な交通施設の被災による広域的な経済活動，国民生活への支障や地域の孤立化の防止等のため，主要な交通網が集中している地域の土砂災害対策や海岸保全対策を重点的に実施するものとする。

第3節　防災知識の普及

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路利用者に対し，災害時の対応等の防災知識の普及を図るものとする。

第４節　道路災害及び防災に関する研究等の推進

○国は，道路災害及び防災に関する科学技術及び研究の振興を図るとともに，研究機関と行政機関との連携を推進し，防災施策に活かしてゆくものとする。

第５節　再発防止対策の実施

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，原因究明のための総合的な調査研究を行い，その結果を踏まえ再発防止対策を実施するものとする。

第６節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

○国〔国土交通省〕は，非常時の確実な情報伝達を確保するため，多重無線及び移動通信回線の充実を図るものとする。

(2)　情報の分析整理

○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は収集した情報を分析し整理するための体制の整備を推進するものとする。

(3)　通信手段の確保

○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

(4)　職員の体制

○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

(5)　防災関係機関相互の連携体制

○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

２　救助・救急，医療及び消火活動関係

(1)　救助・救急活動関係

○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

(2)　医療活動関係

○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

(3)　消火活動関係

○道路管理者，消防機関等は，平常時より機関相互間の連携強化を図るものとする。

３　緊急輸送活動関係

○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

４　危険物等の流出時における防除活動関係

○地方公共団体及び道路管理者は，危険物等の流出時に的確な防除活動を行うことができるよう，資機材の整備促進に努めるものとする。

５　関係者等への的確な情報伝達活動関係

○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

６　防災関係機関等の防災訓練の実施

(1)　防災訓練の実施

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，防災訓練の実施を通じ，災害時の対応等について周知徹底を図るものとする。

○国の機関，消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体，道路管理者等は相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

○第２編１章６節10項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

７　施設，設備の応急復旧活動関係

○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」

８　災害復旧への備え

○第２編１章６節11項(2)「各種データの整備保全」

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

１　災害情報の収集・連絡

(1)　事故情報等の連絡

○道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合，道路管理者は速やかに国〔国土交通省〕に連絡するものとする。

○国土交通省は，道路構造物の被災等により大規模な事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，警察庁，消防庁，防衛省等，関係都道府県及び関係指定公共機関〔高速道路事業者等〕に行う。

○都道府県は，国〔国土交通省〕から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。

(2)　大規模な災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」

○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

○道路管理者は，被害状況を国〔国土交通省〕に連絡する。

○国〔国土交通省〕は，道路パトロール等により，道路の被災状況を迅速に把握するものとする。

(3)　一般被害情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

○道路管理者は，被害状況を国〔国土交通省〕に連絡する。

(4)　応急対策活動情報の連絡

○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

２　通信手段の確保

○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

３　道路管理者の活動体制

○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」

４　地方公共団体及び公共機関の活動体制

○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

５　広域的な応援体制

○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

６　国における活動体制

(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

(2)　緊急参集チームの参集

○第２編２章２節６項(2)「緊急参集チームの参集」

(3)　職員の派遣

○第２編２章２節６項(3)「職員の派遣」

(4)　政府本部の設置又は各種会議等の開催

○第２編２章２節６項(4)「政府本部の設置又は各種会議等の開催」

(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，国土交通省内とする。

(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

○非常災害対策本部の設置場所は，原則として官邸内とし，その事務局の設置場所は，官邸及び国土交通省内とする。

(7)　政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

○第２編２章２節６項(9)「政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

(8)　自衛隊の災害派遣

○第２編２章２節６項(11)「自衛隊の災害派遣」

第２節　救助・救急，医療及び消火活動

１　救助・救急活動

(1)　道路管理者等，防災関係機関による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・

救急活動」

○道路管理者は，地方公共団体等の要請を受け，迅速かつ的確な救助・救出の初期活動に資するよう協力するものとする。

(2)　資機材等の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

２　医療活動

○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣」

(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送

○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

(3)　被災者の心のケア対策

○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」

３　消火活動

○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」

○道路管理者は，地方公共団体等の要請を受け，迅速かつ的確な初期消火活動に資するよう協力するものとする。

○消防機関は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

４　惨事ストレス対策

○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」

第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

２　交通の確保

○第２編２章５節２項「交通の確保」

○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」

○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び特定災害対策本部又は非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。

第４節　危険物の流出に対する応急対策

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，危険物の流出が認められたときには関係機関と協力し，直ちに防除活動，避難誘導活動を行い，危険物による二次災害の防止に努めるものとする。

○消防機関，都道府県警察は，危険物の流出が認められた場合，直ちに防除活動を

行うとともに，避難誘導活動を行うものとする。

第５節　道路施設・交通安全施設の応急復旧活動

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，迅速かつ的確な障害物の除去による道路啓開，仮設等の応急復旧を行い，早期の道路交通の確保に努めるものとする。

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，道路施設の応急復旧活動を行うとともに，類似の災害の再発防止のために，被災箇所以外の道路施設について緊急点検を行うものとする。

○国〔国土交通省〕は，被災地方公共団体等を支援するため，大規模な地震災害の発生時において応急復旧等を実施する者が未調整の場合で，特に緊急を要すると認められるときには，緊急通行車両等の通行に必要な通行路の確保等を実施するものとする。

○都道府県警察は，災害により破損した交通安全施設の早期復旧を図るため，必要な措置を講ずるものとする。

○都道府県警察は災害発生後直ちに，被災現場及び周辺地域並びにその他の地域において，交通安全施設の緊急点検を実施するなど必要な措置を講ずるものとする。

第６節　関係者等への的確な情報伝達活動

１　被災者の家族等への情報伝達活動

○第２編２章６節９項(1)「被災者への情報伝達活動」

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

２　国民への的確な情報の伝達

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

３　関係者等からの問合せに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

４　海外への情報提供

○第２編２章６節９項(4)「海外への情報発信」

第３章　災害復旧

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，関係機関と協力し，あらかじめ定めた物資，資材の調達計画及び人材の広域応援等に関する計画を活用しつつ，迅速かつ円滑に被災した道路施設の復旧事業を行うものとする。

○道路管理者は，復旧に当たり，可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

第12編　原子力災害対策編

○本編では，原子力事業者の原子炉の運転等（加工施設，原子炉，貯蔵施設，再処理施設，廃棄施設，使用施設（保安規定を定める施設）の運転，事業所外運搬（以下「運搬」という。））により放射性物質又は放射線が異常な水準で事業所外（運搬の場合は輸送容器外）へ放出されることによる原子力災害の発生及び拡大を防止し，原子力災害の復旧を図るために必要な対策について記述する。さらに，原子力艦の原子力災害の対策についても記述する（原子力艦本体及び外国政府の管理下にある区域での対策を除く。）。

○本編は，原子力災害対策の基本となるものである。各主体は想定される全ての事態に対応できるよう対策を講じることとし，不測の事態が発生した場合であっても対処し得るよう柔軟な体制を整備するものとする。

○専門的・技術的事項については，原子力災害対策特別措置法（以下「原災法」という。）第６条の２第１項の規定により，国〔原子力規制委員会〕が定める原子力災害対策指針によるものとする。

○本編第１章から第３章までの地域防災計画（原子力災害対策編）を策定すべき地域については，上記指針において示されている“原子力災害対策重点区域”を目安として，その自然的，社会的周辺状況等を勘案して定めるものとする。また，国〔内閣府等〕は，地域防災計画（原子力災害対策編）の具体化・充実化を支援するものとする。

○本編１章から３章における，実用発電用原子炉施設からおおむね半径５ｋｍ圏内の原子力災害対策指針に基づく予防的防護措置を準備する区域（以下「ＰＡＺ」という。）の導入や，原子力事業所における緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策（以下「原子力事業所災害対策」という。）の実施を統括管理するための施設（以下「緊急時対策所」という。），原子力事業所災害対策の重要な事項に係る意思決定を行い，かつ，緊急時対策所において行う原子力事業所災害対策の統括管理を支援するための施設（以下「原子力施設事態即応センター」という。），原子力事業所災害対策支援拠点の整備及び同施設の活用等については，実用発電用原子炉における原子力災害への対応等に関するものであるため，それ以外の原子力事業所における原子力災害への対応等については，当該実用発電用原子炉における原子力災害への対応等を参考にして柔軟に対応していくものとする。

○本編第４章の原子力艦の原子力災害に関しては，地域的な特殊性をかんがみて必要とされる場合，関係地方公共団体の防災計画において，その対応に留意するものとする。

第１章　災害予防

第１節　施設等の安全性の確保

○原子力事業者は，核原料物質，核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律等に基づき，その設計，建設，運転の各段階及び運搬において，深層防護等の考え方により，原子力事業所等の安全性の確保に万全を期すものとする。

○国〔原子力規制委員会等〕，地方公共団体及び原子力事業者は，原災法等に基づき，原子力災害の予防のために必要な措置を講じるものとする。

○国〔原子力規制委員会（事業所外運搬にあっては，原子力規制委員会及び国土交通省）〕は，原子力事業者に対する安全規制を徹底し，原子力事業所等の安全性の確保に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府，国土交通省〕及び関係地方公共団体（所在都道府県，所在市町村及び関係周辺都道府県（所在市町村と隣接する市町村を包括する都道府県及びこれに準ずる都道府県をいう。以下同じ。）をいう。）は，原子力事業者が行う原子力災害の予防のための措置が適切に行われていることについて，適時適切に立入検査の実施等をするものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は，原子力運転検査官を原子力事業所の所在地に配置し，原子力事業所の運転状況，設備の保全状況，保安規定の遵守状況等について，巡視，検査等を行わせ，緊急事態対策監をして，原子力事業所における災害の防止に関する事務を総括整理させるものとする。

第２節　防災知識の普及

１　防災知識の普及

○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」

○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，文部科学省，消防庁〕，地方公共団体及び原子力事業者は，住民に対し，緊急時にとるべき行動，指定避難所等での行動，原子力災害に関する特殊性等防災知識の普及，啓発を図るものとする。教育機関は，防災に関する教育の充実に努めるものとする。

２　要配慮者等への配慮

○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」

３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

４　災害教訓の伝承

○第２編１章３節４項「災害教訓の伝承」

第３節　原子力防災に関する研究等の推進

○第２編１章４節(4)「防災対策研究の国際的な情報発信」

○国〔原子力規制委員会，文部科学省，経済産業省等〕は，防災に係る見地から，危

機管理システム，被ばく医療等の原子力災害時における医療（以下「原子力災害医療」という。）に関する研究，遠隔操作ロボットの研究及び運用方法の開発，放射線防護措置の実効性向上に資する研究，緊急時モニタリング（放射性物質若しくは放射線の異常な放出又はそのおそれがある場合に実施する環境放射線モニタリングをいう。以下同じ。）技術の開発等を推進するなど，原子力防災に関する科学技術及び研究の振興を図るものとする。なお，研究の推進に当たっては，海外研究機関を含む研究機関間はもとより，研究機関と行政機関との連携を図るものとする。

○研究分野としては，原子力や放射線影響に関する理学的・工学的・医学的研究のみならず，農学的研究，災害時の人間行動や情報伝達など社会学的分野についての研究も積極的に行うものとする。

○国〔原子力規制委員会，文部科学省，経済産業省等〕は，原子力防災に資するデータの集積，研究成果の収集，各種試験研究施設・設備の整備・充実を図るものとする。

○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省等〕は，研究機関等の行った原子力防災に関する研究の成果が防災施策の強化に資するよう，国及び地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに，必要に応じ原子力災害対策指針等の改定等，防災施策への反映を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化に当たって地方公共団体が大気中放射性物質の拡散計算を活用する場合には，専門的・技術的観点から支援を行うものとする。

○国は，地方公共団体が，原子力災害時において，住民に対して具体的な避難経路，避難先を指示する際や自ら実施する避難訓練において，原子力発電所事故の状況や地域の実情（避難先の準備状況，避難先までの移動距離や時間，道路状況，気象情報等）など様々な情報に加え，自らの判断と責任により大気中放射性物質の拡散計算を参考情報として活用することは妨げない。

第４節　再発防止対策の実施

○国〔原子力規制委員会〕及び原子力事業者は，原子力事業所等において原子力災害が発生した場合，その原因の究明を行い，必要な再発防止対策を講じるものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府（事業所外運搬にあっては，原子力規制委員会，内閣府及び国土交通省）〕及び関係地方公共団体は，原子力事業者が原災法に基づいて行う原子力災害対策のための措置について，原子力事業者に対して適時適切に報告を求め，必要に応じて原子力事業所等への立入検査を行うものとする。

第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

○第２編１章１節２項(4)「災害応急対策等への備え」
○内閣府は，原子力防災会議決定に基づき，原子力発電所の所在する地域ごとに，関係府省庁，地方公共団体等を構成員等とする地域原子力防災協議会を設置するものとする。国〔内閣府，関係省庁〕は，同協議会における要配慮者対策，避難先や移動手段の確保，国の実動組織の支援，原子力事業者の協力内容等についての検討及び具体化を通じて，地方公共団体の地域防災計画・避難計画に係る具体化・充実化の支援を行うものとする。原子力事業者は，同協議会における検討等を踏まえて，原子力事業者としての協力内容や必要となる体制をあらかじめ整備し，原子力事業者の防災業務計画に反映するものとする。
○国〔内閣府，関係省庁〕，地方公共団体等は，各地域の地域原子力防災協議会において，避難計画を含むその地域の緊急時における対応（以下本編において「緊急時対応」という。）が，原子力災害対策指針等に照らし，具体的かつ合理的なものであることを確認するものとする。内閣府は，原子力防災会議の了承を求めるため，同協議会における確認結果を原子力防災会議に報告するものとする。
○国〔内閣府，関係省庁〕，地方公共団体等は，地域原子力防災協議会において確認した緊急時対応に基づき訓練を行い，訓練結果から反省点を抽出し，その反省点を踏まえて当該地域における緊急時対応の改善を図るために必要な措置を講じ，継続的に地域の防災体制の充実を図るものとする。
○国，地方公共団体等は，燃料，発電機，建設機械等の応急・復旧活動時に有用な資機材について，地域内の備蓄量，公的機関・供給事業者等の保有量を把握した上で，不足が懸念される場合には，関係機関や民間事業者との連携に努めるものとする。

1　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」
○国〔内閣府，警察庁，消防庁，国土交通省，海上保安庁等〕及び地方公共団体は，機動的な情報収集活動を行うため，必要に応じ航空機，巡視船，車両等の多様な情報収集手段を活用できる体制を整備するとともに，ヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等による画像情報の収集・連絡システムの整備を推進するものとする。また，緊急事態応急対策等拠点施設（以下「対策拠点施設」という。）において，それらの情報を活用できる体制を整備するものとする。
○国，地方公共団体及び原子力事業者は，内閣府の原子力防災専門官，原子力事業者の原子力防災要員（以下「防災要員」という。）等を原子力災害発生場所等において情報の収集・連絡にあたる要員としてあらかじめ指定しておくなど，体制の整備を図るものとする。

○国〔気象庁〕は，気象情報を迅速に提供するため，平常時からシステムの維持・管理を行うとともに，緊急時に適切な対応をとれるよう体制を整備するものとする。
○原子力事業者は，施設敷地緊急事態（原子力災害対策指針に基づく施設敷地緊急事態であり，原災法第 10 条第１項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）発生の通報を確実に行うため，原子力事業所ごとに敷地境界付近におけるガンマ線を測定するための放射線測定設備（以下「敷地境界モニタリングポスト」という。）及び中性子線の測定を行うために必要な可搬式測定器等を整備するとともに，定期的に検査を行い，維持するものとする。また，排気筒での放出放射性物質の測定等に必要な測定器についても定期的に検査を行い，維持するものとする。
○原子力事業者は，原子力発電所の原子炉等の状態，敷地境界モニタリングポストの測定値，風向・風速等のデータについて，緊急時対策所，原子力施設事態即応センター及び緊急時対策支援システム（以下「ＥＲＳＳ」という。）を運用する国〔原子力規制委員会〕のデータセンターに常時伝送するものとする。
○原子力事業者は，自然災害等により伝送が途絶することがないよう，衛星回線による伝送経路の多様化，非常用発電機による電源の信頼性の確保，伝送状態監視など，原子力事業所内において必要な措置を講ずるものとする。

(2)　情報の分析整理

○国，地方公共団体及び原子力事業者は，収集した情報を的確に分析整理するため，人材の育成・確保に努めるものとする。
○国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕は，異なる専門機関に属する専門家間の平常時における交流を促進するために，専門家の間のネットワークを構築するように努めるものとする。
○国，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，平常時より防災関連情報の収集，蓄積に努めるものとする。国等は，それらの情報について関係機関の利用の促進が円滑に実施されるよう，情報のデータベース化，オンライン化，ネットワーク化に努めるものとする。

(3)　通信手段の確保

○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」
○国〔内閣府，原子力規制委員会〕及び都道府県は，緊急時において，国と都道府県，都道府県と市町村の連絡を円滑に行うための専用回線網の整備・維持に努めるものとする。
○国〔内閣府，原子力規制委員会〕及び都道府県は，対策拠点施設と国〔官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府〕，都道府県及び市町村との間の専用回線網の整備・維持を図るものとする。
○国〔原子力規制委員会，内閣府〕及び地方公共団体は，対策拠点施設に非常用電話，

ファクシミリ，テレビ会議システム，衛星電話その他非常用通信機器を整備・維持するものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府〕及び原子力事業者は，官邸，内閣府，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所及び関係指定公共機関との間の円滑な情報連絡を確保するため，各々の拠点間をつなぐテレビ会議システム及び衛星電話の整備を行うものとする。テレビ会議システムについては，地上回線の途絶に備え，衛星回線による伝送経路の多様化を図るなど，通信の信頼性を確保するものとする。

○国，地方公共団体等は，緊急時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用及び管理等に当たっては，次の点について十分考慮するものとする。

・被災現場の状況をヘリコプターテレビシステム，ヘリコプター衛星通信システム（ヘリサット），固定カメラ等により収集し，迅速かつ的確に原子力災害対策本部に伝送する画像伝送無線システムの構築に努めること。

・国〔原子力規制委員会〕は，原子力災害時の非常用通信設備について，信頼性の向上を図るとともに伝送状態を常時監視し，異常の発生に直ちに対応する体制を構築すること。

○原子力事業者は，通常使用する回線の途絶時又は全交流電源喪失時においても機能する電話，ファクシミリ，携帯電話，衛星電話その他非常用通信機器を整備するものとする。

○原子力事業者は，全交流電源喪失時においても，事業所内での連絡体制が確保されるよう，ＰＨＳ等を整備するものとする。

(4)　各機関の防災体制の整備

○原子力事業者は，原子力事業所ごとに原子力防災組織を設置し，原子力災害合同対策協議会への派遣，原子力事業所内外の放射線量の測定その他施設敷地緊急事態に関する状況の把握，原子力災害の発生又は拡大の防止のほか，放射性物質による汚染の除去等に必要となる防災要員を，原子力事業所の事業形態，規模等に応じて十分な人数を配置するものとする。

○原子力事業者は，原子力防災組織を統括する者として，原子力事業所ごとにその事業所長等から原子力防災管理者を選任するとともに，原子力防災管理者を補佐し，また，原子力防災管理者が不在の時にその職務を代行する副原子力防災管理者を選任するものとする。また，副原子力防災管理者を複数名置く場合にはあらかじめ代行する順位等について定めておくものとする。

○原子力事業者は，原子力事業所ごとに，原子力災害予防対策，緊急事態応急対策，原子力災害事後対策等に関し原子力事業者が講ずべき措置を定めた原子力事業者防災業務計画を作成するものとする。その際，地域防災計画（原子力災害対策編）

と整合性を保つ観点から，あらかじめ関係地方公共団体と誠実に協議するものとし，また，関係都道府県の公安委員会とも協議するよう努めるものとする。

○原子力事業者は，緊急時対策所（原子力事業所），原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）等，原子力災害対応の重要拠点となる施設の整備を行うとともに，関係地方公共団体等と必要に応じ協議した上で，原子力事業所災害対策支援拠点の候補地を選定しておくものとする。

○原子力事業者は，重大事故への対応に当たり，必要に応じて他の原子力事業者等と連携し，高線量下での応急対策に必要な防災資機材を集中管理し，これを運用する常設の部隊（以下「原子力緊急事態支援組織」という。）を整備するとともに，その能力を向上させるものとする。

○原子力事業者は，必要に応じて他の原子力事業者と連携し，高線量下での応急対策に必要となる資機材（ロボット等）の整備を行うものとする。

○原子力事業者は，放射線防護用器具，非常用通信機器，放射線測定設備・機器その他の応急対策に必要な防災資機材を整備するとともに，緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策が迅速かつ的確に行われるよう，防災要員の派遣及び防災資機材の貸与その他必要な措置を講ずるために必要な体制をあらかじめ整備するものとする。

○国〔内閣府，原子力防災会議事務局，原子力規制委員会等〕は，指定行政機関との連絡方法，初期動作，緊急事態応急対策，原子力災害事後対策，参集要員等を定めた関係省庁マニュアル（原子力災害対策マニュアル）を策定するものとする。

○原子力災害対策本部事務局の中核を担う内閣府及び原子力規制委員会は，全面緊急事態（原子力災害対策指針に基づく全面緊急事態をいう。以下同じ。）における関係者との連絡方法，原子力災害対策本部事務局等の体制，専門家の活用方策，意思決定方法，原子力緊急事態宣言と判断すべき事象の詳細，現地における対応方策等を定めておくものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は，庁舎内に電話回線，ファクシミリ，テレビ会議システム，ＥＲＳＳ，モニタリング情報等の表示端末等必要な資機材を備えた十分な広さを有する緊急時対応センター（原子力規制庁）を整備・維持するものとする。

○国〔原子力規制委員会等〕及び原子力事業者は，原子力防災資機材のデータベース及び緊急時の活用に備えた集中管理体制を整備するものとする。

(5)　職員の体制

○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

○国，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，それぞれの機関において，実情に応じ，あらかじめ非常参集職員の名簿（衛星電話等非常用通信機器の連絡先を含む。）等を含む体制図を作成し，参集基準，参集対象者，連絡経路を明確にしておくなど，職員の非常参集体制の整備を図るものとする。その際，地震，津波

等による大規模な自然災害等との複合災害の発生により，防災活動に必要な人員及び防災資機材が不足するおそれがあることを想定し，人材及び防災資機材の確保等において相互の連携を図るものとする。

○国，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，事態が長期化した場合に備えて職員の動員体制を整備するものとする。

○国は，地方公共団体等の応急活動のためのマニュアル策定を支援するものとする。

○国〔原子力防災会議事務局，内閣府，原子力規制委員会〕は，原子力施設等の周辺地域における住民等の防護措置や被災者の生活支援（以下「オフサイト対応」という。）を円滑に実施するため，原子力利用省庁（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業省，大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学省）をはじめ関係省庁と緊密に連携し，非常参集体制や役割分担の整理等，必要な体制整備をするものとする。

(6)　複合災害に備えた体制

○第2編1章6節4項「複合災害対策関係」

○自然災害及び原子力災害の複合災害の発生を想定した訓練を実施し，関係機関間の連携を強化するものとする。

(7)　防災関係機関相互の連携体制

○第2編1章6節2項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○原子力事業者は，緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう，原子力事業者間の連携体制を整備するものとする。

○国，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，防災関係機関相互の連携体制を強化するため，応急活動及び復旧活動に関し，平常時より各機関間における連携を強化しておくものとする。特に，国〔原子力防災会議事務局〕，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び関係機関は，原子力災害対策協議会を設け，連携強化を図るものとする。

○国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会，内閣府，警察庁，消防庁，海上保安庁，防衛省〕は，警察機関，消防機関，海上保安部署，自衛隊の実動組織間で緊急時における迅速かつ円滑な応急対策が図られるよう，日頃から，原子力災害を想定した訓練を行うなど体制を整備するものとする。

○市町村は，屋内退避又は避難のための立退き等の指示等を行う際に，国又は都道府県に必要な助言を求めることができるよう，連絡調整窓口，連絡の方法を取り決めておくとともに，連絡先の共有を徹底しておくなど，必要な準備を整えておくものとする。

○地方公共団体は，緊急時に必要な装備，資機材，人員，避難や避難退域時検査（居住者，車両，家庭動物，携行品等の放射線量の測定をいう。以下同じ。）及び簡易

除染等の場所等に関する広域的な応援について，民間事業者も含め協力協定等の締結を推進するなど，体制の整備を図るものとする。また，国〔内閣府等〕は，地方公共団体が民間事業者と締結する協定等で定めておくべき内容について，マニュアル等においてあらかじめ明示するとともに，地方公共団体と民間事業者との協定締結に向けた支援を行うものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会，原子力防災会議事務局等〕は，地方公共団体が地域防災計画を策定する上で災害想定を始めとする支援を要請した場合には，専門家による助言や，地域防災計画作成マニュアルの整備等，必要な支援を行うものとする。

○原子力緊急事態宣言発出後における官邸，内閣府及び緊急時対応センター（原子力規制庁）と現地との連絡については，情報伝達のルートが錯綜することを避ける観点から，原則として原子力施設等における応急措置（以下「オンサイト対応」という。）に関する情報については原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）を通じ，オフサイト対応に関する情報については原子力災害現地対策本部（対策拠点施設）を通じて行うこととする。

○原子力施設事態即応センター及び原子力災害現地対策本部が大規模な自然災害の影響等の事由により十分機能していない場合には，原子力災害対策本部事務局が支援・代替を行うものとする。

○原子力事業所における応急対策は原子力事業者の責任において実施すべきものであり，原子力事業者は応急対策に必要となる資機材や実施手順等を予め整備する。国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会，関係省庁〕は，原子力事業者における整備状況を踏まえ，実動組織を含む関係機関による応急対策への支援について検討するものとする。

○このため，国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕は，関係省庁と原子力事業者が，平常時から，原子力事業者の装備資機材の整備状況及び訓練の実施状況等の情報を共有し，応急対策及びその支援について検討するための連絡会議を設ける。また，国〔原子力防災会議事務局，原子力規制委員会〕は，関係省庁，地方公共団体及び原子力事業者等が参加する訓練を活用して，連絡会議における検討内容の検証を行うものとする。

○国〔原子力防災会議事務局，内閣府，原子力規制委員会〕は，連絡会議における検討結果，訓練結果の検証等を踏まえ，関係省庁，地方公共団体，原子力事業者等と協議の上，原子力災害対策マニュアル等に反映する。

(8)　都道府県等と自衛隊との連携体制

○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

(9)　緊急事態応急対策等拠点施設の指定，整備

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕は，原子力緊急事態宣言発出後に原子力災害現地

対策本部を設置し，国，地方公共団体，原子力事業者等の関係機関が一堂に会し，情報の共有化を図り，関係機関が一体となった緊急事態応急対策及び原子力災害事後対策を実施するための対策拠点施設をあらかじめ指定するものとする。また，国，地方公共団体，原子力事業者等は，対策拠点施設を地域における原子力防災の拠点として平常時から訓練等に活用するものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕は，対策拠点施設が自然災害等で機能不全になったときに備え，あらかじめ代替施設を指定しておくものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕，地方公共団体及び原子力事業者は，平常時より協力して，それぞれの役割と責任に応じて，対策拠点施設及びその代替施設における応急対策の実施に必要な設備，資機材，資料等について適切に整備，維持及び管理するものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕は，地方公共団体の対策拠点施設及びその代替施設の非常用通信設備の整備，対策拠点施設内の放射線防護対策等，施設の整備の推進を支援するものとする。

(10)　緊急時モニタリング体制の整備

○緊急時モニタリングについては，原子力規制委員会の統括の下，関係省庁，地方公共団体，原子力事業者等が実施するものとする。なお，上記以外の関係省庁（海上保安庁等）はその支援を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は，あらかじめ緊急時モニタリングに動員可能な資機材及び要員について把握し，その動員の計画を策定するものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は，緊急時モニタリングセンターの組織体制を整備するものとする。

○地方公共団体は，緊急時における原子力施設からの放射性物質又は放射線の放出による周辺環境への影響の評価に資する観点から，国の技術的支援の下，平常時モニタリング（空間放射線量率，大気中の放射性物質の濃度，環境試料中の放射性物質の濃度）を適切に実施するとともに，原子力災害対策指針等に基づき，地域防災計画において緊急時モニタリング計画を策定し，モニタリングポストの整備・維持，モニタリング要員の確保等緊急時モニタリング体制の整備を図るものとする。なお，食品のモニタリングについては，緊急時モニタリング計画を策定する際，原子力災害対策指針及び関係省庁が定めるマニュアルを主たる根拠とする。

○国〔原子力規制委員会〕，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，原子力事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者は，現地に動員すべき緊急時モニタリング要員及び資機材の動員体制を整備・維持するものとする。

○国〔原子力規制委員会等〕は，モニタリング結果等の集約，共有及び表示が可能な仕組みを整備するものとし，平常時から様々な事態を想定した運用訓練等を行う

ものとする。

○国〔原子力規制委員会等〕は，モニタリング結果等について，自然災害等により情報が途絶することがないよう，適切な仕組みを整備し，その維持管理を行うとともに，対策拠点施設への接続等必要な措置を講ずるものとする。

○原子力事業者は，敷地境界モニタリングポストのほか，排気筒モニタ，ガンマ線サーベイメータ，中性子線サーベイメータ，空間放射線積算線量計（ＴＬＤ（熱ルミネセンス線量計），ガラス線量計，電子式線量計等），ダストサンプラ，ヨウ素サンプラ等必要な測定用資機材を整備するものとする。

○原子力事業者は，放射線量の測定及びその他の施設敷地緊急事態に関する状況の把握を行う防災要員をあらかじめ置くものとする。

○原子力事業者は，自ら放射線や放射性物質の放出源を中心とした緊急時モニタリングを行うとともに，国，地方公共団体及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕が実施する緊急時モニタリングが円滑に行われるよう，防災要員の派遣，緊急時モニタリング資機材の貸与等に必要な体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会，水産庁，気象庁，環境省，防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，必要に応じて，対応可能な範囲で空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して，実施又は支援のための適切な体制を整備するものとする。

○国〔海上保安庁〕は，海上における緊急時モニタリングに関し，原子力災害対策本部が国〔海上保安庁〕に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは，巡視船艇等を出動させるなど，緊急時モニタリングのための海上行動に関し，対応可能な範囲で，必要な支援をするための適切な体制を整備するものとする。

(11)　原子力施設の状態等の予測

○原子力事業者は，原子力施設の状態予測等を行うための機能を平常時から適切に整備するものとする。

(12)　住民等の被ばく線量の把握体制の整備

○国〔原子力規制委員会，環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，住民等の被ばく線量の把握を迅速に行えるよう，モニタリングデータ及び移動（行動）から線量推計を行うためのツール（ソフトウェア）の整備・維持を行うとともに，線量評価要員の確保等，住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

○地方公共団体は，国〔原子力規制委員会，内閣府〕の支援や原子力災害医療協力機関，原子力事業者，原子力災害拠点病院，高度被ばく医療支援センター等の協力を

得て，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，緊急時に甲状腺被ばく線量モニタリング等を対象となる住民等に行い，当該住民等の被ばく線量の評価・推定を適切に行えるよう，必要な資機材（ＮａＩ（Ｔ１）サーベイメータ，甲状腺モニタ，ホールボディカウンタ等）の確保・整備，測定・評価要員の確保，避難所又はその近傍の適所における測定場所の選定等，住民等の被ばく線量評価体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府，環境省〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，地方公共団体が健康調査・健康相談を適切に行う観点から行う被ばく線量の把握を支援するため，ＮａＩ（Ｔ１）サーベイメータ，ホールボディカウンタ，甲状腺モニタ等の配備・維持管理，測定・評価要員の確保等を行うものとする。

(13)　専門家の派遣体制

○国〔原子力規制委員会，内閣府，原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省等〕は，原子力災害時に，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学，放射線防護等に関する専門家を招集し，技術的助言を得るため，あらかじめ招集する専門家のリストを指定公共機関等と調整した上で作成し，非常招集体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府，文部科学省，経済産業省等〕は，緊急時に指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等〕その他研究機関等の原子炉工学，放射線防護等に関する専門家を招集し，招集された専門家は収集された情報をもとに被災状況及び応急対策について評価・検討し，国等が行う緊急事態応急対策への技術的支援を行う体制の整備をするものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府，原子力防災会議事務局，文部科学省，経済産業省〕は，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等からのモニタリング，医療等に関する専門家，原子力災害現地対策本部等の要員等の迅速な派遣体制を確保するため，緊急輸送関係省庁〔国土交通省，海上保安庁，防衛省，消防庁，警察庁〕に対する輸送支援の要請を含む現地への移送手段等について，原子力事業所ごとにあらかじめ関係機関と調整の上定めておくものとする。

○地方公共団体は，原子力事業者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合に備え，国に対し事態の把握等のために専門的知識を有する職員の派遣を要請するための手続をあらかじめ定めておくものとする。

(14)　公的機関等の業務継続性の確保

○第２編１章６節２項(7)「公的機関等の業務継続性の確保」

２　避難の受入れ及び情報提供活動関係

○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」

(1)　避難誘導

○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」

○地方公共団体は，屋内退避及び避難誘導計画をあらかじめ策定するものとし，国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府〕及び原子力事業者は，必要な支援を行うものとする。特に，ＰＡＺ内の地方公共団体（ＰＡＺを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においては，迅速な避難を行うための避難計画をあらかじめ策定するものとする。また，実用発電用原子炉施設からおおむね半径30km圏内の原子力災害対策指針に基づく緊急防護措置を準備する区域（以下「ＵＰＺ」という。）内の地方公共団体（ＵＰＺを管轄に含む地方公共団体をいう。以下同じ。）においても，広域避難計画を策定するものとする。

○地方公共団体は，屋内退避，避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所・方法について，日頃から住民への周知徹底に努めるものとする。なお，避難時の周囲の状況等により，屋内に留まっていた方が安全な場合等やむを得ないときは，屋内での待避等の緊急安全確保措置を講ずべきことにも留意するものとする。

○地方公共団体は，避難誘導に当たっては，放射線の影響を受けやすい乳幼児等について十分配慮するものとする。

(2)　指定緊急避難場所

○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」

○指定緊急避難場所については，市町村は，被災が想定されない安全区域内に立地する施設等又は安全区域外に立地するが災害に対して安全な構造を有する施設であって，災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定するものとする。なお，風向等の気象条件により，避難場所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。

(3)　指定避難所

○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

○指定避難所の指定に当たっては，風向等の気象条件により指定避難所が使用できなくなる可能性を考慮するものとする。

(4)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」

(5)　周辺住民等への的確な情報伝達活動関係

○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

○国，市町村（都道府県）及び原子力事業者は，情報収集事態（原子力事業所所在市町村で震度５弱又は震度５強が発生した事態をいう。以下同じ。）及び警戒事態（原子力災害対策指針に基づく警戒事態をいう。以下同じ。）発生後の経過に応じて周

辺住民に提供すべき情報について整理しておくものとする。

○国，指定公共機関及び地方公共団体は，原子力災害の特殊性にかんがみ，要配慮者及び一時滞在者に対し災害情報が迅速かつ滞りなく伝達されるよう，周辺住民，自主防災組織等の協力を得ながら，平常時よりこれらの者に対する情報伝達体制の整備に努めるものとする。

○国，地方公共団体，放送事業者等は，被災者の危険回避のための情報を含め，的確かつわかりやすい情報を迅速に伝達できるよう，その体制及び施設，設備の整備を図るものとする。

○国，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は，住民からの問合せに対応する住民相談窓口の設置等についてあらかじめ準備しておくものとする。

○国，地方公共団体及び原子力事業者は，平常時より周辺住民に対し，放射線防護等に関する正しい知識の普及・啓発に努めるものとする。

3　緊急輸送活動関係

○第2編1章6節6項「緊急輸送活動関係」

○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府等〕は，緊急時に対策拠点施設，原子力施設事態即応センター等に派遣する職員の派遣体制を整備・維持するものとする。現地への国の職員の派遣に当たっては，車両，航空機等による輸送支援について，緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。

○国〔国土交通省〕及び道路管理者は，緊急時の応急対策に関する緊急輸送活動を円滑に行う道路機能の確保を行うため，被害状況の把握装置や情報板などの整備を行い，道路管理の充実を図るものとする。

4　救助・救急，医療，安定ヨウ素剤の服用及び消火活動関係

(1)　救助・救急活動関係

○第2編1章6節5項(1)「救助・救急活動関係」

○原子力事業者は，放射性物質による汚染や被ばくを伴う傷病者等（それらの疑いのある者を含む。以下「被ばく傷病者等」という。）の応急処置及び除染を行う設備等を整備し，維持・管理して，被ばく医療等を行える体制を整備しておくとともに，原子力災害時には，原子力事業者による原子力事業所内の医療施設における医療提供が困難になり得ることから，指揮命令，通報連絡及び情報伝達に係る体系的な整備を図り，医療機関，原子力規制委員会，文部科学省，厚生労働省，救助・救急関係省庁〔警察庁，消防庁，海上保安庁，防衛省〕，地方公共団体等の関係機関と通報連絡，被ばく傷病者等の搬送，受入れ，救急医療に精通した医師等のネットワークを活用した医療従事者の派遣又はあっせんについて緊密な関係を維持するものとする。

(2)　医療活動関係

○国〔原子力規制委員会〕は，地方公共団体と協力し，原子力災害医療体制の構築及び原子力災害医療派遣体制の整備・維持を行うものとする。その際，地域の災害拠点病院等，既存の災害時の医療提供体制を踏まえた体制となるよう，国〔厚生労働省〕と協力をするものとする。

○日本赤十字社，独立行政法人国立病院機構，地方公共団体及び原子力事業者は，放射線測定資機材，除染資機材，安定ヨウ素剤，応急救護用医薬品，医療資機材等の整備に努めるとともに，国〔内閣府〕は，地方公共団体の取組を支援するものとする。国〔原子力規制委員会，内閣府，厚生労働省〕は，地方公共団体が医療資機材等を整備する際には，整備すべき資機材に関する情報提供等を行うものとする。

○原子力災害医療を行う国公立病院等の専門医療機関は，放射線障害に対する医療を実施するための資機材の整備及び組織体制の整備を図るものとする。

○地方公共団体は，高度被ばく医療支援センター，原子力災害医療・総合支援センター，原子力事業者等と調整の上，地域ごとに原子力災害医療の中核的機能を担うための拠点となる原子力災害拠点病院を指定し，原子力災害対策に協力できる原子力災害医療協力機関を登録するなど，地域の原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は，主に原子力災害拠点病院で対応が困難な被ばく傷病者等の受入れを行う高度被ばく医療支援センターを指定するとともに，複数の機関を指定する場合は，そのうち一の機関を中心的・先導的な役割を担う基幹高度被ばく医療支援センターとして指定するほか，原子力災害医療派遣チームの派遣及び派遣調整を行う原子力災害医療・総合支援センターの指定を行うなど，原子力災害医療体制の整備に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は，高度被ばく医療支援センター，原子力災害医療・総合支援センター，　原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を迅速に把握するために，原子力災害医療に係る情報システムの整備に努めるものとする。

○高度被ばく医療支援センター，原子力災害医療・総合支援センター，原子力災害拠点病院等は，原子力災害医療に係る情報システムの活用に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は，高度被ばく医療支援センター，原子力災害医療・総合支援センター，被災地域外の地方公共団体等と協力して，原子力災害医療・総合支援センター，原子力災害拠点病院等が原子力災害医療派遣チームを編成できるよう，体制の整備を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は，原子力災害発生時に迅速な派遣が可能な原子力災害医療派遣チームに参加する医師，看護師等に対する教育研修を推進するものとする。

○原子力災害対策重点区域内の道府県（以下「立地道府県等」という。）は，原子力災害医療派遣チームが中期的にも医療活動を展開できる体制の確立や，原子力災害医療派遣チームから中長期的な医療を担うチームへの円滑な引継ぎを図るため，訓練等を通じて，派遣調整を行うスキームへの一層の改善に努めるものとする。また，慢性疾患患者の広域搬送についても，原子力事業者及び関係機関との合同訓練等を通じて，円滑な搬送体制の確保に努めるものとする。

○地方公共団体は，被ばく医療及び救急・災害医療の関係者とも密接な連携を図りつつ，実効的な原子力災害医療が行われるよう原子力事業者及び関係諸機関との整合性のある計画を作成するものとする。

○国〔原子力規制委員会〕及び地方公共団体は，文部科学省及び厚生労働省と協力して，外来診療及び入院診療に対応する原子力災害拠点病院及び一般病院並びにそれらのネットワークについて，一般災害における医療関係者を積極的に関与させつつ，構築するように努めるものとする。

○高度被ばく医療支援センター，原子力災害医療・総合支援センター及び原子力災害拠点病院は，関係医療機関の放射線障害に対する医療体制の実効性向上のため，医師及び看護師等に対する研修プログラムを実施するなど，原子力事業者と連携し，国及び地方公共団体による原子力災害医療体制の整備に協力するものとする。

(3)　安定ヨウ素剤の配布及び服用関係

○地方公共団体は，国〔原子力規制委員会〕の判断を踏まえ，速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう，原子力災害対策指針を参考に，事前配布の実施，避難経路近傍等における備蓄，緊急時の配布手段の準備などの必要な措置を講じるものとする。

○地方公共団体は，ＵＰＺにおいても，ＰＡＺ内と同様に予防的な即時避難を実施する可能性のある地域，避難の際に学校や公民館等の配布場所で安定ヨウ素剤を受け取ることが困難と想定される地域等においては，自らの判断で，平常時に事前配布を行うことができるものとする。

(4)　消火活動関係

○原子力事業者は，平常時から原子力事業所における火災等に適切に対処するため，自衛消防体制の整備に努めるものとする。

○市町村（都道府県）は，平常時から原子力事業者等と連携を図り，原子力事業所及びその周辺における火災等に適切に対処するため，消防水利の確保，消防体制の整備に努めるものとする。

5　防災業務関係者の安全確保関係

○国〔原子力規制委員会，厚生労働省〕は，緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護に係る基準をあらかじめ定めておくものとする。

○被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は，上述の

基準を適用する，又は同基準を参考として，当該防災業務関係者の放射線防護に係る指標をあらかじめ定めておくものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請された組織は，上記の基準を参考として，要請した組織と協議して同指標を定めることができるものとする。

○原子力事業者は，応急対策を行う防災要員の安全を確保するため，汚染防護服，防護マスク，除染設備等放射線防護用器具の配備を行うものとする。

○原子力事業者は，国，地方公共団体及び他の原子力事業者の実施する応急対策に対し，必要に応じて除染等を行う防災要員の派遣，放射線防護用器具の貸与等を行うなど相互に協力するものとする。また，原子力事業者は，関係機関への通報に当たって，不要な放射線被ばくを防止するための適切な通報を行うものとする。

○国及び地方公共団体は，被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための防災資機材をあらかじめ整備するものとする。

○国，地方公共団体及び原子力事業者は，被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため，相互に密接な情報交換を行うものとする。

○国，地方公共団体及び原子力事業者は，被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者に対し，安全確保に関する必要な研修，教育訓練を行うものとする。

6　物資の調達，供給活動関係

○第２編１章６節８項「物資の調達，供給活動関係」

○国，関係地方公共団体及び原子力事業者は，大規模な原子力災害が発生した場合の被害及び外部支援の時期を想定し，孤立が想定されるなど地域の地理的条件等も踏まえて，必要とされる食料，飲料水，生活必需品，燃料その他の物資についてあらかじめ備蓄・調達・輸送体制を整備し，それら必要な物資の供給のための計画を定めておくものとする。

○国，地方公共団体及び原子力事業者等は，備蓄を行うに当たって，大規模な原子力災害が発生した場合には，物資の調達や輸送が平常時のようには実施できないという認識に立って初期の対応に十分な量の物資を備蓄するほか，物資の性格に応じ，集中備蓄又は指定避難所等の位置を勘案した分散備蓄を行うなどの観点に対しても配慮するとともに，備蓄拠点を設けるなど，体制の整備に努めるものとする。

7　海外等からの支援の受入活動関係

○第２編１章６節９項「海外等からの支援の受入活動関係」

8　防災関係機関等の防災訓練等の実施

(1)　訓練計画の策定

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕は，指定行政機関と相互に協力して，国，地方公共団体，原子力事業者等が共同して行う総合的な防災訓練の実施についての計画

を毎年度共同して策定するものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画には，当該年度における防災訓練の対象となる原子力事業所，実施する時期，共同して訓練を行う主体，施設敷地緊急事態発生の通報，全面緊急事態の想定，原子力緊急事態宣言，原子力災害対策本部及び原子力災害合同対策協議会の運用に関すること等を定めるものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会〕は，原子力事業者が策定する訓練計画について指導を行うとともに，必要に応じ訓練に立ち合い，実施状況を確認するものとする。

○道府県が実施する原子力防災訓練のうち，特に国の関係機関が参加し総合的に実施する防災訓練については，訓練計画に定める訓練の目的，実施項目，反省点の抽出方法等について，地域原子力防災協議会において検討するものとする。

(2)　訓練の実施

○国，地方公共団体，原子力事業者等の関係機関等は，国〔内閣府，原子力規制委員会〕が策定する総合的な防災訓練の実施についての計画に基づいて，住民の参加を考慮した防災訓練を共同して実施するものとする。また，地方公共団体，原子力事業者等は，総合的な防災訓練のほか，通報，モニタリング，原子力災害医療等の防災活動の要素ごと，地域ごとに定期的に訓練を実施することが必要であり，これに実動機関を含む関係機関等は積極的な支援を行うものとする。

○国は，各種防災訓練に積極的に参加し，地方公共団体等との連携を図るものとする。

(3)　実践的な訓練の実施と事後評価

○国〔原子力規制委員会，内閣府〕，地方公共団体，原子力事業者等が訓練を行うに当たっては，大規模な自然災害等との複合災害や重大事故等全面緊急事態を具体的に想定した詳細なシナリオに基づき，参加者に事前にシナリオを知らせない訓練，訓練開始時間を知らせずに行う訓練，机上において想定事故に対する対応や判断を試す訓練等の工夫や図上演習の方法論を活用するなど，現場における判断力の向上につながる実践的なものとなるよう工夫するものとする。この際，各機関の救援活動等の連携強化に留意するものとする。

○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府〕，地方公共団体，原子力事業者等は，訓練後には専門家の評価も活用し，課題等を明らかにし，必要に応じ，防災訓練計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

○訓練に参加した国の関係省庁，地方公共団体，指定公共機関等は，地域原子力防災協議会において，総合的な訓練の実施結果，成果，抽出された反省点等を検討し，これらを共有するものとする。訓練に参加した国の関係省庁，地方公共団体，指定公共機関等は，明らかになった課題に関して，緊急時の対応に係る計画やマニュアルの改善等を行うものとする。

○原子力事業者は，重大事故等を想定した訓練の結果を国〔原子力規制委員会〕に報告するものとする。国〔原子力規制委員会〕は，当該結果報告の評価を行うとともに，必要に応じ原子力事業者に対し原子力防災体制等の改善その他必要な措置命令を行うものとする。また，災害対応業務に習熟するための訓練に加え，課題を発見するための訓練の実施にも努めるものとする。

(4)　防災業務関係者に対する研修

○国，地方公共団体及び原子力事業者は，緊急時モニタリング及び原子力災害医療の必要性など原子力災害対策の特殊性を踏まえ，防災業務関係者に対する研修の充実・強化に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は，文部科学省及び厚生労働省と協力し，原子力災害医療の実施に備え，医療機関等に対し，基本的な放射線や被ばくに関する基本的な知識と被ばく傷病者等への対処に係る技術についての教育・研修・訓練等を実施するものとする。

○原子力事業者は，防災要員及び協力会社等の職員に対して，十分な原子力防災に関する研修を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，緊急時の原子力防災専門官の業務内容について具体的に定めたマニュアルを作成するとともに，原子力防災専門官等に対し，その能力の維持・向上のため原子力防災等に関する研修を行うものとする。

９　災害復旧への備え

○国，地方公共団体及び原子力事業者は，災害復旧に資するため，放射性物質による汚染の除去に関する資料の収集・整備等を図るものとする。

第６節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策への備え

○核燃料物質等の運搬中の事故に係る防災対策について，原子力災害の発生及び拡大の防止のため，原子力事業者及び原子力事業者から運搬を委託された者（本節及び第２章第７節において「原子力事業者等」という。），原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，国土交通省，海上保安庁，警察機関及び消防機関は，運搬の特殊性，具体的な事故想定に係る輸送容器の安全性等を踏まえつつ，危険時の措置等を迅速かつ的確に行うための体制の整備を図るものとする。その際，原子力事業者は，核物質防護上問題を生じない範囲において，消防機関及び海上保安庁に必要な運搬情報の提供等の協力に努めるものとする。

○原子力事業者等は，核燃料物質等の運搬中に事故が発生した場合には，

・原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府，国土交通省，最寄りの警察機関，消防機関，海上保安部署及び自衛隊への迅速な通報

・消火，延焼防止の措置

・核燃料輸送物の安全な場所への移動，その場所の周辺に縄や標識による関係者以外の者の立入りを禁止する措置

・緊急時モニタリングの実施
・運搬に従事する者や付近にいる者の退避
・核燃料物質等による汚染の拡大の防止及び除去
・放射線障害を受けた者の救出，避難等の措置
・その他核燃料物質等による災害を防止するために必要な措置

といった危険時の措置等を迅速かつ的確に行うため，事故時の応急措置，事故時対応組織の役割分担，携行する資機材等を記載した運搬計画書，迅速に通報を行うために必要な非常時連絡表等を作成するとともに，運搬を行う際にはこれらの書類，必要な非常通信用資機材及び防災資機材を携行するものとする。また，危険時の措置等を迅速かつ的確に実施するために必要な要員を適切に配置するとともに，必要なマニュアルの整備を図るものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府，国土交通省，原子力防災会議事務局〕は，核燃料物質等の運搬中の事故の発生について原子力事業者等から報告を受け，関係省庁間の密接な連絡・調整が必要と判断される場合又は関係省庁の求めがある場合には，直ちに関係機関への連絡，放射性物質輸送事故対策会議の開催（特定事象（原災法第10条第1項前段の規定により通報を行うべき事象をいう。以下同じ。）の発生に至った場合には，関係省庁事故対策連絡会議の開催），事故情報の収集，国の職員及び専門家の現地への派遣，対外発表等の危険時の措置等を迅速に行うために必要な体制を整備するものとする。

○原子力事業者等は，運搬中の事故により特定事象が発生した場合，直ちに原子力防災管理者を通じ官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府，国土交通省並びに事故発生場所を管轄する都道府県，市町村，警察機関，消防機関及び海上保安部署など関係機関に同時に文書で送信できるよう必要な通報・連絡体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，国土交通省，文部科学省〕は，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の各分野の専門家をあらかじめ派遣専門家として登録し，また，必要な資機材についても指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等に適切に整備・維持させるものとする。

○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，内閣府，国土交通省〕は，現地への国の職員及び専門家の派遣に当たっては，車両，航空機等による輸送支援について，緊急輸送関係省庁に対する派遣要請等を迅速に行い得るようあらかじめ必要なマニュアル等を整備するものとする。

○事故の通報を受けた最寄りの消防機関は，直ちにその旨を都道府県に報告し，事故の状況の把握に努めるとともに，事故の状況に応じて，消防職員の安全確保を

図りながら，原子力事業者と相互に協力して，消火，人命救助，救急等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

○事故の通報を受けた最寄りの警察機関は，事故の状況把握に努めるとともに，事故の状況に応じて，警察職員の安全確保を図りながら，原子力事業者等と協力して，人命救助，避難誘導，交通規制等必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

○事故の通報を受けた海上保安部署は，事故の状況把握に努めるとともに，事故の状況に応じて，海上保安職員の安全確保を図りながら，原子力事業者等と協力して，現場海域への立入制限，人命救助等に関する必要な措置を実施するために必要な体制を整備するものとする。

○国及び原子力事業者は，職員の研修及び防災訓練その他原子力施設における原子力緊急事態応急対策等に準じた対策を行うために必要な体制を整備するものとする。

○国〔原子力規制委員会，国土交通省〕及び原子力事業者は，核燃料物質等の運搬中において事故が発生した場合，その原因の研究を行い，必要な再発防止策を講じることにより，原子力災害の未然防止に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会，原子力防災会議事務局，国土交通省〕，原子力事業者等は，原子力緊急事態に至った場合においても，国，原子力事業者等が主体的に対応するよう核燃料物質安全輸送マニュアル等の充実・強化を図るなど必要な体制を整備するものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報の収集・連絡，緊急連絡体制及び活動体制の確立

１　情報収集事態発生時の連絡等

○情報収集事態を認知した場合，原子力規制委員会及び内閣府は，原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室及び原子力規制委員会・内閣府合同現地情報連絡室を設置するとともに，官邸に職員を派遣するものとする。

○原子力規制委員会は，情報収集事態の発生及びその後の状況について，関係省庁及び関係地方公共団体に対し情報提供を行うものとする。

○原子力規制委員会・内閣府合同情報連絡室は，ＰＡＺ内及びＵＰＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう連絡するものとする。

２　警戒事態発生時の連絡等

○警戒事態に該当する自然災害を認知したとき又は原子力事業者等により報告された事象が原子力規制委員会において警戒事態に該当すると判断した場合は，原子力規制委員会及び内閣府は，原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地警戒本部を設置するとともに，官邸

に職員を派遣するものとする。

○原子力規制委員会は，警戒事態の発生及びその後の状況について，関係省庁及び関係地方公共団体に対して情報提供を行うものとする。

○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請する。また，原子力事業所の被害状況に応じて，原子力災害対策指針で規定される施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）を要請するものとする。その際併せて，気象情報を提供するものとする。

○国〔原子力規制委員会〕，地方公共団体，原子力事業者及び指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，緊急時モニタリングセンターの立上げ準備，モニタリングポストの監視強化その他の緊急時モニタリングの準備を行うものとする。

○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，連絡体制の確立等の必要な体制をとるよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体（ＰＡＺ外であり，かつＵＰＺ外である区域を管轄する地方公共団体をいう。以下同じ。）に対し，施設敷地緊急事態要避難者の避難準備（避難先，輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。その際併せて，気象情報を提供するものとする。

○原子力規制委員会，内閣府及び原子力事業者は，警戒事態が発生した場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所及び指定公共機関を結ぶテレビ会議システムを起動するものとする。

○原子力事業者は，警戒事態から通常状態への復旧を図るとともに，原子力事業所内における防護措置の事前準備を行うものとする。

3　施設敷地緊急事態発生時の連絡等

(1)　施設敷地緊急事態発生情報等の連絡

○原子力防災管理者は，施設敷地緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに，送信後，直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。

○地方公共団体は，通報がない状態において地方公共団体が設置しているモニタリングポストにおいて施設敷地緊急事態発生の通報を行うべき数値の検出を発見した場合は，原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官に連絡するものとする。

連絡を受けた原子力防災専門官は，直ちに原子力運転検査官と連携を図りつつ，原子力事業者に施設の状況の確認を行うよう指示し，その結果を国〔原子力規制委員会〕及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

○原子力規制委員会は，通報を受けた事象について，原子力緊急事態が発生しているか否かの判断を直ちに行い，事象の概要，事象の今後の進展の見通し等事故情報等について官邸〔内閣官房〕，内閣府，関係地方公共団体及び関係都道府県の警察本部に連絡するものとする。

○原子力規制委員会及び内閣府は，原子力防災管理者から施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，直ちに原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部及び原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同現地対策本部を設置するものとし，また，関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府，関係省庁〕，地方公共団体及び原子力事業者は，施設敷地緊急事態が発生した場合，直ちにあらかじめ定めた非常参集体制を発動し，官邸，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所，原子力事業所災害対策支援拠点等にそれぞれ非常参集職員を参集させるものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府〕は，内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）及び内閣府大臣官房審議官又はその代理の職員を対策拠点施設に，原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員に加え，必要に応じ，原子力規制委員会委員を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣するものとする。

○国〔原子力利用省庁〕は，原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な職員を原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等に派遣するものとする。

○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し，施設敷地緊急事態要避難者を対象とした避難等の予防的防護措置や，施設敷地緊急事態要避難者以外の住民等を対象とした避難等の予防的防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）を行うよう要請するものとする。

○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，屋内退避等の防護措置の準備を行うよう要請するものとし，ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては，避難した施設敷地緊急事態要避難者の受入れ及び施設敷地緊急事態要避難者以外の住民の避難等の防護措置の準備（避難先や輸送手段の確保等）に協力するよう要請するものとする。

○関係地方公共団体が施設敷地緊急事態における防護措置を実施するに当たり，次の事項について，原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同警戒本部等において，要請内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに，要請後においても，原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部と関係地方公

共団体等は，防護措置の実施状況等の共有を図るなど，国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

・施設敷地緊急事態要避難者の数及び内訳並びに避難の方針
・避難ルート，避難先の概要
・移動手段の確保見込み
・その他必要な事項

○原子力規制委員会及び原子力事業者は，施設敷地緊急事態が発生した場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，内閣府，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設，原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等），緊急時対策所及び関係指定公共機関，自然災害に対応する政府本部が設置されている場合には当該本部を結ぶテレビ会議システムを通じた各拠点間の連絡体制を確認するものとする。

○現地に配置された原子力規制庁の職員は，原子力災害発生場所の状況を把握し，緊急時対応センター（原子力規制庁）に随時連絡するものとする。

○原子力規制委員会は，原子力防災管理者から通報・連絡を受けた事項，事象の概要，事象の今後の進展の見通し等事故情報，住民の避難準備に係る事項等について，指定行政機関に連絡するものとする。

○指定行政機関は，原子力規制委員会から連絡を受けた事項について，指定公共機関に連絡するものとする。

○所在都道府県及び関係周辺都道府県は，原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡を受けた事項について，関係周辺市町村に連絡するものとする。

○地方公共団体は，原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は，所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項について，関係する指定地方公共機関に連絡するものとする。

○気象庁は，気象情報を，官邸〔内閣官房〕，緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡するものとする。

(2)　施設敷地緊急事態発生後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡

○原子力事業者は，官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に施設の状況，原子力事業者の応急対策活動の状況及び事故対策本部設置の状況，被害の状況等を定期的に文書をもって連絡するものとする。原子力規制委員会は，連絡を受けた場合，現地事故対策連絡会議に連絡するものとする。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。

○現地に配置された原子力規制庁の職員は，原子力災害発生場所の状況を把握し，緊急時対応センター（原子力規制庁）に随時連絡するものとする。

○内閣府は，原子力防災専門官に対し，現地における情報の収集，原子力事業者，

地方公共団体，現地事故対策連絡会議等との間において連絡・調整等を行うよう指示するなど現地との緊密な連携の確保に努めるものとする。

○原子力規制委員会及び内閣府は，官邸〔内閣官房〕，内閣府（防災担当），関係省庁，関係地方公共団体等との間において，原子力事業者及び地方公共団体から連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動状況等を随時連絡するなど，相互の連絡を密にするものとする。

○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，指定行政機関との間において，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。

○所在都道府県，関係周辺都道府県は，関係周辺市町村との間において，原子力事業者，原子力規制委員会及び内閣府から通報・連絡を受けた事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。

○地方公共団体は，指定地方公共機関との間において，原子力事業者及び原子力規制委員会から通報・連絡（関係周辺市町村の場合は，所在都道府県又は関係周辺都道府県からの連絡）を受けた事項，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。

○所在都道府県及び所在市町村は，各々が行う応急対策活動の状況等について相互の連絡を密にするものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府〕，関係省庁及び関係地方公共団体，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，所在都道府県，関係周辺都道府県，原子力事業者等は，現地事故対策連絡会議等との連携を密にするものとする。

4　全面緊急事態における連絡等（原子力緊急事態宣言後の応急対策活動情報，被害情報等の連絡）

○原子力防災管理者は，全面緊急事態発生後又は発生の通報を受けた場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に同時に文書を送信する。さらに，送信後，直ちに主要な機関等に対してはその着信を確認する。なお，通報を受けた事象に対する事業者への問合せについては，原則として原子力規制委員会及び関係地方公共団体からのものに限るものとする。

○原子力規制委員会は，全面緊急事態に至ったことにより，原災法第 15 条に基づき，原子力緊急事態が発生していると認める場合，その旨を直ちに内閣総理大臣に上申するものとする。

○原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部は，官邸〔内閣官房〕に原子力緊急事態宣言案及び地方公共団体の長に対する原災法第 15 条第３項に基づく指示案を送付するとともに，当該指示案を関係する地方公共団体の長に伝達するもの

とする。その際併せて，緊急時モニタリングの結果，気象情報等を提供するものとする。

○関係地方公共団体が全面緊急事態における防護措置を実施するに当たり，次の事項について，原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部等において，指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに，指示後においても，原子力災害合同対策協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど，国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

・ＰＡＺ内の避難者の数及び避難の方針
・ＵＰＺ内の屋内退避の対象者の数と屋内退避の方針
・避難ルート，避難先の概要
・移動手段の確保見込み
・その他必要な事項

○全面緊急事態を受けて設置された原子力災害対策本部は，全面緊急事態が発生したと判断したことを直ちに関係省庁及び関係地方公共団体に連絡し，関係省庁は官邸，内閣府，緊急時対応センター（原子力規制庁），対策拠点施設等予め指定された場所に参集することとなっている職員を参集させるものとする。

○原子力災害現地対策本部，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体の災害対策本部，指定地方公共機関，原子力事業者その他関係機関は，対策拠点施設に職員を派遣し，施設の状況，モニタリング情報，医療関係情報，住民避難・屋内退避状況等の必要な情報を常時継続的に共有するとともに，各々が行う緊急事態応急対策について必要な調整を行うものとする。

○関係機関は，対策拠点施設に派遣した職員に対し，各々が行う緊急事態応急対策活動の状況，被害の状況等に関する情報を随時連絡するものとする。

○現地に配置された原子力規制庁の職員は，現場の状況等の把握に努め，緊急時対応センター（原子力規制庁）に随時連絡するものとする。

○原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官等現地に配置された原子力規制庁の職員は，対策拠点施設において，必要な情報の収集を行うとともに，原子力事業者，緊急事態応急対策実施区域に係る地方公共団体，関係機関等の間の連絡・調整等を行うものとする。

○原子力災害現地対策本部は，原子力災害対策本部との間において，地方公共団体等から連絡を受けた避難活動等の状況を随時連絡するなど相互の連絡を密にするものとする。

○原子力災害対策本部は，関係地方公共団体及び住民に対して，必要に応じ，衛星電話，インターネットメール等多様な通信手段を用いて，原子力災害対策本部の

指示等を確実に伝達するものとする。（所在都道府県及び関係周辺都道府県は，その内容を関係周辺市町村に連絡するものとする。）

○気象庁は，気象情報を，官邸〔内閣官房〕，緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡するものとする。

5　施設敷地緊急事態発生及び全面緊急事態発生後における情報収集活動

(1)　緊急時モニタリング

○国〔原子力規制委員会〕は，地方公共団体の協力を得て，緊急時モニタリングセンターを立ち上げ，緊急時モニタリングを開始するとともに，必要な動員の指示を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は，原子力災害対策指針に基づき，緊急時モニタリング実施計画を策定するものとする。

○国〔原子力規制委員会，関係省庁〕，地方公共団体，事故に係る原子力事業者及び当該原子力事業者以外の原子力事業者並びに指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，緊急時モニタリングセンターを組織し，緊急時モニタリング実施計画に基づき，確実かつ計画的に緊急時モニタリングを実施するものとする。国〔海上保安庁等〕は，その支援を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は，原子力災害対策指針，緊急時モニタリングの結果，緊急時モニタリングセンターからの意見等を踏まえ，緊急時モニタリング実施計画を適宜改訂するものとする。

○原子力災害対策本部は，緊急時モニタリングセンター等と緊急時モニタリング実施計画の改訂について調整し，関係機関に対して必要な指示及び要請を行うとともに，地方公共団体が行う緊急時モニタリングに対して，要請に基づき必要な支援を行うものとする。また，原子力災害対策本部は，初動対応後，必要に応じ，関係省庁，関係地方公共団体，原子力事業者等が緊急時モニタリングの実施及び支援に関して調整する会議を開催するものとする。

○緊急時モニタリングセンターは，緊急時モニタリング実施計画及び原子力災害対策本部の指示・要請に基づき，緊急時モニタリングを実施するものとする。また，緊急時モニタリングセンターは，緊急時モニタリング結果の妥当性を判断した後，その結果を取りまとめ，原子力災害対策本部に送付するものとする。

○原子力事業者は，施設敷地緊急事態発生の通報を行った後においても，敷地境界における放射線量の測定等を継続的に実施し，施設からの放射性物質等の放出状況及び放出見通し等の情報を原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）に定期的に共有するものとする。

○原子力災害現地対策本部は，緊急時モニタリングの結果等を原子力災害合同対策協議会の場において周辺市町村に説明するものとする。

○原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）は，緊急時モニタリングセンターによる緊急時モニタリングの結果等を，関係省庁の支援を得てとりまとめ，官邸〔内閣官房〕，指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

○原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）は，緊急時モニタリングの結果に対する総合的な評価を行い，記者会見等において公表するとともにホームページ等において公開するものとする。緊急時モニタリングセンター，関係省庁，関係地方公共団体，指定地方公共機関，原子力事業者等は，緊急時モニタリングの結果及びその総合的な評価を共有するものとする。

○原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）は，外国政府等から，外務省を通じ，又は直接モニタリング結果等の提供を受けた場合，速やかに，関係省庁と共有するとともに，提供元に公表の可否を確認した上で，公表するものとする。

○外国政府又は国際機関からモニタリング情報の提供依頼がある場合には，外務省は，原子力規制委員会（原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部）に伝達する。原子力規制委員会は，外務省その他の関係省庁と協議の上，適当と判断する場合には，外務省を通じてそれらの情報を提供し，又は必要な調整を行うものとする。

○原子力事業者は，他の原子力事業所の応急対策の実施に必要な緊急時モニタリングを行う要員の派遣，緊急時モニタリング資機材の貸与その他必要な協力を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会，水産庁，気象庁，環境省，防衛省等〕及び指定公共機関〔国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，必要に応じて，対応可能な範囲で，空からの又は海上における緊急時モニタリングに関して，実施又は支援するものとする。

○国〔海上保安庁〕は，海上における緊急時モニタリングに関し，原子力災害対策本部が海上保安庁に対し要請を行ったとき又は都道府県知事が管区海上保安本部長に対し要請を行ったときは，巡視船艇等を出動させるなど，緊急時モニタリングのための海上行動に関し，対応可能な範囲で，必要な支援をするものとする。

(2)　緊急時の住民等の被ばく線量の把握

○国〔原子力規制委員会，環境省〕，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕及び地方公共団体は，原子力緊急事態宣言発出後，健康調査・健康相談を適切に行う観点から，住民等に対して，緊急時における放射性ヨウ素の吸入による内部被ばくを把握するための甲状腺被ばく線量モニタリング，放射性セシウムの経口摂取による内部被ばくを把握するためのホールボディカウンタ等による測定，緊急時モニタリングの結果等

から外部被ばく線量の推計等を行うための行動調査を行うものとする。

(3)　通信手段の確保

○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

6　原子力事業者の活動体制

○原子力事業者は，施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，事故対策本部の設置，緊急時対策所及び原子力施設事態即応センターの立ち上げ等必要な体制をとるものとする。

○原子力事業者は，施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合，直ちに原子力災害の発生の防止のために必要な応急対策を行い，その概要等を，官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，内閣府，関係地方公共団体，関係都道府県の警察本部，所在市町村の消防機関，最寄りの海上保安部署，原子力防災専門官等に連絡するものとする。

○原子力事業者は，施設敷地緊急事態発生の通報を行った場合，必要に応じ，緊急事態応急対策のための原子力緊急事態支援組織への派遣要請を行うものとする。

○原子力事業者は，事態に応じ，原子力事業所災害対策支援拠点を設置し，また，原子力緊急事態支援組織の支援を受けオンサイト対応を行うものとする。さらに，必要に応じてプラントメーカー，建設業者等と連携し，オンサイト対応を行うものとする。

○原子力事業者は，指定行政機関，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，地方公共団体等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

○原子力事業者は，相談窓口を設置するなど，原子力緊急事態解除宣言前であっても，可能な限り速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備するものとする。

7　指定行政機関等の活動体制

(1)　施設敷地緊急事態への対応

一　原子力防災専門官及び上席放射線防災専門官の対応

○原子力防災専門官は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，国の専門職員が到着するまでの間，実質的な現地における国の責任者として，必要な情報の収集，地方公共団体の応急対策に対する助言，その他原子力災害の発生又は拡大の防止に必要な業務を行うものとする。

○上席放射線防災専門官は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，国の専門職員が到着するまでの間，実質的な現地の放射線モニタリングに係る国の責任者として，緊急時モニタリングに必要な業務を行うものとする。

二　専門家の派遣

○国〔原子力規制委員会〕は，発生した施設敷地緊急事態の状況等を把握し，応急対

策の迅速かつ的確な準備，事故原因の究明等に資するため，又は関係地方公共団体の要請に基づき，専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。

三　官邸対策室の設置

○官邸〔内閣官房〕は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。

四　緊急参集チームの参集等

○第２編２章２節６項(2)「緊急参集チームの参集」

○必要に応じ，政府としての基本的対処方針，対処体制その他の対処に係る重要事項について協議するため，内閣総理大臣又は内閣官房長官と関係閣僚との緊急協議を行う。

○官邸〔内閣官房〕は，施設敷地緊急事態発生後，原子力緊急事態宣言までの間，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動対応措置に関する情報の集約等を行うものとする。

五　関係省庁事故対策連絡会議の開催

○原子力規制委員会及び内閣府は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，関係省庁事故対策連絡会議を設置するものとする。施設敷地緊急事態のまま事態が収束に向かいこれ以上事態が悪化しない見通しが立った後，又は緊急参集チームで決定された事項について詳細な連絡調整等を行う必要がある場合は，同会議において，関係省庁間の連絡調整等を行うものとする。

六　現地事故対策連絡会議の開催

○原子力規制委員会及び内閣府は，現地に派遣された指定行政機関等の職員相互の連絡・調整を行うため，必要に応じ，指定行政機関等の職員を対策拠点施設に集合させ，現地事故対策連絡会議を開催するものとする。

○原子力規制委員会及び内閣府は，必要に応じ，地方公共団体，指定公共機関及び原子力事業者に対して現地事故対策連絡会議への職員の派遣を求めるものとする。

七　指定行政機関等の対応

○指定行政機関〔内閣府，原子力規制委員会等〕は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

○指定行政機関〔内閣府，原子力規制委員会等〕は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，機関相互間，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

○指定行政機関〔内閣府，原子力規制委員会等〕は，必要に応じ，職員を現地に派遣して，応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。

○国〔原子力規制委員会，内閣府，原子力利用省庁等〕は，オフサイト対応を円滑に実施するため，速やかな職員の非常参集，連絡体制の確立等必要な体制をとるものとする。

(2)　原子力緊急事態宣言発出後の対応

一　原子力災害対策本部の設置

○内閣総理大臣は，原子力緊急事態宣言を発出し，原子力規制委員会から提示された指示案を踏まえ，応急対策実施区域を管轄する地方公共団体が行うべき避難又は屋内退避及び安定ヨウ素剤の服用又はその準備に関する指示等を含む緊急事態応急対策に関する事項を指示するものとする。

○原子力緊急事態宣言を発した内閣総理大臣は，自らを本部長とする原子力災害対策本部を設置するものとする。

○内閣総理大臣による宣言の発出に当たっては，内閣府は，速やかに宣言の公示の手続及び原子力災害対策本部の設置の手続を行い，原子力災害対策本部は，内閣総理大臣の緊急事態応急対策に関する事項の指示等を地方公共団体に伝達するものとする。

○原子力災害対策本部の設置に係る事務は内閣府が行い，場所は官邸とし，内閣府政策統括官（原子力防災担当）が事務局長を務めるものとする。

○原子力災害対策本部長は，内閣官房長官，環境大臣，内閣府特命担当大臣（原子力防災），原子力規制委員会委員長のほか，政府本部が設置されている場合には内閣府特命担当大臣（防災），また，必要に応じて，オフサイト対応のため原子力利用省庁の担当大臣（事故発生施設が電力事業者等民間企業の所有に係る場合は経済産業大臣，大学・研究機関等の所有に係る場合は文部科学大臣）を原子力災害対策副本部長に，正副本部長以外の全ての国務大臣及び内閣危機管理監を原子力災害対策本部員に任命する。また，副大臣，大臣政務官又は国務大臣以外の指定行政機関の長のうちからその他の原子力災害対策本部員を，官邸〔内閣官房〕又は指定行政機関の職員等のうちから原子力災害対策本部職員を任命するものとする。

○原子力災害対策本部長は，指定行政機関への必要な指示（原子力規制委員会がその所掌に属する事務に関して専ら技術的及び専門的な知見に基づいて原子力事業者本店等の原子力施設の安全の確保のために行うべき判断の内容に係る事項については，対象にしない。），緊急事態応急対策の総合調整，自衛隊の支援を求める必要があると認めるときの防衛大臣に対する自衛隊の部隊等の派遣要請等を行うものとする。

○原子力災害対策本部長は，原子力災害対策本部の下に，被災者の生活支援のため，環境大臣及び原子力利用省庁の担当大臣を長とする原子力被災者生活支援チームを設置するものとする。

○原子力規制委員会は，オンサイト対応のために原子力施設事態即応センターに原

子力規制庁長官が指定する原子力規制庁の職員等に加え，必要に応じ，原子力規制委員会委員を派遣するものとする。

二　原子力災害対策の総合調整等

○原子力災害対策本部は，原子力緊急事態宣言発出後，緊急事態応急対策等の実施方針を作成するとともに，原子力災害対策本部の下，内閣府政策統括官（原子力防災担当）を議長として関係省庁の局長級で構成する関係局長等会議を開催し，緊急事態応急対策の調整など必要な調整を行うものとする。内閣府政策統括官（原子力防災担当）は，必要に応じ，内閣危機管理監の出席を得て，会議を統轄するものとする。

三　原子力災害現地対策本部の設置

○原子力災害対策本部は，緊急事態応急対策実施区域において，原子力災害対策本部の事務の一部を行う組織として，原子力災害対策本部長の定めるところにより，原子力災害現地対策本部（以下「現地対策本部」という。）を置くものとする。

○現地対策本部は，原子力災害対策本部の指示の下，関係地方公共団体と連絡調整を行いつつ，周辺住民の避難の実施を支援するなど，オフサイト対応を中心に災害応急対策に務めるものとする。

○現地対策本部は，速やかに現地事故対策連絡会議の事務を引き継ぐものとする。

○現地対策本部は，原則として，内閣府副大臣（又は内閣府大臣政務官）を長とし，原子力災害対策本部の本部員又は職員を構成員とするものとする。

○現地対策本部は，対策拠点施設において，応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村の災害対策本部（又は現地対策本部）とともに，原子力災害合同対策協議会を組織するものとする。原子力災害合同対策協議会は，現地対策本部長，都道府県及び市町村の各々の災害対策本部の代表者，指定公共機関の代表者及び原子力事業者の代表者から権限を委任された者等により構成されるものとする。原子力災害合同対策協議会は，現地対策本部長が主導的に運営するものとする。

○原子力災害合同対策協議会の会合においては，必要に応じ，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等の専門家を出席させ，その知見を十分に活用するよう努めるものとする。

○原子力災害合同対策協議会の構成員，運営方法，緊急事態応急対策を実施する際の役割分担等については，あらかじめ地域ごとに国，地方公共団体及び関係機関が協議して定めておくものとする。

○現地対策本部は，現地における緊急事態応急対策の実施状況等必要な報告を原子力災害対策本部に行うなど，原子力災害対策本部との相互に緊密な連携を確保するものとする。

四　原子力事業者の応急措置の確認等

○原子力規制委員会は，原子力規制事務所長等を緊急時対策所に派遣して，原子力

事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害対処・収束活動の実施状況を把握させるとともに，緊急時対応センター（原子力規制庁）との連絡調整を行わせるものとする。

○原子力規制委員会は，原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員等を原子力施設事態即応センター（原子力事業者本店等）に派遣して，原子力事業所の状態及び原子力事業者による原子力災害収束に向けた活動の実施状況等についての情報収集を行わせるとともに，収集した情報について，テレビ会議システム等を通じて，官邸，緊急時対応センター（原子力規制庁）及び対策拠点施設に連絡させるものとする。

○原子力規制庁長官が指定する原子力規制庁職員は，放射性物質の大量放出を防ぐため，原子力事業者の対応状況の確認を行うとともに，原子力規制委員会の指導・助言等を原子力事業者に徹底させるものとする。

○原子力規制委員会は，原子力事業者が設置する原子力事業所災害対策支援拠点に職員を派遣し，原子力事業者の対応状況を踏まえた上で，必要がある場合には，実動組織を含む関係機関と連携して，原子力事業者の事故収束対応を支援するため，防災資機材の供給に係る輸送支援，緊急時モニタリング支援等の活動を行うものとする。

８　自衛隊等の原子力災害派遣等

○原子力災害対策本部長は，自衛隊の支援を求める必要があると認めるときは，防衛大臣に対して自衛隊の部隊等の派遣を要請するものとする。

○都道府県知事は，自衛隊の派遣要請の必要があると認めるときは，原子力災害対策本部設置前においては，直ちに派遣を要請するものとする。

○市町村長は，自衛隊の派遣が必要と認めるときは，都道府県知事に対し派遣を求めるものとする。この場合において，市町村長は，必要に応じて，その旨及び当該市町村の地域に係る災害の状況を自衛隊に通知するものとする。

○自衛隊は，原子力災害対策本部長から要請を受けたときは，要請の内容，原子力災害対策本部長から提供された情報に基づいて部隊等を派遣する等適切な措置を行うものとする。また，当該要請がなされない場合に，都道府県知事等法令で定める者から災害派遣要請を受けたときは，要請の内容及び自ら収集した情報に基づいて部隊等を派遣する等適切な措置を行うものとする。

○自衛隊は，要請を受けて行う派遣を補完する例外的な措置として，例えば，周辺地域における原子力災害の影響に関する情報収集のための部隊等の派遣等，原子力災害に際し，その事態に照らし特に緊急を要し，要請を待ついとまがないと認められるときは，要請を待たないで部隊等を派遣することができるものとする。

○自衛隊は，原子力災害派遣時等に実施する活動として，災害の状況，他の救援機関等の活動状況，要請内容，現地における部隊等の人員，装備等に応じて，緊急

時モニタリングの支援，被害状況の把握，避難の援助，行方不明者等の捜索救助，消防活動，応急医療・救護，避難退域時検査及び簡易除染，人員及び物資の緊急輸送等を実施するものとする。

○原子力災害対策本部長又は都道府県知事は，自衛隊による支援の必要がなくなったと認めるときは，速やかに自衛隊の部隊等の撤収を要請するものとする。

○上記のほか，国〔原子力規制委員会，関係省庁（実動組織含む。）〕は，原子力事業者の対応状況を踏まえた上で，必要がある場合には，地方公共団体とも連携しつつ，地域防災計画に応じて，事態の状況や各部隊の装備等を踏まえ，臨機応変に必要な対応をとる等，原子力災害収束に向けた対応の支援を行うものとする。

9　地方公共団体の活動体制

○地方公共団体は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるとともに，国との緊密な連携を図りつつ，必要に応じ，原子力災害対策のための警戒態勢をとるものとする。

○関係地方公共団体は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，必要に応じ，国に対し専門家の派遣を要請するとともに，他の地方公共団体，原子力事業者等に装備，資機材，人員等の応援を求めるものとする。また，要請を受けた地方公共団体，原子力事業者等は，あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。

○緊急事態応急対策実施区域を管轄する都道府県及び市町村は，原子力緊急事態宣言が発出された場合は，災害対策本部を設置するものとする。

10　指定公共機関等の活動体制

○国〔原子力規制委員会，文部科学省，経済産業省等〕は，原子力緊急事態宣言が発出された場合，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕，研究機関等に対して，原子力災害対策本部事務局への専門家の派遣を必要に応じて要請するとともに，派遣された専門家と，災害の拡大防止，防護対策の活動内容等について，密接な情報交換を行うものとする。

○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，施設敷地緊急事態発生の通報を受けた場合，速やかに，職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立等の必要な体制をとるものとする。

○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，指定行政機関，地方公共団体及び原子力事業者等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。

11　その他

(1)　防災業務関係者の安全確保

○被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の放射線防護については，あらかじめ定められた防災業務関係者の放射線防護に係る基準又は指標に基づき行うものとする。

○原子力事業者は，緊急時において，防災要員に対し，汚染防護服，防護マスク，除染設備等放射線防護用器具の適切な配備を行うものとする。

○国，地方公共団体等は，被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保を図るものとする。

○原子力災害対策本部は，関係行政機関，関係地方公共団体，関係指定公共機関等に対して，緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の携行・装着，安定ヨウ素剤の服用等を行うよう指示するものとする。

○国，地方公共団体及び原子力事業者は，被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者の安全確保のため，原子力災害合同対策協議会等の場を活用して相互に密接な情報交換を行うものとする。

○被ばくの可能性がある環境下で活動する防災業務関係者が属する組織は，当該防災業務関係者の被ばく線量を管理し，健康管理に特段の配慮を行うものとする。被ばくの可能性がある環境下での活動を要請した組織は，当該防災業務関係者が属する組織が実施する被ばく線量の管理や健康管理を支援するものとする。

(2)　他の災害対策本部等との連携

○各災害に対応する対策本部がそれぞれ別に設置された場合は，重複する要員の所在調整，情報の収集・連絡・調整のための要員の相互派遣，合同会議の開催等に努めるものとする。現地対策本部についても，必要に応じ，同様の配慮を行うものとする。

第２節　避難，屋内退避等の防護及び情報提供活動

１　避難，屋内退避等の防護措置の実施

○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」

○内閣総理大臣は，原子力緊急事態宣言を発出するとともに，人命の安全を第一に，ＰＡＺ内の地方公共団体に対し速やかに避難及び安定ヨウ素剤の服用等の必要な防護措置に関する指示を行うものとする。

○原子力災害対策本部は，ＵＰＺ内の地方公共団体に対し，屋内退避の実施やＯＩＬ（原子力災害対策指針に基づく運用上の介入レベルをいう。以下同じ。）に基づく防護措置の準備（避難・一時移転先，輸送手段，避難退域時検査及び簡易除染場所の確保等）を行うよう要請するものとする。また，ＵＰＺ外の地方公共団体に対しては，ＰＡＺ内の地方公共団体から避難してきた住民等の受入れや，ＵＰＺ内の地方公共団体が行う防護措置の準備への協力を要請するものとする。

○放射性物質が放出された後は，原子力災害対策本部は，地方公共団体に対し，緊急時モニタリングの結果に応じたＯＩＬに基づき地方公共団体が行う避難，一時移転等の緊急事態応急対策の実施について，指示，助言等を行うものとする。その際併せて，気象情報を提供するものとする。

○原子力災害対策本部が指示を行うに当たって，原子力災害対策本部から事前に指示案を伝達された関係地方公共団体の長は，当該指示案に対して速やかに意見を述べるものとする。

○複合災害が発生した場合においても人命の安全を第一とし，自然災害による人命への直接的なリスクが極めて高い場合等には，自然災害に対する避難行動をとり，自然災害に対する安全が確保された後に，原子力災害に対する避難行動をとることを基本とする。

○新型コロナウイルス感染症を含む感染症の流行下において，原子力災害が発生した場合，住民等の被ばくによるリスクとウイルスの感染拡大によるリスクの双方から，国民の生命・健康を守ることを最優先とする。具体的には，避難又は一時移転を行う場合には，その過程又は避難先等における感染拡大を防ぐため，避難所・避難車両等における感染者とそれ以外の者との分離，人と人との距離の確保，マスクの着用，手洗いなどの手指衛生等の感染対策を実施する。

○地方公共団体は，内閣総理大臣又は原子力災害対策本部長の指示に従い，又は独自の判断により，住民等に対して，屋内退避又は避難のための立退きの指示（具体的な避難経路，避難先を含む。）等の緊急事態応急対策等を行うものとする。なお，地方公共団体は，避難時の周囲の状況等により避難のために立退きを行うことがかえって危険を伴うおそれがあり，かつ，事態に照らし緊急を要するときは，居住者等に対し，屋内での待避等の緊急安全確保措置を指示することができるものとする。

○地方公共団体は，国が，原子力災害の観点から，屋内退避指示を出している中で，自然災害を原因とする緊急の避難等が必要になった場合には，人命最優先の観点から，当該地域の住民に対し，地方公共団体独自の判断で避難指示を行うことができる。その際には，国は，地方公共団体と緊密な連携を行うものとする。

○関係地方公共団体が避難・一時移転を実施するに当たり，次の事項について，原子力災害合同対策協議会等において，指示内容の判断のため関係地方公共団体等より事前の状況把握等を行うとともに，指示後においても，同協議会等において防護措置の実施状況等の共有を図るなど，国と関係地方公共団体はそれぞれが実施する対策について相互に協力するものとする。

・ＵＰＺ内の避難・一時移転の対象区域及び対象者の数並びに避難・一時移転の方針
・避難ルート，避難先の概要
・移動手段の確保見込み

・その他必要な事項

○指定行政機関，指定地方行政機関及び都道府県は，市町村から求めがあった場合には，原子力災害対策本部による助言以外にも，避難指示等の対象地域，判断時期等について助言するものとする。

○市町村は，屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行った場合は，住民の避難状況を確認するとともに，その指示等の内容及び避難状況について，現地対策本部等に対して情報提供するものとする。

○地方公共団体は，住民等の避難誘導に当たって，避難や避難退域時検査及び簡易除染の場所の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるとともに，これらの情報について，現地対策本部等に対して情報提供するものとする。

○原子力災害対策本部は，原子力事業所等における事故の状況，緊急時モニタリングの結果を勘案し，関係地方公共団体に対し，機動的に住民防護に関する措置や情報提供を行うとともに，報道機関に対し速やかに公表するものとする。その際併せて，必要に応じて気象情報を提供するものとする。また，必要に応じて，原子力災害対策指針に基づき，避難区域を見直すなど，中長期的な放射能の影響を回避するための防護措置を適切に行うものとする。

○国〔内閣府，原子力規制委員会，関係省庁（実動組織含む。）〕は，地方公共団体の要請等に応じ，又は不測の事態の場合における原子力災害対策本部及び現地対策本部の調整若しくは指示の下に，住民避難の支援その他の支援活動を行うものとする。

２　指定避難所等

(1)　指定避難所等の開設

○市町村は，緊急時に必要に応じ指定避難所を開設し，住民等に対し周知徹底を図るものとする。また，必要に応じ，あらかじめ指定した施設以外の施設についても，災害に対する安全性を確認の上，管理者の同意を得て避難所等として開設するものとする。さらに，要配慮者に配慮して，被災地域外の地域にあるものを含め，ホテル・旅館等を避難所として借り上げるなど，多様な避難所の確保に努めるものとする。

(2)　指定避難所等の運営管理

○第２編２章６節３項(2)「指定避難所の運営管理等」

３　安定ヨウ素剤の服用

○安定ヨウ素剤の服用については，原則として原子力規制委員会が必要性を判断し，その判断を踏まえ原子力災害対策本部又は地方公共団体が住民等に指示することにより服用させるものとする。

○原子力災害対策本部は，原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示について，速やかに地方公共団体に伝達するものとする。

○地方公共団体は，原子力規制委員会の判断及び原子力災害対策本部の指示を踏まえ，原則として住民等が避難する際に速やかに安定ヨウ素剤を服用できるよう必要な措置を講じるものとする。

○原子力災害対策本部は，原子力規制委員会の判断を踏まえ，原則として，避難指示と併せて安定ヨウ素剤の服用に係る指示を行うものとする。また，施設の状態や施設の敷地内・敷地境界でのモニタリングの結果及びその評価に関する情報等を踏まえ，放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると原子力規制委員会が認めるときは，原子力災害対策本部は，該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機，服用の方法，医師・薬剤師の確保等について，方針を決定し，関係地方公共団体に連絡するものとする。

○地方公共団体は，事態の進展が急速な場合であって，国〔原子力規制委員会〕の判断を得ることができない等の事象があるときは，原子力災害対策指針を踏まえ，自らの判断により，放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には，直ちに服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，服用するべき時機及び服用の方法の指示，医師及び薬剤師の確保その他の必要な措置を講じるものとする。

○日本放送協会等の放送事業者は，安定ヨウ素剤を服用するべき時機及び服用方法等についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

４　避難又は一時移転の際の住民等に対する避難退域時検査及び簡易除染の実施

○原子力災害対策本部は，原子力災害対策指針を踏まえ，避難退域時検査及び簡易除染を実施するよう地方公共団体に指示するものとする。

○地方公共団体及び原子力事業者は，国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕の支援の下，住民等がＯＩＬに基づき特定された区域等から避難又は一時移転した後に，住民等（避難輸送に使用する車両及びその乗務員を含む。）の避難退域時検査及び簡易除染を行うものとする。

５　避難又は一時移転の対象となった住民等に対する甲状腺被ばく線量モニタリングの実施

○原子力災害対策本部は，原子力災害対策指針を踏まえ，甲状腺被ばく線量モニタリングを実施するよう地方公共団体に指示するものとする。

○地方公共団体は，国〔原子力規制委員会等〕の協力を得ながら，原子力災害医療協力機関，原子力事業者，原子力災害拠点病院，高度被ばく医療支援センター等の支援の下，住民等がＯＩＬに基づき特定された区域等から避難又は一時移転し避難所等に到着した後に，住民等の甲状腺被ばく線量モニタリングを行うものとする。

６　広域避難

○第２編２章６節５項「広域避難」

７　広域一時滞在

○第２編２章６節６項「広域一時滞在」

○原子力災害対策本部等は，要請があった場合，広域的観点から広域的避難収容実施計画を作成するものとする。また，計画の内容を避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁に示し，計画に基づく措置をとるよう依頼するものとする。また，要請した被災都道府県にも計画の内容を示すものとする。

○避難収容関係省庁及び緊急輸送関係省庁，被災都道府県等は，計画に基づき適切な広域的避難収容活動を実施するものとする。

８　要配慮者への配慮

○第２編２章６節７項「要配慮者への配慮」

○地方公共団体は，避難誘導，指定避難所等での生活に関しては，要配慮者及び一時滞在者が避難中に健康状態を悪化させないこと等に十分配慮し，指定避難所等での健康状態の把握，福祉施設職員等の応援体制の整備，応急仮設住宅への優先的入居，高齢者，障害者向け応急仮設住宅の設置等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

９　飲食物の摂取制限及び出荷制限

○放射性物質が放出された後に，国は，ＯＩＬに基づき，一時移転対象地域の地域生産物の摂取制限を実施するよう関係地方公共団体に指示するものとする。

○国は，ＯＩＬに基づき，緊急時モニタリングの結果により飲食物の放射性核種濃度の測定を行うべき地域を特定し，都道府県等に検査計画の策定・検査の実施を指示・要請するものとする。国は，当該検査の結果を取りまとめ，その結果に基づき，ＯＩＬの基準等を踏まえ飲食物の摂取制限及び出荷制限の要請について都道府県等に指示するものとする。

○都道府県等は，国の指示及び要請に基づき，飲食物の放射性核種濃度測定及び必要な摂取制限，出荷制限を実施するものとする。

10　関係者等への的確な情報伝達活動

○第２編２章６節９項「被災者等への的確な情報伝達活動」

(1)　周辺住民等への情報伝達活動

○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定行政機関，指定公共機関，地方公共団体及び原子力事業者は，役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し，原子力災害の状況，安否情報，医療機関等の情報，飲食物の放射性核種濃度測定の結果及び出荷制限等の状況，各々の機関が講じている施策に関する情報，交通規制，避難経路や指定避難所等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，民心の安定並びに要配慮者，一時滞在者，在宅

での避難者，応急仮設住宅として供与される賃貸住宅への避難者，所在を把握できる広域避難者等に配慮した伝達を行うものとする。また，原子力災害対策本部，現地対策本部等は，特に，原子力災害の状況のうち，原子力事業所等の事故の状況，緊急時モニタリングの結果等について正確かつきめ細やかな伝達に配慮して情報提供を行うものとする。

○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定行政機関，指定公共機関及び地方公共団体は，被災者のおかれている生活環境，居住環境等が多様であることにかんがみ，情報を提供する際に活用する媒体に配慮するものとする。特に，避難所にいる被災者は情報を得る手段が限られていることから，被災者生活支援に関する情報については紙媒体でも情報提供を行うなど，適切に情報提供がなされるよう努めるものとする。

○関係機関は，原子力災害合同対策協議会の場を通じて十分に内容を確認した上で，情報の公表，広報活動を行うものとする。

○関係機関は，国民が総合的な情報の入手を可能とするポータルサイト等の情報提供窓口の設置に努めるものとする。

○関係機関は，情報伝達に当たっては，防災行政無線，広報車等によるほか，放送事業者，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，安否情報，交通情報，各種問い合わせ先等を随時入手したいというニーズに応えるため，インターネット，携帯電話等を活用して，的確な情報提供に努めるものとする。

○報道機関は，原子力災害の状況等について，迅速かつ正確な報道となるよう努めるものとする。

○関係機関と報道機関は，現地における報道機関への発表方法等について地域ごとにあらかじめ協議し定めておくものとする。

⑵　国民への的確な情報の伝達

○国〔原子力規制委員会〕及び原子力事業者は，地方公共団体と連絡をとりつつ，緊急時の第一報を含め，随時報道機関への発表を行うものとする。なお，その際，民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

○原子力緊急事態宣言の発出以降における政府としての報道機関への発表は，原子力災害対策本部が行うものとする。

○原子力災害対策本部は，初動段階の迅速かつ適切な広報活動を行うため，初動段階の原子力災害等に関する記者会見を一元的に実施するものとする。また，その際には，必要に応じ，当該原子力災害情報等を有する関係省庁は同席するものとする。

○現地対策本部における広報活動は，原則として，現地対策本部長や現地対策本部事務局長等が，対策拠点施設内又はその近傍のプレス用の区画を使用して行うものとする。

○関係機関と報道機関は，現地における報道機関の発表方法について地域ごとにあらかじめ協議し定めておくものとする。

○関係機関は，情報伝達に当たって放送事業者，新聞社等の報道機関の協力を得るものとする。また，インターネット等に加えて多様な伝達手段を活用して，的確な情報提供に努めるものとする。このため，必要な主体の協力を得るものとする。

(3)　住民等からの問合せに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

○原子力災害対策本部，現地対策本部，指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕等は，必要に応じ，速やかに住民等からの問い合わせに対応する専用電話を備えた窓口の設置，人員の配置等を行うための体制を整備するものとする。また，住民等のニーズを見極めた上で，情報の収集・整理・発信を行うものとする。

(4)　外国政府等への情報提供・収集体制の強化

○国〔官邸〔内閣官房〕，外務省，原子力規制委員会等〕は，海外の報道機関等に対し，迅速かつ適切な広報活動を行うため，官邸における記者会見の内容を外国語においても伝えることができる体制を整備するものとする。

○外務省及び関係省庁は，必要に応じ，我が国の在外公館や在京大使館等を通じて，関係する外国政府や国際機関等への正確な情報の提供を迅速に行うよう努めるものとする。加えて，外務省は，原子力規制委員会と協議の上，関係各国及び国際機関への情報提供並びにこれらからの助言及び支援に係る情報の早期入手に努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕は，施設敷地緊急事態，全面緊急事態等の場合において，原子力事故の早期通報に関する条約に基づき，国際原子力機関（以下「ＩＡＥＡ」という。）及び関係国に対し，原子力事故が発生した事実を直ちに通報するものとする。

○国〔気象庁等〕は，緊急時におけるＩＡＥＡと他の国際機関との連携の枠組みに基づき，関連する国際機関を通じてＩＡＥＡからの要請を受け，原子力事故に関する情報を提供した場合には，国〔原子力規制委員会〕に通知した上で適切に公表するものとする。

第３節　原子力被災者の生活支援活動

○原子力被災者生活支援チームは，関係省庁，指定公共機関等の協力を得ながら，地方公共団体，原子力事業者，関係団体等との調整を行い，以下の諸課題について総合的かつ迅速に取り組むものとする。なお，関係省庁は，事故対応の進捗の状況に応じて，各々の所掌事務及び法令等に基づき緊急事態応急対策を実施するものとする。

・原子力被災者の避難・受入先の確保（厚生労働省，国土交通省等）

・原子力被災者等の健康調査や健康相談等の実施（環境省，原子力規制委員会，厚生労働省）
・放射性物質に汚染された地域の除染（環境省等）
・原子力施設の状況等を考慮して設定された警戒区域への一時立入り等の実施及びそれに伴う原子力被災者の避難退域時検査に準じた検査及び除染（原子力規制委員会，内閣府，文部科学省，経済産業省，厚生労働省，防衛省，警察庁，国土交通省，農林水産省，消防庁，環境省）
・緊急事態応急対策実施区域における飲食物の摂取制限及び出荷制限（厚生労働省，農林水産省等）
・原子力災害により放出された放射性物質により汚染された廃棄物の処理（環境省等）
・避難指示区域等の見直し・再設定

○原子力被災者生活支援チームは，原子力事業所の区域を管轄する都道府県の庁舎等へ原子力利用省庁副大臣（又は原子力利用省庁大臣政務官）及び必要な要員を派遣し，住民等の状況把握及び生活支援等に関する被災地方公共団体等との連絡・調整を行うものとする。

第４節　犯罪の予防等社会秩序の維持

○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」

○警察機関，消防機関，海上保安部署等関係機関は，緊急事態応急対策実施区域及びその周辺において，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，速やかな治安の確保，火災の予防等に努めるものとする。

○警察機関，消防機関，道路管理者，鉄道事業者及び海上保安部署は，警戒区域の設定や避難のための立退きのための指示等を行った区域について，指示等の実効を挙げるために必要な措置をとるものとする。

第５節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○都道府県警察及び国〔海上保安庁〕は，交通の確保・緊急輸送活動について，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，円滑な輸送活動の確保を行うものとする。特に，国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては，必要な配慮をするよう努めるものとする。

２　交通の確保

○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」

○道路管理者は，その管理する道路について関係機関等からの情報に加え，被害状況の把握装置等を活用して，道路機能の障害等の状況を迅速に把握するものとする。

○国〔海上保安庁〕は，海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合，

通行船舶に対し航行制限，航泊禁止等の措置を講じるものとする。

○警察機関，道路管理者，海上保安庁及び各災害対策本部等は，交通規制に当たって，原子力災害合同対策協議会において，相互の連絡を密にし，他の機関へ交通の確保に必要な応援依頼等を行うものとする。

３　緊急輸送関係省庁の輸送支援

○緊急輸送関係省庁は，緊急事態対策監，専門家，緊急時モニタリング要員，現地対策本部等の要員，医療関係者等の派遣に際して，原子力緊急事態宣言発出前においては原子力規制委員会の依頼，原子力緊急事態宣言発出後においては原子力災害対策本部長の要請及びあらかじめ定められた緊急輸送に関する計画に基づき速やかに輸送支援を行うものとする。

第６節　救助・救急，医療及び消火活動

１　救助・救急活動

(1)　国，地方公共団体及び原子力事業者による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

○原子力事業者は，発災現場における救助・救急活動を自ら行うとともに，国，地方公共団体が行う救助・救急活動に対し，防災資機材の貸与等必要な協力を行うものとする。

○原子力事業者は，被ばく傷病者等を医療機関に搬送する際，汚染の状況を確認し，傷病の状態を勘案して，できる限り汚染の拡大防止措置を講じた上で，放射線管理要員（放射性物質や放射線に対する知識を有し，線量評価や汚染の拡大防止措置が行える者）を随行させるものとする。ただし，放射線管理要員がやむを得ず，患者等に随行できない場合には，事故の状況，患者等の被ばく・汚染状況を説明し，汚染の拡大防止措置が行える者を随行させるものとする。

○地方公共団体は，被ばく傷病者等となる住民等の原子力災害拠点病院等への搬送等の救助・救急活動を行うほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，現地対策本部，他の地方公共団体，原子力事業者等に対して応援を要請するものとする。

○地方公共団体は，被ばく傷病者等の処置を行った原子力災害拠点病院等の求めに応じて，速やかに，当該医療機関における放射性物質による汚染のないことを確認し，その結果を公表するとともに，その医療機関や原子力事業者と協力し，情報の集約や管理を行い，周辺住民，報道関係者等に的確に情報を提供するものとする。

○自衛隊は，原子力災害対策本部長，都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき，又は必要に応じ，救助・救急活動を行うものとする。

○原子力災害合同対策協議会は，必要に応じ，又は地方公共団体，指定行政機関等

の要請に基づき，関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

(2)　資機材の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

２　医療活動

(1)　被災地域内の医療機関による医療活動

○被災地方公共団体及び被災地の医療機関は，原子力災害以外の災害の発生状況等を勘案しつつ，原子力災害拠点病院を中心として医療活動を行うものとする。その際，災害拠点病院やＤＭＡＴ等が行う災害医療活動と緊密に連携するものとする。

○原子力災害拠点病院は，状況に応じ，原子力災害医療派遣チームを派遣するよう努めるものとする。

○国〔原子力規制委員会〕，地方公共団体，高度被ばく医療支援センター及び原子力災害医療・総合支援センターは，原子力災害拠点病院等の診療状況等の情報を原子力災害医療に係る情報システム等により迅速に把握し，応援の派遣等を行うものとする。

(2)　原子力災害医療派遣チーム及び専門家の派遣等

○被災地方公共団体は，必要に応じて，速やかに原子力災害医療・総合支援センター又は原子力災害現地対策本部に対し，原子力災害医療派遣チーム等の派遣について要請するものとする。

○原子力規制委員会，原子力災害医療・総合支援センター，国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構及び被災地域外の地方公共団体は，医師を確保し，原子力災害医療派遣チーム等を編成し，派遣するものとする。

○原子力災害医療派遣チームの派遣を調整した原子力災害医療・総合支援センターは，原子力災害現地対策本部にその旨を報告するものとする。

○被災地域を含む立地道府県等は，原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で，原子力災害医療調整官を通じて原子力災害現地対策本部と調整し，その区域内又は近隣立地道府県等からの原子力災害医療派遣チームの派遣に係る調整を行うものとする。また，活動場所（原子力災害拠点病院，救護所，航空搬送拠点等）の確保を図るものとする。

○原子力災害対策本部は，必要に応じ，又は各機関の要請に基づき，原子力災害医療・総合支援センターの協力の下で，広域的な見地から，原子力災害医療派遣チームの派遣に係る総合調整を行うものとする。

○緊急輸送関係省庁は，必要に応じ，又は原子力規制委員会，地方公共団体等からの要請に基づき，原子力災害医療派遣チーム等の緊急輸送について，輸送手段の優先的確保など特段の配慮を行うものとする。

(3)　原子力災害医療の実施

○立地道府県等は，応急対策実施区域の各医療関係者等よりなる医療班，救護班を編成し，原子力災害医療活動を行うものとする。

○原子力災害拠点病院は，原子力災害医療の中心となって機能し，被ばく傷病者等を受け入れ，適切な診療等を行う。また，原子力災害医療協力機関は，地方公共団体や原子力災害拠点病院が行う原子力災害対策に協力する。

○原子力災害医療・総合支援センターから派遣される原子力災害医療派遣チーム又は高度被ばく医療支援センターから派遣される専門家は，立地道府県等の災害対策本部の下で，被ばく傷病者等に対する診療について，原子力災害拠点病院の関係者を支援するとともに，自らもこれに協力して医療活動等を行うものとする。

○独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院は，原子力災害対策本部を通じて地方公共団体からの要請を受けた場合，必要に応じ，医師，看護師，診療放射線技師，薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し，薬剤，医療機器等を提供するものとする。

○高度被ばく医療支援センターは，原子力災害拠点病院で対応困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。

○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，高度被ばく医療支援センターを受診した相当程度の被ばく傷病者等に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合，これに協力するものとする。

○高度被ばく医療支援センターは，除染，放射線障害に対する医療，追跡調査等について，原子力災害医療・総合支援センターと連携して行うものとする。

○国〔消防庁〕は，被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターへの搬送について，立地道府県等の災害対策本部，現地対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。

○自衛隊は，原子力災害対策本部長，都道府県知事等法令で定める者の派遣要請に基づき，又は必要に応じ，被ばく傷病者等の高度被ばく医療支援センターへの搬送について輸送支援を行うものとする。

3　消火活動

○原子力事業者は，原子力施設の火災に関し，速やかに火災の発生状況を把握し，消防機関に通報するとともに，安全を確保しつつ，自発的に初期消火活動を行い，消防機関と連携協力して迅速に消火活動を行うものとする。

○消防機関は，原子力防災管理者等の情報，原子炉工学や放射線防護に関する専門家等の意見を踏まえ，消防活動方法の決定及び活動を行う消防職員の安全確保を図りつつ，原子力事業者等と協力して迅速に消火活動を実施するものとする。

○原子力災害発生場所以外の市町村は，原子力災害発生場所を管轄する地方公共団

体からの要請又は相互応援協定に基づき，消防機関による迅速かつ円滑な応援の実施に努めるものとする。

○国〔消防庁〕は，必要に応じ，原子力災害発生場所以外の地方公共団体の消防機関による応援のための措置及び消火活動の総合調整を行うものとする。

○原子力災害合同対策協議会は，必要に応じ，又は消防庁からの要請に基づき，他の機関への応援依頼等総合調整を行うものとする。

４　惨事ストレス対策

○第２編２章４節５項「惨事ストレス対策」

第７節　物資の調達，供給活動

○第２編２章７節「物資の調達，供給活動」

(1)　原子力災害対策本部による調整等

○原子力災害対策本部は，調達・供給活動に関わる総合調整及び計画の作成等を行うほか，必要に応じ，又は被災地方公共団体からの要請に基づき，関係機関に対し，調達・供給活動の要請を行うものとする。

(2)　地方公共団体による物資の調達・供給

○第２編２章７節(2)「地方公共団体による物資の調達，供給」

○被災地方公共団体は，供給すべき物資が不足し，調達する必要があるときは，原子力災害対策本部が設置されている場合には原子力災害対策本部に，原子力災害対策本部が設置されていない場合は，国〔厚生労働省，農林水産省，経済産業省，総務省，消防庁〕に物資の調達を要請するものとする。

(3)　国による物資の調達・供給

○第２編２章７節(3)「国による物資の調達，供給」

○原子力災害対策本部等及び緊急輸送関係省庁は，物資の輸送について，輸送手段の優先的な確保等の配慮を行うものとする。

○国〔厚生労働省〕は，給水について，関係事業者に対する要請等を行い，その供給の確保を図るものとする。

○国〔厚生労働省〕は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，医薬品等について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。

○国〔農林水産省〕は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，食料について，政府所有米穀等の供給を行うほか，関係業界団体等の協力等により，その供給の確保を図るものとする。

○国〔経済産業省〕は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，生活必需品について，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。

○国〔総務省〕は，原子力災害対策本部又は被災地方公共団体からの要請に基づき，

通信機器について，移動通信機器の貸出，関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。なお，災害応急対策を迅速に実施する必要があると認められる場合は，原子力災害対策本部又は被災地方公共団体からの具体的な要請を待たず，速やかに移動通信機器の貸出に努めるものとする。

○国〔消防庁〕は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，非被災地方公共団体の被災者の生活の維持のため必要な食料，飲料水，燃料，毛布等の生活必需品等の備蓄物資の調達の調整を行うものとする。

○国〔資源エネルギー庁〕は，必要に応じ，又は原子力災害対策本部，関係省庁若しくは被災地方公共団体からの要請に基づき，燃料について，関係行政機関及び関係業界団体の協力等により，その供給の確保を図るものとする。また，地方公共団体は，円滑な燃料の供給のため，住民への情報提供等の協力に努めるものとする。

(4)　運送事業者である公共機関の活動

○第２編２章７節(4)「運送事業者である公共機関の活動」

第８節　保健衛生に関する活動

○第２編２章８節１項「保健衛生」

第９節　自発的支援の受入れ

○第２編２章 11 節「自発的支援の受入れ」

１　ボランティアの受入れ

○第２編２章 11 節１項「ボランティアの受入れ」

２　国民等からの義援物資の受入れ

(1)　義援物資の受入れ

○第２編２章 11 節２項(1)「義援物資の受入れ」

○被災地方公共団体は，関係機関等の協力を得ながら，国民，企業等からの義援物資について，受入れを希望するもの及び受入れを希望しないものを把握し，その内容のリスト及び送り先を原子力災害対策本部及び報道機関を通じて国民に公表するものとする。また，現地の需給状況を勘案し，同リストを逐次改定するよう努めるものとする。

３　海外等からの支援の受入れ

○外務省は，外交ルートにて海外等から支援の申入れがあった場合には，原子力災害対策本部にその種類，規模，到着予定日時，場所等を通報するものとする。

○原子力災害対策本部は，被災地方公共団体及び関係省庁の状況等を勘案し，支援の受入れの可能性について検討するものとする。

○関係省庁は，原子力災害対策本部が支援の受入れを決定した場合，あらかじめ定めた対応方針に基づき，海外等からの支援の受入計画を作成するものとし，原子

力災害対策本部は，作成された同計画の内容を被災地方公共団体に提示するものとする。外務省は，作成された受入計画の内容について，支援を申し入れた国・国際機関等に通報するものとする。その後，関係省庁は，同計画に基づき，当該海外等からの支援を受け入れるものとする。

○原子力災害対策本部は，支援を受け入れないと決定した場合，被災地方公共団体及び関係省庁にその旨を連絡するものとする。外務省は，その決定を速やかに関係国・国際機関等に通報するものとする。

第10節　核燃料物質等の事業所外運搬中の事故に対する迅速かつ円滑な応急対策

○原子力防災管理者は，核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象発見後又は発見の通報を受けた場合，直ちに官邸〔内閣官房〕，原子力規制委員会，国土交通省，経済産業省，内閣府，事故発生場所を管轄する都道府県，市町村，警察機関，消防機関，海上保安部署等の関係機関に文書で送信する。さらに，主要な機関等に対しては，その着信を確認するものとする。以後，応急対策の活動状況等を随時連絡するものとする。

○原子力事業者等は，直ちに，携行した防災資機材を用いて立入制限区域の設定，汚染・漏えいの拡大防止対策，遮へい対策，緊急時モニタリング，消火・延焼の防止，救出，避難等の危険時の措置等を的確かつ迅速に行うことにより，原子力災害の発生の防止を図るものとする。さらに，直ちに必要な要員を現場に派遣するとともに，必要に応じ他の原子力事業者に要員及び資機材の派遣要請を行うものとする。

○国〔原子力規制委員会，国土交通省〕は，核燃料物質等の運搬中の事故による特定事象が発生した場合には，直ちに関係省庁，関係地方公共団体及び関係指定公共機関に連絡するとともに，その後の情報を随時連絡するものとする。また，速やかに関係省庁事故対策連絡会議を開催するとともに，国の職員及びあらかじめ登録された国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構等の専門家を現地へ派遣し，必要な資機材を現地へ動員するものとする。なお，放射性物質輸送事故対策会議が開催されている場合，その事務は関係省庁事故対策連絡会議に引き継ぐものとする。

○関係省庁は，国〔原子力規制委員会，国土交通省〕から連絡を受けた事項について，指定公共機関に連絡するものとする。

○国〔原子力規制委員会，国土交通省〕は，緊急時モニタリング及び医療等に関する専門家，現地対策本部等の要員等の派遣に当たっては，必要に応じ，緊急輸送関係省庁の協力を得るものとする。

○事故の通報を受けた最寄りの消防機関は，直ちにその旨を都道府県消防防災主管部局に報告するとともに，事故の状況の把握に努め，事故の状況に応じて，消防職員の安全確保を図りながら，原子力事業者等に協力して，消火，人命救助，救

急等必要な措置を実施するものとする。

○事故の通報を受けた最寄りの警察機関は，事故の状況の把握に努めるとともに，事故の状況に応じて，警察職員の安全確保を図りながら，原子力事業者等と協力して，人命救助，避難誘導，交通規制等必要な措置を実施するものとする。

○事故の通報を受けた海上保安部署は，事故の状況の把握に努めるとともに，事故の状況に応じて，海上保安職員の安全確保を図りつつ，原子力事業者等と協力して，事故発生場所海域への立入制限，人命救助等に関する必要な措置を実施するものとする。

○原子力緊急事態に至った場合には，内閣総理大臣は，原災法に基づき直ちに原子力緊急事態宣言を発出するとともに，原子力災害対策本部及び現地対策本部を設置するものとする。

○現地対策本部及び原子力事業者等は，事故発生場所に派遣された専門家による助言を踏まえつつ，原子力災害対策本部長の指揮の下，原子力施設における原子力災害に準じた緊急事態応急対策を主体的に講じるものとする。また，現地対策本部は，事故発生場所を管轄する都道府県及び市町村に対して，必要に応じて事故発生場所周辺の住民避難等の指示を行うなど，一般公衆の安全を確保するために必要な措置を講じるものとする。

第11節　自然災害及び原子力災害の複合災害への対応

○国は，自然災害及び原子力災害の複合災害が発生した場合，自然災害に対応する政府本部及び原子力災害に対応する原子力災害対策本部との情報収集，意思決定，指示・調整を一元化するものとする。

○国は，政府本部及び原子力災害対策本部（以下「両本部」という。）が総合的かつ効率的な災害対策を実施できるよう，両本部の合同会議を開催するものとする。両本部は，情報共有や連携を円滑に行うため，相互に情報連絡要員を派遣するものとする。併せて，両本部が保有する情報収集システム（総合防災情報システム，統合原子力防災ネットワーク）を相互に利用し，情報共有を行うものとする。また，個別の地域の状況を踏まえ，両現地対策本部の情報共有や連携を円滑に行うため，相互に情報連絡要員の派遣などを行うものとする。

○原子力災害対策本部は，地方公共団体において避難等のための輸送に関する調整が困難な場合，政府本部に要請し，政府本部において，輸送に関する調整を一元的に行うものとする。

○政府本部は，指定避難所等の被災者に対する通常の支援（物資供給，指定避難所の環境整備，健康管理支援等）について，自然災害による避難者，原子力災害による避難者を一体的に取り扱うものとする。原子力災害対策本部は，政府本部と緊密な連携をとりつつ，避難又は一時移転者の避難退域時検査及び簡易除染等に係る連絡調整を行うものとする。また，その他放射線に係る健康管理・相談等の原子

力災害固有の課題への対応についても原子力災害対策本部で行うものとする。

○政府本部は，実動組織（警察機関，消防機関，海上保安部署，自衛隊）の災害応急対策に関する資源の配分に係る総合調整を行うものとする。原子力災害対策本部は，実動組織の協力が必要と判断される場合，政府本部に要請するものとする。

○原子力災害対策本部は，緊急事態応急対策を行う防災業務関係者の放射線防護対策に準じて，自然災害による被災者の救助を行う実動組織の人員その他の防災業務関係者の放射線防護対策（装備資機材，労働安全等）を立案し，政府本部に対して助言・支援を行うものとする。原子力災害対策本部は，当該助言等を実施するため，政府本部に職員を併任させるものとする。政府本部は，原子力災害対策本部の助言等を踏まえ，防災業務関係者に対し，必要な指示を行うものとする。

○自然災害の発生により政府本部が設置され，原子力災害の発生により原子力規制委員会・内閣府原子力事故合同対策本部が設置された場合についても，上記に準じて一体的な対応を行うものとする。

第３章　災害復旧

第１節　原子力緊急事態解除宣言等

○内閣総理大臣は，緊急時モニタリングの結果等を勘案して，原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認めるときは，原子力緊急事態解除宣言を行うとともに，原災法第 15 条第４項の規定により，原子力災害事後対策を実施すべき区域及び区域内の居住者等に対し周知すべき事項を公示するものとする。

○関係省庁は，各々の所掌事務及び法令等に基づき原子力災害事後対策を実施するものとする。また，原子力災害対策本部は，原子力緊急事態解除宣言後の原子力災害事後対策を推進するため，引き続き存置するものとする。なお，原子力災害事後対策における原子力災害対策本部事務局については，原子力災害の態様を踏まえ，適切な体制を整備するものとする。

○原子力緊急事態解除宣言後，原子力規制委員会は緊急時モニタリングセンターを廃止するものとする。引き続き，原子力規制委員会の統括の下で，関係省庁，地方公共団体及び原子力事業者は，協力して環境放射線モニタリングを行い，その結果を速やかに公表するものとする。

○地方公共団体は，環境放射線モニタリング等による地域の調査，国が派遣する専門家等の判断，国の指導・助言等を踏まえ，各種制限措置の解除を行うものとする。

第２節　原子力災害事後対策

○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」

○第２編３章５節「被災中小企業の復興その他経済復興の支援」

○原子力災害対策本部長は，必要に応じ，原子力災害事後対策を実施すべき区域を管轄する市町村長に対し，避難区域見直しや解除等の原子力災害事後対策に関する事項を指示するものとする。

○国〔原子力規制委員会等〕，地方公共団体及び原子力事業者は，継続的に緊急時モニタリングを実施し，原子力緊急事態解除宣言後において，地方公共団体及び原子力事業者による平常時における環境放射線モニタリング体制に移行するものとする。

○国〔原子力規制委員会，警察庁，消防庁，海上保安庁〕は，警戒区域や避難指示区域等が引き続き設定されている間は，盗難防止対策，区域内の治安の確保，火災の予防等に努めるものとする。

○国〔環境省，原子力規制委員会，厚生労働省〕及び地方公共団体は，原子力事業所の周辺地域の居住者等に対する心身の健康に関する相談及び健康調査を行うための体制を整備するものとする。

○国〔農林水産省〕は，原子力事業所の周辺地域で生産された農林水産業，地場産業の産品等について，市場における価格，取扱状況等の調査を実施するものとする。また，科学的根拠に基づく当該産品の適切な取扱いを確保するため，必要に応じ関係団体への要請等を行うものとする。

○国〔農林水産省〕及び地方公共団体は，科学的根拠に基づく農林水産業，地場産業の産品等の適切な流通等が確保されるよう，広報活動を行うものとする。また，原子力災害を受けて，諸外国・地域において日本産食品の輸入規制が強化された場合，必要に応じ，放射性物質調査の結果，出荷制限等の状況等の情報を諸外国等に提供し，輸入規制の撤廃・緩和に向けた働きかけを実施するものとする。

○国〔環境省等〕，地方公共団体，原子力事業者及びその他の関係機関は，原子力災害により放出された放射性物質により汚染された地域の除染及び廃棄物の処理に必要な措置を講じるものとする。

○国〔厚生労働省〕は，原子力施設の復旧等作業や除染作業など被災地域の復旧・復興事業における労働災害，放射線障害の防止を始めとした安全衛生対策を推進するため，労働基準監督署において必要な指導等を行うほか，必要な安全衛生確保対策を講じるとともに，労働者の健康管理に特段の配慮を行うものとする。

○原子力事業者は，放射線モニタリング，除染等に必要となる防災資機材及び防災要員を，国，地方公共団体等に貸与するものとする。

○原子力事業者は，災害復旧対策についての計画を作成して，国〔原子力規制委員会，内閣府〕及び関係地方公共団体に提出するとともに，同計画に基づき速やかに災害復旧対策を実施するものとする。

○原子力事業者は，相談窓口を設置する等，速やかに被災者の損害賠償請求等への対応に必要な体制を整備するものとする。

○国〔経済産業省，農林水産省〕及び地方公共団体は生活必需品等の物価の監視を行うものとする。

○国は，上記に加え，原子力災害による被害を受けた地域における原子力災害からの復旧を図るため，必要な支援を行うものとする。

第３節　被災者等の生活再建等の支援

○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

○原子力事業者は，復興過程の被災者については，仮設住宅等の提供により，その間の生活の維持を支援するものとする。

第４節　原子力災害対策本部の廃止

○原子力災害対策本部は，原災法第 21 条第１項に基づき，その設置期間が満了した時に，廃止されるものとする。

第４章　原子力艦の原子力災害

○原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合は，前章までの規定を参考にしつつ，以下の対応をとるものとする。

第１節　情報の収集・連絡及び活動体制の確立

１　災害情報の収集・連絡

(1)　災害情報等の連絡

○外務省は，原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合，官邸〔内閣官房〕，関係指定行政機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

○外務省は，関係指定行政機関と協議の上，外国政府に対し，周辺地域（海域）における立入制限区域の設定等のための事故の規模等についての必要な情報提供を要請するものとする。

○防衛省地方防衛局は，原子力艦の原子力災害に関する通報を受けた場合，関係地方公共団体等に連絡するものとする。

○関係指定行政機関は，連絡を受けた事項について，必要に応じて関係指定公共機関に連絡するものとする。

○関係都道府県は，連絡を受けた事項について，必要に応じて関係市町村に連絡するものとする。

○関係地方公共団体は，連絡を受けた事項について，必要に応じて関係指定地方公共機関に連絡するものとする。

(2)　放射能影響の早期把握のための活動

○原子力規制委員会は，国〔海上保安庁，水産庁〕及び関係地方公共団体の協力を得て，原子力艦の寄港する港湾等における放射能調査を行うものとする。

○原子力規制委員会は，放射能調査で異常が検知され，原子力艦緊急事態に至る可能性がある場合は，官邸〔内閣官房〕，関係指定行政機関及び関係地方公共団体に

連絡するとともに環境放射線モニタリングの強化等必要な措置をとるものとする。

○指定公共機関〔国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，国立研究開発法人日本原子力研究開発機構〕は，現地へ緊急時モニタリング要員及び機材を動員し，国〔原子力規制委員会〕が行う環境放射線モニタリングの強化のための取組を支援するものとする。

○国〔経済産業省〕は，原子力事業者に対し，モニタリング資機材の貸与等の協力を行うよう要請するものとする。

○国〔防衛省〕は，空からの又は海上における緊急時モニタリングに関し，都道府県知事等から要請があった場合は，その支援を行うものとする。

○国〔海上保安庁〕は，海上における緊急時モニタリングに関し，都道府県知事等から要請があった場合は，その支援を行うものとする。

○関係地方公共団体は，国〔原子力規制委員会〕と協力して放射線調査の実施に努めるものとする。

(3)　応急対策活動情報の連絡

○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

○関係地方公共団体は，関係指定行政機関を通じ，自ら行う応急対策の活動状況，対策本部の設置状況等を，関係省庁原子力艦事故対策連絡会議，非常災害対策本部等に連絡するものとする。

○関係指定公共機関は，関係指定行政機関を通じ，自ら行う応急対策活動の状況等を関係省庁原子力艦事故対策連絡会議，非常災害対策本部等に連絡するものとする。

○関係指定行政機関は，自ら行う応急対策の活動状況等を，関係省庁原子力艦事故対策連絡会議，非常災害対策本部等に報告するとともに，必要に応じ，関係地方公共団体，関係指定公共機関等に連絡するものとする。

○関係地方公共団体は，関係指定地方公共機関との間において，自ら行う応急対策活動の状況等を随時連絡するなど，連絡を密にするものとする。

○関係省庁原子力艦事故対策連絡会議，非常災害対策本部等は，収集した応急対策活動情報を，必要に応じ，官邸〔内閣官房〕，関係指定行政機関，関係指定公共機関及び関係地方公共団体に連絡するものとする。

２　通信手段の確保

○関係指定行政機関，関係地方公共団体及び関係指定公共機関は，緊急時には，直ちに情報連絡のための通信手段を確保するものとする。

○電気通信事業者は，緊急時における国，関係地方公共団体等の防災関係機関の重要通信の確保を優先的に行うものとする。

３　関係指定行政機関等の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

○関係指定行政機関は，原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合，必要に応じ，速やかに職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。
○関係指定行政機関は，必要に応じ，職員を現地に派遣して，応急対策の準備に必要な調整等の任務に当たらせるものとする。
○関係地方公共団体は，原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合，必要に応じ，速やかに職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，対策本部の設置等の必要な体制をとるものとする。
○関係地方公共団体は，関係指定行政機関，関係指定地方公共機関等との間において緊密な連携の確保に努めるものとする。
○関係地方公共団体は，必要に応じて，国に対し専門家の派遣を要請するとともに，他の地方公共団体等に装備，資機材，人員等の応援を求めるものとする。また，要請を受けた地方公共団体等は，あらかじめ締結された広域応援協定等に基づき，速やかに応援体制を整えるものとする。
○関係指定公共機関は，原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合，必要に応じ，速やかに職員の非常参集，情報収集連絡体制の確立，災害対策本部の設置等必要な体制をとるものとする。

4　政府の活動体制

(1)　関係省庁原子力艦事故対策連絡会議の開催

○国〔内閣府〕は，原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合，連絡された情報の確認，共有化，応急対策の準備の調整等を行うため，必要に応じ，関係省庁原子力艦事故対策連絡会議を開催するものとする。

(2)　官邸対策室の設置

○官邸〔内閣官房〕は，原子力艦の原子力災害の発生のおそれがある場合又は原子力艦の原子力災害が発生した場合，必要に応じ，官邸対策室を設置し，情報の集約，内閣総理大臣等への報告，関係省庁との連絡調整，政府としての初動措置の総合調整を集中的に行うものとする。

(3)　緊急参集チームの参集

○第2編2章2節6項(2)「緊急参集チームの参集」
○官邸〔内閣官房〕は，原子力艦の原子力災害の状況に応じ，緊急参集チームを官邸に参集させ，政府としての初動措置に関する情報の集約等を行うものとする。

(4)　外国政府との調整

○外務省は，関係指定行政機関と協議の上，外国政府に対し，適切な措置を講ずるよう要請するものとする。

(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

○国〔内閣府〕は，内閣総理大臣からの指示があった場合，直ちに特定災害対策本部を設置するものとする。

○内閣府は，外務省，原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て，特定災害対策本部の事務局の任を担うものとする。

(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

○国〔内閣府〕は，内閣総理大臣からの指示があった場合，直ちに非常災害対策本部を設置するものとする。

○内閣府は，外務省，原子力規制委員会及び防衛省の協力を得て，非常災害対策本部の事務局の任を担うものとする。

(7)　緊急災害対策本部の設置と活動体制

○国は，内閣総理大臣からの指示があった場合，直ちに緊急災害対策本部を設置するものとする。

○第２編２章２節６項(7)「緊急災害対策本部の設置と活動体制」

(8)　専門家の派遣等

○国は，応急対策の迅速かつ的確な準備等に資するため，又は関係地方公共団体の要請に基づき，専門家及び国の専門的知識を有する職員を現地に派遣するものとする。

○原子力規制委員会は，外務省等より原子力艦の原子力災害の発生の通報について連絡を受けた場合，直ちに放射線計測，放射線防護等の専門家を非常災害対策本部等及び現地へ派遣するものとする。

○現地に派遣された専門家は，関係指定行政機関及び地方公共団体等の協力の下，発災現場の情報の収集・分析等を行うとともに，非常災害対策本部等，現地対策本部，地方公共団体等が行う応急対策に対し必要な技術的助言等を行うものとする。

○非常災害対策本部等に派遣された専門家は，非常災害対策本部長等に対し，災害応急対策に関する技術的助言等を行うものとする。

(9)　非常災害対策本部等の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

○非常災害対策本部等は，現地の状況を把握し，必要に応じ，政府調査団の派遣を行うとともに，現地において機動的かつ迅速に処理する必要がある場合には，防衛省の協力を得て，現地対策本部の設置を行うものとする。

５　自衛隊の災害派遣

○第２編２章２節６項(11)「自衛隊の災害派遣」

6　防災業務関係者の安全確保

○防災業務関係者の放射線防護については，あらかじめ定められた緊急時の防災関係者の放射線防護に係る基準に基づき行うものとする。

○国，関係地方公共団体等は，応急対策活動を行う防災業務関係者の安全確保のための資機材の確保に努めるものとする。

○国，関係地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

第2節　屋内退避，避難の受入れ等の防護及び情報提供活動

1　屋内退避，避難誘導等の防護活動の実施

○非常災害対策本部等は，原子力災害対策指針を参考に，関係地方公共団体が行う屋内退避又は避難のための立退きの指示等，安定ヨウ素剤の服用等の実施について，指導・助言するものとする。

○関係地方公共団体は，国の指導・助言に基づき，又は独自の判断により，住民等に対して，屋内退避又は避難のための立退きの指示等を行うものとする。

○関係地方公共団体は，避難のための立退きの指示等を行った場合は，住民等の避難状況を確認するものとする。

○関係地方公共団体は，住民等の避難誘導に当たって，避難場所の所在，災害の概要その他の避難に資する情報の提供に努めるものとする。

2　指定避難所

(1)　指定避難所の開設

○第2編2章6節3項(1)「指定避難所の開設」

(2)　指定避難所の運営管理

○市町村は，各指定避難所の適切な運営・管理を行うものとする。この際，指定避難所における正確な情報の伝達，食料，飲料水等の配布，安定ヨウ素剤の準備，清掃等については，避難者，住民，自主防災組織等の協力が得られるよう努めるものとする。

○関係地方公共団体は，指定避難所ごとに受入れている避難者に係る情報の早期把握に努めるものとする。

○関係地方公共団体は，指定避難所における生活環境に注意を払い，常に良好なものとするよう努めるものとする。

○関係地方公共団体は，原子力災害対策指針を参考に，安定ヨウ素剤の服用の効果，服用対象者，禁忌等について避難者へパンフレット等により説明するとともに，安定ヨウ素剤の準備を行うものとする。

3　安定ヨウ素剤の服用

○関係地方公共団体は，原子力災害対策指針を参考に，安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがある場合には直ち

に服用対象の避難者等が安定ヨウ素剤を服用できるよう，服用するべき時機の指示，その他の必要な措置を講じるものとする。

○非常災害対策本部等は，緊急時モニタリングの結果及びその評価に関する情報を把握し，安定ヨウ素剤の服用に係る防護対策の指標を超える放射性ヨウ素の放出又はそのおそれがあると認めるときは，該当する地域において安定ヨウ素剤を服用するべき時機を指示するものとする。

○日本放送協会等の放送事業者は，安定ヨウ素剤を服用するべき時機についての情報が的確に服用対象の避難者等に伝わるよう放送を行うものとする。

4　要配慮者への配慮

○関係地方公共団体は，避難誘導，指定避難所等の生活に関して，要配慮者及び一時滞在者に十分配慮し，指定避難所等での健康状態の把握等に努めるものとする。また，要配慮者に向けた情報の提供についても十分配慮するものとする。

5　飲食物の摂取制限及び出荷制限

○非常災害対策本部等は，必要に応じて，放射性物質による汚染状況の調査を関係地方公共団体に要請し，その状況に応じ，原子力災害対策指針の指標等を踏まえ，飲食物の摂取制限及び出荷制限について関係機関に指示・要請するものとする。

○関係地方公共団体は，国の指導・助言及び指示に基づき，代替飲食物の供給等に配慮しつつ，飲食物の摂取制限及び出荷制限並びにこれらの解除を実施するものとする。

6　関係者等への的確な情報伝達活動

(1)　周辺住民等への情報伝達活動

○第２編２章６節９項(1)「被災者への情報伝達活動」

○非常災害対策本部等，関係指定行政機関，関係指定公共機関及び関係地方公共団体は，役割に応じて周辺住民のニーズを十分に把握し，原子力災害の状況，安否情報，医療機関などの情報，飲食物の放射性物質調査の結果及び出荷制限等の状況，それぞれの機関が講じている施策に関する情報，交通規制等周辺住民に役立つ正確かつきめ細かな情報を適切に提供するものとする。なお，その際，民心の安定並びに要配慮者及び一時滞在者等に配慮した伝達を行うものとする。

○報道機関は，原子力災害の状況等について，迅速かつ正確な報道となるよう努めるものとする。

(2)　国民への的確な情報の伝達

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

○政府としての報道機関への発表は，非常災害対策本部等で行うものとする。

(3)　住民等からの問い合わせに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4)　外国政府等への情報提供体制の強化

○外務省及び関係省庁は，必要に応じ，我が国の在外公館や在京大使館等を通じて，関係する外国政府や国際機関等への正確な情報の提供を迅速に行うよう努めるものとする。

第３節　犯罪の予防等社会秩序の維持

○第２編２章９節１項「社会秩序の維持」

○警察機関，消防機関，海上保安部署等関係機関は，パトロールや生活の安全に関する情報の提供等を行い，治安の確保，火災の予防等に努めるものとする。

○関係市町村長等が避難のための指示等を行った区域については，警察機関，消防機関，海上保安部署，道路管理者及び鉄道事業者は，指示等の実効をあげるために必要な措置をとるものとする。

第４節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

１　交通の確保・緊急輸送活動

○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

○第２編２章５節２項(6)「海上交通の整理等」

○都道府県警察及び国〔海上保安庁〕は，交通の確保・緊急輸送活動について，被害の状況，緊急度，重要度を考慮して，交通規制，円滑な輸送活動の確保を行うものとする。特に，国等から派遣される専門家及び応急対策活動を実施する機関の現地への移動に関しては，必要な配慮をするよう努めるものとする。

○道路管理者は，その管理する道路について関係機関等からの情報に加え，被害状況の把握装置等を活用して，道路機能の障害等の状況を迅速に把握するものとする。

○国〔海上保安庁〕は，海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合，通航船舶に対し航行制限，航泊禁止等の措置を講じるものとする。

○警察機関，海上保安部署，道路管理者，各災害対策本部等は，交通規制に当たって，相互の連絡を密にし，他の機関へ交通の確保に必要な応援依頼等を行うものとする。

２　輸送支援

○非常災害対策本部等は，必要に応じ，関係機関〔警察庁，防衛省，消防庁，海上保安庁〕に輸送支援の依頼を行うものとする。

○国〔防衛省，海上保安庁〕は，非常災害対策本部等の依頼に基づき，所掌業務に支障を及ぼさない範囲で輸送支援に協力するものとする。

○国〔警察庁，消防庁〕は，非常災害対策本部等の依頼に基づき，所掌業務に支障を及ぼさない範囲での輸送支援の応援のための措置をとるものとする。

第５節　救助・救急及び医療活動

１　救助・救急活動

(1)　国，地方公共団体による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

○関係地方公共団体は，救助・救急活動に努めるほか，被害状況の早急な把握に努め，必要に応じ，他の地方公共団体等に対して応援を要請するものとする。

○関係地方公共団体は，被ばく傷病者等の処置を行った医療機関の求めに応じて，速やかに，放射性物質に係る情報の集約や管理を行い，周辺住民，報道関係者等に的確に情報を提供するよう努めるものとする。

○非常災害対策本部等は，必要に応じ，又は関係地方公共団体，関係指定行政機関等の要請に基づき，関係機関の行う救助・救急活動が円滑かつ効率的に行われるよう総合調整を行うものとする。

(2)　資機材の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

２　医療活動

(1)　被ばく医療に係る医療チームの派遣

○国〔文部科学省，厚生労働省，原子力規制委員会〕は，必要に応じ，国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等の医療関係者等からなる被ばく医療に係る医療チームを現地に派遣するものとする。

(2)　被ばく医療の実施

○関係都道府県は，医療関係者等よりなる医療班，救護班を編成し，被ばく医療活動を行うものとする。

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構の派遣する医療従事者等は，被ばく医療に係る医療チームとして，関係都道府県の災害対策本部の下で，被ばく傷病者等に対する診療について，各地域で中核的な機能を担う拠点となる医療機関の関係者を指導するとともに，自らもこれに協力して医療活動を行うものとする。

○独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院は，非常災害対策本部等を通じて関係地方公共団体からの要請を受けた場合，必要に応じ，医師，看護師，診療放射線技師，薬剤師等の必要な人員を現地の医療機関に派遣し，薬剤，医療機器等を提供するものとする。

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，各地域で中核的な機能を担う拠点となる医療機関で遂行困難な高度専門的な除染及び治療を行うものとする。

○被ばく医療に対応可能な独立行政法人国立病院機構及び国立大学病院等は，国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関

等で受診した相当程度の被ばく傷病者等に対する追跡調査等を国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構等が行う場合，これに協力するものとする。

○国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等は，除染，障害治療，追跡調査等について，互いに緊密な連携をとって行うものとする。

○国〔消防庁〕は，被ばく傷病者等の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について，関係都道府県の災害対策本部等から要請があった場合は，搬送手段の優先的確保を行うものとする。

○自衛隊は，関係都道府県知事等の災害派遣要請に基づき，又は必要に応じ被ばく傷病者等の国立研究開発法人量子科学技術研究開発機構，高度な被ばく医療に対応可能な医療機関等への搬送について輸送支援を行うものとする。

３　惨事ストレス対策

○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」

第６節　迅速な復旧活動

(1)　屋内退避，避難の受入れ等の解除

○非常災害対策本部等は，原子力艦による原子力災害の拡大の防止を図るための応急対策を実施する必要がなくなったと認める場合には，屋内退避，避難等の防護活動の解除を関係地方公共団体に指導・助言するものとする。

○関係地方公共団体は，国の指導・助言に基づき，周辺住民等の屋内退避，避難の解除を行うものとする。

(2)　損害賠償

○国〔防衛省〕は，原子力艦の原子力災害により，被害者から損害賠償の請求を受けた場合は，日米地位協定等に基づき適切に処理するものとする。

第13編　危険物等災害対策編

第１章　災害予防

第１節　危険物等関係施設の安全性の確保

○危険物等の貯蔵・取扱いを行う事業者（以下，本編において「事業者」という。）は，法令で定める技術基準を遵守するものとする。

○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は，危険物等関係施設に対する立入検査を徹底し，施設の安全性の確保に努めるものとする。

○国〔消防庁〕，地方公共団体及び事業者は，自主保安規程等の遵守，自衛消防組織等の設置，定期点検・自主点検の実施等の自主保安体制の整備を推進するものとする。

○国〔消防庁等〕及び地方公共団体は，事業者，危険物取扱者等の有資格者に対し，講習会，研修会の実施等により保安管理及び危険物等に関する知識の向上を図ることにより，危険物等関係施設における保安体制の強化を図るものとする。

○事業者は，危険物等関係施設が所在する地域の浸水想定区域及び土砂災害警戒区域等の該当性並びに被害想定の確認を行うとともに，確認の結果，風水害により危険物等災害の拡大が想定される場合は，防災のため必要な措置の検討や，応急対策にかかる計画の作成等の実施に努めるものとする。

○石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，施設地区等を防災上支障のないように配置するものとする。

○石油コンビナート等特別防災区域内の特定事業者は，自衛防災組織等及び防災資機材を設置し，防災教育，防災訓練等を実施するとともに，流出油等防止堤等の特定防災施設等を設置するものとする。

○地方公共団体及び石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，当該区域において災害が発生した際に，消防機関等が発災事業所に確実に到達することができるよう，複数の進入経路の確保に努めるものとする。

○国〔国土交通省，消防庁〕及び地方公共団体は，石油コンビナート等特別防災区域における災害が周辺の地域に及ぶことを防止するための緩衝地帯としての緑地等の整備を図るものとする。

○地方公共団体は，建築物用途の混在を防止するために，工業専用地域等の都市計画決定を行う。

○国〔国土交通省，消防庁〕，地方公共団体及び事業者は，危険物等災害が生じた場合に，その原因の徹底的な究明に努め，原因究明を受けて必要な場合には，法令で定める技術基準の見直し等を行い危険物等関係施設の安全性の向上に努めるものとする。

第２節　防災知識の普及，訓練

○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」

１　防災知識の普及

○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，危険物安全週間や防災関連行事等を通じ，住民に対し，その危険性を周知するものとする。

２　防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮

○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」

３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

第３節　危険物等災害及び防災に関する研究等の推進

○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」

○国は，関係機関間の緊密な連携を図りつつ，研究成果の流通の促進，研究の推進，研究体制の充実等を推進するものとする。

○国は，研究機関等の行った危険物等災害に関する研究の成果が防災体制の強化に資するよう，国，地方公共団体等の防災機関への情報提供等を推進するとともに，必要に応じ安全基準等の改訂を行うものとする。

○研究分野としては，危険物等そのものの理学的研究のみならず，工学的分野，災害時の人間行動や情報伝達等の社会学的分野についての研究も積極的に行うものとする。

第４節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

(2)　情報の分析整理

○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

(3)　通信手段の確保

○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

○石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，災害が発生した場合に直ちに通報できる無線設備等の整備を図るものとする。

(4)　職員の体制

○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

(5)　防災関係機関相互の連携体制

○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

２　救助・救急，医療及び消火活動関係

(1)　救助・救急活動関係

○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

(2)　医療活動関係

○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

(3)　消火活動関係

○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」

○国〔海上保安庁〕は，海上における消火活動に備え，平常時から消防体制の整備に努めるものとする。

○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，海水，河川水等を消防水利として活用するための施設の整備を図るものとする。

○市町村（都道府県）及び事業者は，危険物の種類に対応した化学消火薬剤等の備蓄及び化学消防車等の資機材の整備促進に努めるものとする。

○石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，防災のための施設，設備及び資機材等を設置し，適切に維持管理するものとする。

３　緊急輸送活動関係

○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

４　危険物等の大量流出時における防除活動関係

○国〔消防庁，海上保安庁，警察庁，国土交通省，環境省等〕及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，避難誘導活動及び防除活動を行うための体制の整備に努めるものとする。

○国〔消防庁，海上保安庁，警察庁，国土交通省，環境省等〕及び地方公共団体は，危険物等が大量流出した場合に備えて，避難誘導に必要な資機材及びオイルフェンス等防除資機材の整備を図るものとする。

○国〔消防庁，海上保安庁，警察庁，国土交通省，環境省等〕及び地方公共団体は，関係機関による危険物等の種類に応じた避難誘導に必要な資機材及び防除資機材の整備状況を把握し，災害発生時には必要に応じて応援を求めることができる体制を整備するものとする。

○国〔海上保安庁〕は，油等が大量流出した場合における油等防除に関する計画を作成するものとする。

○石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，油等が大量流出した場合に備えて，オイルフェンス，オイルフェンス展張船及び油回収船を整備するものとする。

○石油・化学事業者団体は，油等が大量流出した場合に備えて，油等防除資機材の整備を図るものとする。

５　避難の受入れ及び情報提供活動関係

○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」

(1)　避難誘導

○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」

(2)　指定避難所

○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」

(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係

○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

６　施設，設備の応急復旧活動関係

○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」

７　防災業務関係者の安全確保関係

○国〔警察庁，消防庁，海上保安庁，国土交通省，環境省〕及び地方公共団体は，応急対策活動中の安全確保のための資機材をあらかじめ整備するものとする。

８　防災関係機関等の防災訓練の実施

(1)　訓練の実施

○石油コンビナート等防災本部及び石油コンビナート等特別防災区域内の事業所は，防災訓練を積極的に実施するものとする。

○消防機関，警察機関及び国〔海上保安庁〕は，様々な危険物等災害を想定し，より実践的な消火，救助・救急等の訓練を実施するものとする。

○自衛防災組織，消防機関及び警察機関を始めとする地方公共団体，国の機関，地域住民等は，相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

○第２編１章６節10項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

９　災害復旧への備え

○国〔国土交通省等〕，地方公共団体及び事業者は，円滑な災害復旧を図るため，あらかじめ重要な所管施設の構造図等の資料を整備しておくとともに，資料の被災を回避するため，複製を別途保存するよう努めるものとする。

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

１　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立

○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

(1)　危険物等事故情報等の連絡

○危険物等による大規模な事故が発生した場合，事業者は地方公共団体に連絡し，地方公共団体は危険物等の取扱規制担当省庁〔消防庁，経済産業省，厚生労働省〕へ連絡するものとする。

○危険物等の取扱規制担当省庁は，大規模な事故が発生した場合，事故情報等の連絡を官邸〔内閣官房〕，内閣府，消防庁，警察庁，防衛省，海上保安庁，環境省等，関係都道府県及び関係指定公共機関に行う。
○危険物等の取扱規制担当省庁は，事故情報等の連絡の際には，当該危険物等の特性，取扱上の注意事項等応急対策の実施に当たり必要な情報等も連絡するものとする。
○都道府県は，危険物等の取扱規制担当省庁から受けた情報を，関係市町村，関係機関等へ連絡する。

(2)　危険物等の大規模な事故発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」
○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」
○事業者は，被害状況を地方公共団体に連絡し，連絡を受けた地方公共団体は，事業者から収集した情報を，危険物等の取扱規制担当省庁に連絡する。

(3)　一般被害情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」
○事業者は，被害状況を地方公共団体に連絡し，連絡を受けた地方公共団体は，事業者から収集した情報を，危険物等の取扱規制担当省庁に連絡する。

(4)　応急対策活動情報の連絡

○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」
○事業者は，地方公共団体に応急対策の活動状況，対策本部設置状況等を連絡し，連絡を受けた地方公共団体は，事業者から収集した情報を危険物等の取扱規制担当省庁に連絡する。

２　通信手段の確保

○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

３　事業者の活動体制

○第２編２章２節４項「事故災害における事業者の活動体制」
○事業者は，消防機関，都道府県警察等との間において，緊密な連携の確保に努めるものとする。

４　地方公共団体の活動体制

○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

５　公共機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

６　広域的な応援体制

○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

７　国における活動体制

(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

(2)　緊急参集チームの参集

○第２編２章２節６項(2)「緊急参集チームの参集」

(3)　職員の派遣

○第２編２章２節６項(3)「職員の派遣」

(4)　政府本部の設置又は各種会議等の開催

○第２編２章２節６項(4)「政府本部の設置又は各種会議等の開催」

(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，危険物等の取扱規制担当省庁内とする。

(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

○非常災害対策本部の設置場所は，原則として官邸内とし，その事務局の設置場所は，官邸及び危険物等の取扱規制担当省庁内とする。

(7)　政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

○第２編２章２節６項(9)「政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

(8)　自衛隊の災害派遣

○第２編２章２節６項(11)「自衛隊の災害派遣」

８　防災業務関係者の安全確保

○国〔警察庁，消防庁，海上保安庁，国土交通省，環境省〕，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のために資機材の確保を図るものとする。

○国〔警察庁，消防庁，海上保安庁，国土交通省，環境省〕，地方公共団体等は，応急対策活動中の安全確保のため相互に密接な情報交換を行うものとする。

第２節　災害の拡大防止活動

○事業者は，危険物等災害時に的確な応急点検及び応急措置等を講ずるものとする。

○地方公共団体は，危険物等災害時に危険物等の流出・拡散の防止，流出した危険物等の除去，環境モニタリングを始め，住民等の避難，事業者に対する応急措置命令，危険物等関係施設の緊急使用停止命令など適切な応急対策を講ずるものとする。

○石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，発災後速やかに，周辺の事業所と協力し，災害の拡大防止を図るものとする。

第３節　救助・救急，医療及び消火活動

１　救助・救急活動

(1)　地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

(2)　資機材等の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

２　医療活動

○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

(1)　広域後方医療施設への傷病者の搬送

○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

３　消火活動

(1)　消防機関，自衛消防組織等による消火活動

○消防機関，自衛消防組織等は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

(2)　国〔海上保安庁〕による消火活動

○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」

４　惨事ストレス対策

○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」

第４節　災害の拡大防止のための交通制限及び緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

２　交通の確保

○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

○国〔海上保安庁〕は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて，船舶の交通を制限又は禁止するものとする。

○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。

○海上に被害が及んだ場合又は被害が及ぶおそれがある場合，海上保安庁は通行船舶に対し，航行制限，航泊禁止等の措置を講ずるものとする。

第５節　危険物等の大量流出に対する応急対策

○大量の油等が海上に排出された場合は，事故の原因者等は防除措置を講ずるものとする。

○消防機関，都道府県警察は，危険物等が海上に大量流出した場合，直ちに防除活動を行うとともに，避難誘導活動を行うものとする。
○国〔海上保安庁〕は，危険物等が海上に流出した場合，応急的な防除活動を行い，航行船舶の避難誘導活動等必要な措置を講じるとともに，排出の原因者が必要な措置を講じていない場合は，措置を講ずるよう命ずるものとする。
○国〔国土交通省〕は，油等流出事故が発生した場合，要請等を受けて，油回収船を出動させ，防除活動を行うものとする。
○国〔海上保安庁〕は，危険物等が大量に海上に流出した場合，原因者側の対応が不十分なときは，自ら防除を行う等被害を最小限にくい止めるための措置を講ずるものとする。
○国〔国土交通省，環境省等〕及び地方公共団体は，危険物等が河川等に大量流出した場合，直ちに関係機関と協力の上，環境モニタリング，危険物等の処理等必要な措置を講ずるものとする。なお，その際，関係行政機関等からなる水質汚濁防止連絡協議会の活用など，既存の組織を有効に活用し，迅速に対応するものとする。
○国〔国土交通省，環境省等〕，地方公共団体等は，危険物等の海岸等への漂着に対処するため，直ちに関係機関と協力の上，危険物等の防除，環境モニタリング等必要な措置を講ずるものとする。
○防除措置を実施するに当たっては，必要な資機材を迅速に調達するものとし，危険物等の拡散を最小限に抑える措置を講ずるものとする。
○石油コンビナート等特別防災区域内の事業者は，備え付けているオイルフェンス，オイルフェンス展張船及び油回収船を用いて，海上への油等の流出を防止するものとする。

第６節　避難の受入れ及び情報提供活動

１　避難誘導の実施

○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」

２　指定避難所

(1)　指定避難所の開設

○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」

(2)　指定避難所の運営管理

○第２編２章６節３項(2)「指定避難所の運営管理等」

３　要配慮者への配慮

○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」

４　被災者等への的確な情報伝達活動

(1)　被災者への情報伝達活動

○第２編２章６節９項(1)「被災者への情報伝達活動」

(2)　国民への的確な情報の伝達

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

(3)　住民等からの問合せに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4)　海外への情報発信

○第２編２章６節９項(4)「海外への情報発信」

第７節　施設・設備等の応急復旧活動

○国〔消防庁，国土交通省等〕，地方公共団体等は，専門技術をもつ人材等を活用して，施設，設備の緊急点検を実施するとともに，これらの被害状況等を把握し，施設の応急復旧を速やかに行うものとする。

第３章　災害復旧

○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」

○国，公共機関及び地方公共団体は，復旧に当たり，可能な限り復旧予定時期を明示するものとする。

○国〔国土交通省，環境省等〕，公共機関及び地方公共団体は，復旧に当たり，環境に配慮しつつ，必要な措置を講ずるものとする。

第14編　大規模な火事災害対策編

第1章　災害予防

第1節　災害に強いまちづくり

1　災害に強いまちの形成

○国〔国土交通省等〕及び地方公共団体は，避難路，避難場所，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾緑地等の骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，老朽木造住宅密集市街地の解消等を図るための土地区画整理事業，市街地再開発事業等による市街地の面的な整備，建築物や公共施設の耐震・不燃化，水面・緑地帯の計画的確保，耐震性貯水槽や備蓄倉庫，海水・河川水・下水処理水等を消防水利として活用するための施設の整備等を図るとともに，防火地域及び準防火地域の的確な指定による防災に配慮した土地利用への誘導等により，災害に強い都市構造の形成を図るものとする。

○国〔消防庁，厚生労働省，国土交通省〕，地方公共団体，事業者等は，火災時に消防活動が制約される可能性のある高層建築物，緊急時に速やかな傷病者の搬送・収容等が必要とされる医療用建築物等について，ヘリコプターの屋上緊急離発着場又は緊急救助用のスペースの設置を促進するよう努めるものとする。

2　火災に対する建築物の安全化

(1)　消防用設備等の整備，維持管理

○国〔消防庁〕，地方公共団体，事業者等は，多数の人が出入りする事業所等の高層建築物，地下街等について，法令に適合したスプリンクラー設備等の消防用設備等の設置を促進するとともに，当該建築物に設置された消防用設備等については，災害時にその機能を有効に発揮することができるよう定期的に点検を行うなど適正な維持管理を行うものとする。

○国〔消防庁〕，地方公共団体，事業者等は，高層建築物等において最新の技術を活用し，建築物全体として総合的かつ有機的に機能する消防防災システムのインテリジェント化の推進に努めるものとする。また，消防用設備等の防災設備全般の監視，操作等を行うための総合操作盤の防災センターにおける設置の促進を図るものとする。

(2)　建築物の防火管理体制

○国〔消防庁〕，地方公共団体，事業者等は，多数の人が出入りする事業所等の高層建築物，地下街等について，防火管理者を適正に選任するとともに，防火管理者が当該建築物についての消防計画の作成，当該消防計画に基づく消火，通報及び避難訓練の実施等防火管理上必要な業務を適正に行うなど，防火管理体制の充実を図るものとする。

(3)　建築物の安全対策の推進

○国〔国土交通省〕及び地方公共団体は，火災等の災害から人命の安全を確保するため，特殊建築物等の適切な維持保全及び必要な防災改修を促進するものとする。

○国〔消防庁，国土交通省〕，地方公共団体，事業者等は，高層建築物，地下街等について，避難経路・火気使用店舗等の配置の適正化，防火区画の徹底などによる火災に強い構造の形成を図るとともに，不燃性材料・防炎物品の使用，店舗等における火気の使用制限，安全なガスの使用などによる火災安全対策の充実を図るものとする。

○国〔文化庁〕及び地方公共団体は，文化財保護のための施設・設備の整備等の防火対策に努めるものとする。

第２節　大規模な火事災害防止のための情報の充実

○国〔気象庁〕は，大規模な火事災害防止のため，気象の実況の把握に努め，災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

第３節　防災知識の普及，訓練

○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」

１　防災知識の普及

○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

○国〔内閣府等〕，公共機関，地方公共団体等は，全国火災予防運動，防災週間等を通じ，住民に対し，大規模な火事の被害想定等を示しながらその危険性を周知するものとする。

２　防災関連設備等の普及

○国〔消防庁〕及び市町村は，住民等に対して消火器，避難用補助具等の普及に努めるものとする。

３　防災訓練の実施，指導

○第２編１章３節２項(2)「防災訓練の実施，指導」

４　防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮

○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」

５　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

第４節　大規模な火事及び防災に関する研究等の推進

○第２編１章４節「災害及び防災に関する研究及び観測等の推進」

○国〔消防庁，国土交通省〕は，関係機関間の緊密な連携を図りつつ，研究成果の流通の促進，研究体制の充実等を推進するものとする。

○国〔国土交通省〕は，大規模な火事の延焼阻止技術に関する調査研究及び開発を進めるとともに，延焼遮断帯・防火帯としての道路，都市公園，緑地，河川等の配置，避難場所，避難路の適正配置，街路樹等の緑化と防火機能の高い樹木の選定

等火災の延焼防止の観点に立った総合的なまちづくりに係る調査研究を推進するものとする。

第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え

○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

(2)　情報の分析整理

○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

(3)　通信手段の確保

○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

(4)　職員の体制

○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

(5)　防災関係機関相互の連携体制

○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

２　救助・救急，医療及び消火活動関係

(1)　救助・救急活動関係

○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

(2)　医療活動関係

○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

(3)　消火活動関係

○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」

３　緊急輸送活動関係

○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

４　避難の受入れ及び情報提供活動関係

○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」

(1)　避難誘導

○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」

(2)　指定緊急避難場所

○第２編１章６節７項(2)「指定緊急避難場所」

○指定緊急避難場所については，市町村は，木造住宅密集地域外等の大規模な火災の発生が想定されない安全区域内に立地する施設等であって，災害発生時に迅速に避難場所の開放を行うことが可能な管理体制等を有するものを指定する。指定緊急避難場所となる都市公園等のオープンスペースについては，必要に応じ，大規模火災の輻射熱に対して安全な空間とすることに努めるものとする。

(3)　指定避難所

○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

(4)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」

(5)　被災者等への的確な情報伝達活動関係

○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

５　施設，設備の応急復旧活動関係

○国，地方公共団体及び公共機関は，それぞれの所管する施設，設備の被害状況の把握及び応急復旧を行うため，あらかじめ体制・資機材を整備するものとする。

６　防災関係機関等の防災訓練の実施

(1)　訓練の実施

○消防機関は，大規模災害を想定し，より実践的な消火，救助・救急等の訓練を実施するものとする。

○消防機関を始めとする地方公共団体，国の機関，事業者，地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

○第２編１章６節10項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

７　災害復旧への備え

○第２編１章６節11項(2)「各種データの整備保全」

○第２編１章６節11項(3)「罹災証明書の発行体制の整備」

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

１　災害情報の収集・連絡及び活動体制の確立

(1)　大規模な火事発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」

○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

(2)　一般被害情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

(3)　応急対策活動情報の連絡

○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

２　通信手段の確保

○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

３　地方公共団体の活動体制

○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

４　公共機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

５　広域的な応援体制

○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

６　国における活動体制

(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

(2)　緊急参集チームの参集

○第２編２章２節６項(2)「緊急参集チームの参集」

(3)　職員の派遣

○第２編２章２節６項(3)「職員の派遣」

(4)　政府本部の設置又は各種会議等の開催

○第２編２章２節６項(4)「政府本部の設置又は各種会議等の開催」

(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，消防庁内とする。

(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

○非常災害対策本部の設置場所は，原則として官邸内とし，その事務局の設置場所は，官邸及び消防庁内とする。

(7)　政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

○第２編２章２節６項(9)「政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

(8)　自衛隊の災害派遣

○第２編２章２節６項(11)「自衛隊の災害派遣」

第２節　救助・救急，医療及び消火活動

１　救助・救急活動

(1)　地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

(2)　資機材等の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

２　医療活動

○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の

派遣」

(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送

○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

(3)　被災者の心のケア対策

○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」

３　消火活動

○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」

○消防機関等は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

４　惨事ストレス対策

○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」

第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

２　交通の確保

○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

○国〔海上保安庁〕は，緊急輸送を円滑に行うため，必要に応じて，船舶の交通を制限又は禁止するものとする。

○警察機関，道路管理者，国〔海上保安庁〕及び非常災害対策本部は，交通規制に当たって，相互に密接な連絡をとるものとする。

第４節　避難の受入れ及び情報提供活動

１　避難誘導の実施

○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」

２　指定緊急避難場所

○第２編２章６節２項「指定緊急避難場所」

３　指定避難所

(1)　指定避難所の開設

○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」

(2)　指定避難所の運営管理

○第２編２章６節３項(2)「指定避難所の運営管理等」

４　要配慮者への配慮

○第２編２章６節６項「要配慮者への配慮」

５　被災者等への的確な情報伝達活動

(1)　被災者への情報伝達活動

○第２編２章６節９項(1)「被災者への情報伝達活動」

(2)　国民への的確な情報の伝達

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

(3)　住民等からの問合せに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4)　海外への情報発信

○第２編２章６節９項(4)「海外への情報発信」

第５節　災害の拡大・二次災害・複合災害の防止及び施設・設備等の応急復旧活動

１　災害の拡大防止と二次災害の防止活動

○第２編２章３節１項「災害の拡大防止と二次災害の防止活動」

２　施設・設備等の応急復旧活動

○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」

第３章　災害復旧・復興

第１節　地域の復旧・復興の基本方向の決定

○第２編３章１節「地域の復旧・復興の基本方向の決定」

第２節　迅速な原状復旧の進め方

○第２編３章２節１項「被災施設の復旧等」

第３節　計画的復興の進め方

１　復興計画の作成

○第２編３章３節１項「復興計画の作成」

２　防災まちづくり

○第２編３章３節２項「防災まちづくり」

○地方公共団体は，防災まちづくりに当たっては，必要に応じ，避難路，避難場所，延焼遮断帯，防災活動拠点ともなる幹線道路，都市公園，河川，港湾等骨格的な都市基盤施設及び防災安全街区の整備，ライフラインの共同収容施設としての共同溝，電線共同溝の整備等，ライフラインの耐災化等，建築物や公共施設の不燃化，耐震性貯水槽の設置等を基本的な目標とするものとする。

第４節　被災者等の生活再建等の支援

○第２編３章４節「被災者等の生活再建等の支援」

○国及び地方公共団体は，被災地域外へ疎開等を行っている個々の被災者に対しても，不利にならず，不安を与えないような広報・連絡体制を構築するものとする。

第５節　被災中小企業の復旧その他経済復興の支援

○国及び地方公共団体は，被災中小企業等に対する援助，助成措置について，広く被災者に広報するとともに，相談窓口等を設置するものとする。

第15編　林野火災対策編

第１章　災害予防

第１節　林野火災に強い地域づくり

○地方公共団体は，林野火災の発生又は拡大の危険性の高い地域において，地域の特性に配慮しつつ，関係市町村による林野火災対策に係る総合的な事業計画を作成し，その推進を図るものとする。

○国〔林野庁，国土交通省〕及び地方公共団体は，防火林道，防火森林の整備等を実施するものとする。

○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，警報発令中の火の使用制限の徹底を図るとともに，多発時期等における監視パトロール等の強化，火入れを行う者に対する適切な対応等を行うものとする。

○森林所有者，地域の林業関係団体等は，自主的な森林保全管理活動を推進するように努めるものとする。

第２節　林野火災防止のための情報の充実

○国〔気象庁〕は，林野火災防止のため，気象の実況の把握に努め，災害防止のための情報の充実と適時・的確な情報発表に努めるものとする。

第３節　防災活動の促進

○第２編１章３節１項「防災思想の普及，徹底」

１　防災知識の普及，訓練

(1)　防災知識の普及

○第２編１章３節２項(1)「防災知識の普及」

○国〔消防庁，林野庁〕，公共機関，地方公共団体等は，林野火災の出火原因の大半が不用意な火の取扱いによるものであることにかんがみ，林野火災予防運動等を通じて，林野火災に対する国民の防火意識の高揚を図るとともに，林業関係者，林野周辺住民，ハイカー等の入山者等への啓発を実施するものとする。なお，住民等への啓発は，多発期や休日前に重点的に行うなど林野火災の発生傾向に十分留意するものとする。

○国〔消防庁，林野庁，気象庁等〕は，我が国のおかれた自然条件等についての国民の正しい理解を得るため，林野火災に関する広報資料の作成等に努めるものとする。

○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，林野火災の未然防止と被害の軽減を図るため，標識板，立看板の設置や簡易防火用水を設置するなど防火思想の普及と初期消火に対応するための施設の配備を促進するものとするものとする。

(2)　防災知識の普及，訓練における要配慮者への配慮

○第２編１章３節２項(3)「防災知識の普及，訓練における要配慮者等への配慮」

２　国民の防災活動の環境整備

○第２編１章３節３項(1)「消防団，自主防災組織，自主防犯組織の育成強化」

○林野火災の予防活動については，地域住民や林業関係者等の協力が不可欠であるので，国〔消防庁，林野庁〕及び市町村は，住民や事業所等の自主防災活動を育成・助長するものとする。

３　住民及び事業者による地区内の防災活動の推進

○第２編１章３節３項(4)「住民及び事業者による地区内の防災活動の推進」

第４節　林野火災及び防災に関する研究等の推進

○第２編１章４節(1)「災害及び防災に関する研究の推進」

○第２編１章４節(2)「災害予知・予測研究及び観測の充実・強化等」

○国〔消防庁〕は，林野火災の延焼性状，有効な消火資機材及び災害発生場所の状況に応じた消火手段・方法，ヘリコプターによる空中消火に対応した消火戦術等について調査研究を推進するものとする。

○国〔消防庁〕は，関係機関間の緊密な連携を図りつつ，研究成果の流通の促進，研究体制の充実等を推進するものとする。

第５節　迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧への備え

○第２編１章６節「迅速かつ円滑な災害応急対策，災害復旧・復興への備え」

１　情報の収集・連絡及び応急体制の整備関係

(1)　情報の収集・連絡体制の整備

○第２編１章６節２項(1)「情報の収集・連絡体制の整備」

(2)　情報の分析整理

○第２編１章６節２項(2)「情報の分析整理」

(3)　通信手段の確保

○第２編１章６節２項(3)「通信手段の確保」

○国，地方公共団体等は，災害時の情報通信手段について，平常時よりその確保に努め，その整備・運用・管理に当たっては，山間地での広範囲な情報連絡が可能な通信機器の整備を促進することについて十分考慮するものとする。

(4)　職員の体制

○第２編１章６節２項(4)「職員の体制」

(5)　防災関係機関相互の連携体制

○第２編１章６節２項(5)「防災関係機関相互の連携体制」

(6)　都道府県等と自衛隊の連携体制

○第２編１章６節２項(6)「都道府県等と自衛隊との連携体制」

２　救助・救急，医療及び消火活動関係

(1)　救助・救急活動関係

○第２編１章６節５項(1)「救助・救急活動関係」

(2)　医療活動関係

○第２編１章６節５項(2)「医療活動関係」

(3)　消火活動関係

○第２編１章６節５項(3)「消火活動関係」

○国〔消防庁〕及び地方公共団体は，ヘリコプターによる空中消火を積極的に推進するため，ヘリコプターの整備，広域航空応援体制の整備，活動拠点及び資機材の整備等を積極的に実施できる体制づくりを推進するものとする。

○市町村（都道府県）は，林野火災用工作機器，可搬式消火機材等の消防用機械・資機材の整備促進に努めるものとする。

３　緊急輸送活動関係

○第２編１章６節６項「緊急輸送活動関係」

４　避難の受入れ及び情報提供活動関係

○第２編１章６節７項「避難の受入れ及び情報提供活動関係」

(1)　避難誘導

○第２編１章６節７項(1)「避難誘導」

(2)　指定避難所

○第２編１章６節７項(3)「指定避難所」

(3)　避難行動要支援者名簿及び個別避難計画

○第２編１章６節７項(4)「避難行動要支援者名簿及び個別避難計画」

(4)　被災者等への的確な情報伝達活動関係

○第２編１章６節７項(7)「被災者等への的確な情報伝達活動関係」

５　応急復旧及び二次災害の防止活動関係

○第２編１章６節３項「災害の拡大・二次災害防止及び応急復旧活動関係」

○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，林野火災により，流域が荒廃した地域の下流部における土砂災害等の危険度を応急的に判定する技術者の養成，並びに事前登録等の施策を推進するものとする。

６　防災関係機関等の防災訓練の実施

(1)　防災訓練の実施

○消防機関は，様々な状況を想定し，広域応援も想定した，より実践的な消火等の訓練を実施するものとする。

○消防機関を始めとする地方公共団体，国の機関，林業関係団体，民間企業及び地域住民等が相互に連携した訓練を実施するものとする。

(2)　実践的な訓練の実施と事後評価

○第２編１章６節 10 項(4)「実践的な訓練の実施と事後評価」

第２章　災害応急対策

第１節　発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立

１　災害情報の収集・連絡

(1)　林野火災発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡

○第２編２章２節「発災直後の情報の収集・連絡及び活動体制の確立」

○第２編２章２節１項(1)「被害規模の早期把握のための活動」

○第２編２章２節１項(3)「災害発生直後の被害の第一次情報等の収集・連絡」

(2)　一般被害情報等の収集・連絡

○第２編２章２節１項(4)「一般被害情報等の収集・連絡」

(3)　応急対策活動情報の連絡

○第２編２章２節１項(5)「応急対策活動情報の連絡」

２　通信手段の確保

○第２編２章２節２項「通信手段の確保」

３　地方公共団体の活動体制

○第２編２章２節３項「地方公共団体の活動体制」

４　公共機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

５　事業者の活動体制

○林業関係事業者は，消防機関，都道府県警察等との連携を図り，初期対応，情報連絡等の協力に努めるものとする。

６　広域的な応援体制

○第２編２章２節５項「広域的な応援体制」

７　国における活動体制

(1)　内閣官房，指定行政機関の活動体制

○第２編２章２節６項(1)「内閣官房，指定行政機関，公共機関の活動体制」

(2)　緊急参集チームの参集

○第２編２章２節６項(2)「緊急参集チームの参集」

(3)　職員の派遣

○第２編２章２節６項(3)「職員の派遣」

(4)　政府本部の設置又は各種会議等の開催

○第２編２章２節６項(4)「政府本部の設置又は各種会議等の開催」

(5)　特定災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(5)「特定災害対策本部の設置と活動体制」

○特定災害対策本部及びその事務局の設置場所は，原則として，消防庁内とする。

(6)　非常災害対策本部の設置と活動体制

○第２編２章２節６項(6)「非常災害対策本部の設置と活動体制」

○非常災害対策本部の設置場所は，原則として官邸内とし，その事務局の設置場所は，官邸及び消防庁内とする。

(7)　政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置

○第２編２章２節６項(9)「政府本部の調査団等の派遣，現地対策本部の設置」

(8)　自衛隊の災害派遣

○第２編２章２節６項(11)「自衛隊の災害派遣」

第２節　救助・救急，医療及び消火活動

１　救助・救急活動

(1)　地方公共団体及び国の機関による救助・救急活動

○第２編２章４節１項(2)「被災地方公共団体による救助・救急活動」

○第２編２章４節１項(3)「被災地域外の地方公共団体及び国の各機関による救助・救急活動」

(2)　資機材等の調達等

○第２編２章４節１項(5)「資機材等の調達等」

２　医療活動

○第２編２章４節２項(1)「被災地域内の医療機関による医療活動」

(1)　被災地域外からの災害派遣医療チーム（DMAT）等の派遣

○第２編２章４節２項(2)「被災地域外からの災害派遣医療チーム（ＤＭＡＴ）等の派遣」

(2)　広域後方医療施設への傷病者の搬送

○第２編２章４節２項(4)「広域後方医療施設への傷病者の搬送」

(3)　被災者の心のケア対策

○第２編２章４節２項(5)「被災者の心のケア対策」

３　消火活動

(1)　消防機関等による消火活動

○第２編２章４節３項(1)「地方公共団体等による消火活動」

○消防機関等は，速やかに火災の状況を把握するとともに，迅速に消火活動を行うものとする。

○消防機関は，林野火災防御図の活用等を図りつつ，効果的な消火活動を実施するとともに，時期を失することなく，近隣市町村に応援要請を行うなど早期消火に努めるものとする。

○地方公共団体は，他の地方公共団体，自衛隊との連携を図りつつ，ヘリコプターを積極的に活用し，林野火災の偵察及び空中消火の早期実施を行うよう努めるものとする。

(2)　被災地域外の地方公共団体による応援

○第２編２章４節３項(2)「被災地域外の地方公共団体による応援」

４　惨事ストレス対策

○第２編２章４節４項「惨事ストレス対策」

第３節　緊急輸送のための交通の確保・緊急輸送活動

１　交通の確保・緊急輸送活動の基本方針

○第２編２章５節１項「交通の確保・緊急輸送活動の基本方針」

２　交通の確保

○第２編２章５節２項(2)「道路交通規制等」

第４節　避難の受入れ及び情報提供活動

１　避難誘導の実施

○第２編２章６節１項「避難誘導の実施」

２　指定避難所

(1)　指定避難所の開設

○第２編２章６節３項(1)「指定避難所の開設」

(2)　指定避難所の運営管理

○第２編２章６節３項(2)「指定避難所の運営管理等」

３　広域一時滞在

○第２編２章６節６項「広域一時滞在」

４　要配慮者への配慮

○第２編２章６節７項「要配慮者への配慮」

５　被災者等への的確な情報伝達活動

(1)　被災者への情報伝達活動

○第２編２章６節９項(1)「被災者への情報伝達活動」

(2)　国民への的確な情報の伝達

○第２編２章６節９項(2)「国民への的確な情報の伝達」

(3)　住民等からの問合せに対する対応

○第２編２章６節９項(3)「住民等からの問合せに対する対応」

(4)　海外への情報発信

○第２編２章６節９項(4)「海外への情報発信」

第５節　応急復旧及び二次災害の防止活動

○第２編２章３節２項(1)「施設・設備の応急復旧活動」

○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，林野火災により流域が荒廃した地域の下流部においては土石流等の二次災害が発生するおそれがあることについて十分留意して二次災害の防止に努めるものとする。

○国〔農林水産省，国土交通省〕及び地方公共団体は，降雨等による二次的な土砂災害防止施策として専門技術者を活用して，土砂災害等の危険箇所の点検等を行うものとする。その結果，危険性が高いと判断された箇所については，関係住民へ

の周知を図り，応急対策を行うとともに，警戒避難体制の整備を行うものとし，可及的速やかに砂防設備，治山施設，地すべり防止施設等の整備を行うものとする。

第３章　災害復旧

○第２編３章２節「迅速な原状復旧の進め方」

○国〔農林水産省，国土交通省〕，地方公共団体等は，林野火災跡地の復旧と林野火災に強い森林づくりへの改良復旧を行う。